

JICA 2020

ANNUAL REPORT

国際協力機構 年次報告書



国際協力機構 (JICA) は、日本の政府開発援助 (ODA) の中核を担う独立行政法人です。

世界有数の包括的な開発援助機関として、

世界のさまざまな地域で開発途上国に対する協力を行っています。

2017年7月に新しく掲げたビジョンに基づき、多様な援助手法を組み合わせ、

開発途上国が抱える課題の解決を支援していきます。

ミッション

JICAは、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現します。

ビジョン

信頼で世界をつなぐ

Leading the world with trust

JICAは、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、

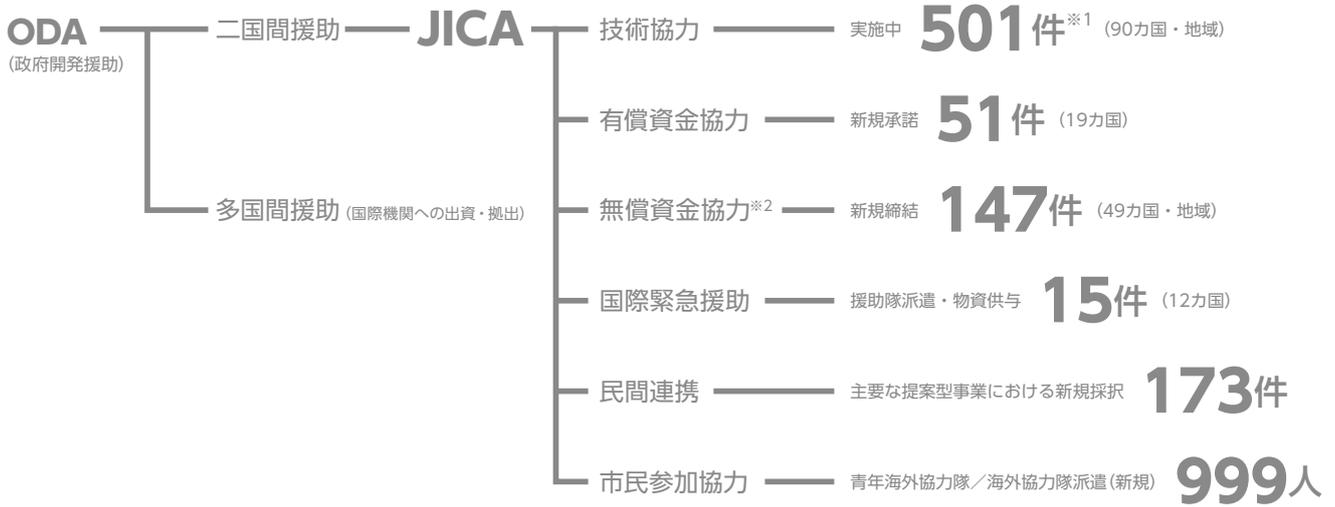
自由で平和かつ豊かな世界を希求し、

パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。

アクション

- 1 **使命感**——誇りと情熱をもって、使命を達成します。
- 2 **現場**——現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
- 3 **大局観**——幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
- 4 **共創**——様々な知と資源を結集します。
- 5 **革新**——革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

協力メニューと実績(2019年度)



援助対象の開発途上国・地域^{※3}

150カ国・地域
2019年度

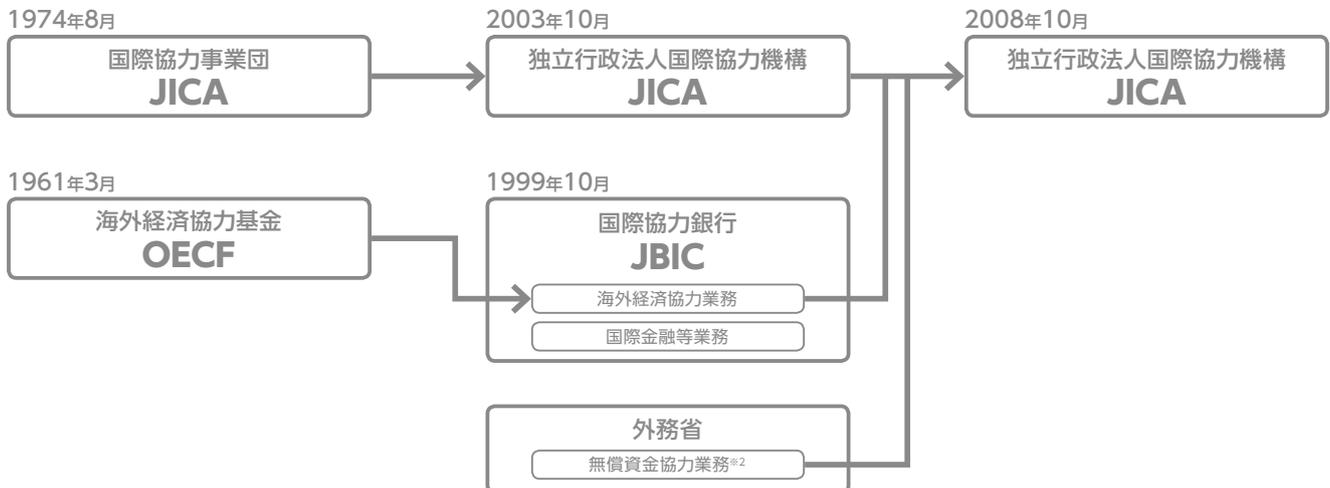
海外拠点

96カ所
2020年7月1日現在

国内拠点

14カ所
2020年7月1日現在

沿革



※1 技術協力プロジェクトの件数
 ※2 外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除く。
 ※3 JICAの事業実績があった国からDAC諸国を除いた国・地域数



JICAは「人間の安全保障」の実現を二大ミッションの一つとして、開発途上国の発展に協力してきました。しかし、新型コロナウイルスの感染が世界に広がり、経済的に豊かな国々でも猛威を振るい、医療崩壊を招き、さらに人々の暮らしや経済に対して甚大な被害をもたらしています。この出来事は、世界大恐慌や第2次世界大戦にも匹敵し、世界の構造に大変革をもたらす可能性があります。一方、この世界の変化は、新型コロナウイルスによってのみもたらされたものではなく、以前より生じていた変化が加速化しているものだともいえます。私たちはこの危機をさまざまな変革や改善につなげる好機ととらえ、より公正で強靱な社会をつくるために果敢に取り組まなければなりません。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、2020年1月以降、JICA事業も影響を受けました。109カ国に派遣していた海外協力隊員や専門家は、現地の医療事情や

交通状況などを勘案して一時帰国させざるを得ませんでした。しかし、在外事務所長、次長など多くのJICA職員は現地に残り、現地職員と一丸となって、先方政府との協議をオンラインで行うなど工夫を凝らしながら協力継続に尽力してきました。また、経済的な影響の緩和のため、緊急財政支援を実施するとともに、コロナ対策支援のため、医療資機材などの供与、医療従事者に対するトレーニングなどの協力を迅速に行っています。2020年8月からは、事務所員を中心に現地に戻りつつあります。開発途上国の社会・経済に対する包括的な協力を通じて、新型コロナウイルスが甚大な被害をもたらさないように一層の取り組みを進めています。

新型コロナウイルスとの闘いは今後も続くでしょう。ウィズコロナ、ポストコロナの世界においては、国と国との相互の信頼、つながりを維持・発展させることが必要です。JICAは、日本のODAの一元的実施機関として、

ごあいさつ

Message

強固な信頼に基づく国際協力で、 より強靱な社会へ

開発途上国との間に築いた長年の信頼関係を発展させ、より強靱な社会を構築するために一層大きな役割を果たさなければなりません。

脆弱性が露呈した開発途上国の保健医療分野については、これまでの協力の成果を生かしつつ、人々の命を守るための包括的な協力を展開します。科学的知見や日本の経験、最先端技術を生かし、保健医療施設の整備、保健医療体制の構築さらには人材育成を含め、世界中で強靱な保健医療システムを構築していきます。あわせて、水・衛生施設の整備や手洗い励行、栄養改善など、これまでも実施してきた予防面での協力も行い、感染症に強い社会づくりにも力を入れていきます。

国内外の移動の制約は当面続くものと思われませんが、JICAが長年の協力を通じて培ってきた世界各地の人財や組織とのネットワークを最大限に活用しながら、創意工夫を凝らした協力を積極的に展開していきます。また、

このような時期だからこそ、日本への留学生の受入れや外国人材受入促進支援は、感染拡大防止に慎重を期しつつ大胆に行います。

JICAは、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、国際機関、大学・研究機関、地方自治体、NGO、民間企業など多様なパートナーと連携を強化しながら、あらゆる方策を通じて開発途上国の発展、ひいては世界の安定と日本の繁栄のためにこれからも最善を尽くしていきます。

2020年9月
国際協力機構理事長
北岡伸一

目次

JICA at a Glance

JICAの取り組みを数字でわかりやすく紹介

p.6

JICAの戦略

5年間の中期計画や事業展開の方向性について

p.14

事業実績の概況

事業別、地域別、分野別に見るJICAの実績

p.16

コーポレート ガバナンス

内部統制、安全管理をはじめ組織統治体制を紹介

p.80

Profile	1
理事長メッセージ	2
JICA at a Glance	6
HIGHLIGHTS 2019	8

事業の目的と概況 10

日本のODAとJICAの役割	12
JICAの戦略	14
事業実績の概況	16
[コラム] 感染症対策への協力	19

活動報告 20

地域別取り組み

東南アジア・大洋州	22
東・中央アジア	26
南アジア	28
中南米	30
アフリカ	32
中東・欧州	34

課題別取り組み

貧困削減	36
平和構築	37
ジェンダーと開発	38
気候変動対策	39
社会基盤	40
人間開発	42
地球環境	44
農業開発・農村開発	46
産業開発・公共政策	48

パートナーとの連携

民間企業とのパートナーシップ	50
地球規模課題に対応する科学技術協力	53
市民参加協力	54
ボランティア事業	56
国際緊急援助	58
研究活動	60
開発パートナーシップとSDGsへの取り組み	62
[コラム] 中南米日系社会との連携	64
[コラム] JICA開発大学院連携	65

協力形態と事業運営	66
技術協力	68
有償資金協力	70
無償資金協力	72
環境社会配慮	74
事業評価	76
人材養成・確保	77

組織運営	78
コーポレートガバナンス	80
人材（人財）	89
広報活動	91

組織概要	
沿革	92
組織図・役員一覧	93
本部・国内拠点・海外拠点	94
予算	96
事例索引	97

別冊（資料編）

事業実績統計、財務諸表、財務状況については別冊（資料編）をご参照ください。

データ版も公開しています。

<https://www.jica.go.jp/about/report/index.html>

本報告書の計数、地図について

1. この年報は2019年度（会計年度。2019年4月1日から2020年3月31日まで）の国際協力機構の活動をまとめたものです。
2. 収録した事業実績に関する統計などの数値は、国際協力機構に関するものは上記2019年度について、政府開発援助（ODA）に関するものは2019年（2019年1月1日から12月31日まで）について集計したものです。なお、一部の数値は暫定値を使用しています。また集計の時期や方法などにより、数値が異なる場合があります。
3. ODAに関する金額の表示単位は米ドルです。換算レートは1米ドル＝109.0459円（2019年のDAC指定レート）を使用しています。
4. 本書で使用している地図はすべて略図で、国境紛争地域、国境不明確地域などの国境線は、便宜上付したものです。

表紙・中扉写真提供

久野真一：表紙（下右）、中扉（P.20、P.67下、P.78）

鈴木 華：中扉（P.10）

ウェブサイト等

より詳細な情報はウェブサイトに掲載しています。ODA見える化サイトは、協力プロジェクトに関するさまざまな情報を、写真や映像も含めてわかりやすく紹介するサイトです。また、評価に関する取り組みや事業の評価結果を公表する事業評価年次報告書も発行しています。

コーポレートサイト
<https://www.jica.go.jp>



ODA見える化サイト
<https://www.jica.go.jp/oda/index.html>



事業評価年次報告書2019
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2019/index.html



JICA at a Glance

数字で見るJICAの取り組み

SDGsへの貢献

JICAは「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向けて、世界の幅広い課題に取り組んでいます。新型コロナウイルスを含め開発途上国が直面する課題に対し、経済、環境、社会の3側面と、「5つのP」——People (人間)、Planet (地球)、Prosperity (繁栄)、Peace (平和)、Partnership (連携)を重視し、「誰一人取り残さない」世界を目指します。

8,050万人



給水施設整備支援による
給水人口

(1999~2019年度)

新型コロナウイルスなどの感染症対策にも欠かせない「安全な水」。安全な水を持続的に供給するために、計画策定・事業運営などの能力強化(ソフト)とインフラ整備(ハード)の両面で協力しています。

940万世帯



アフリカにおける電力インフラ整備で
電力アクセスの向上が見込まれる世帯数

(2016~2018年*承諾案件)

第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)の支援の一環として電力需要が急増する7カ国において、発電や送電、変電施設整備事業を計8件実施し、電力供給の向上・安定化を通じて地域経済の活性化を後押しします。

ゴール3: すべての人に健康と福祉を



新型コロナウイルスの脅威が全世界に広がるなか、SDGsのゴール3への貢献を通じて培ってきたノウハウ、人材、インフラなどが各国で人々の命を守っています。

34カ国 900万冊

母子手帳に関連した支援を行った国での年間発行冊数
(2019年*JICA推計)

世界の母親や子どもの命と健康を守るため、母子手帳の導入・普及などを通して、必要な母子保健サービスを継続的に受けられるよう協力しています。

2,817人

保健医療分野の研修のため来日した研修員
(2017~2019年度)

母子保健、感染症対策など保健医療のさまざまな分野で研修員を受け入れ、技術や知識の習得などを支援しました。帰国研修員のなかには新型コロナウイルス感染症対策の最前線に立つ人材も。日本での経験や学びが母国で生かされています。

※ 暦年

4万576人



「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」の下、
アジア地域で育成を支援した産業人材の数

(2018~2019年度)

日本政府は2018年の日・ASEAN首脳会議において、5年間で8万人規模の産業人材育成への支援を表明。JICAは実践的技術力、設計・開発力、イノベーション力、経営・企画・管理能力などの強化に加え、AIなどのデジタル分野での協力を進めています。

8万3,000戸



ネパール地震後に緊急住宅復興事業 (円借款) を通じて
再建した住宅戸数

(2015~2019年度)

M7.8のネパール地震から5年。「Build Back Better (より良い復興)」の下、より地震に強い建築法の普及や地域コミュニティとの連携を通じて住宅の再建に貢献しました。他ドナーの建設支援事業と比べて高い完工率(87%)を記録しています。

1,850人



南スーダンで平和と結束をテーマに開催する
全国スポーツ大会に参加した若者の数

(過去5大会の総数)

スポーツを通じて国民の交流、民族間の融和を促進し、市民レベルの平和と社会的結束を後押しするべく、JICAは2016年の第1回全国スポーツ大会「国民結束の日」から大会開催に協力しています。

2,200億円



JICAが発行する
「ソーシャルボンド (社会貢献債)」の発行額

(2016~2019年度)

2019年度末現在、計101の金融機関、地方自治体、学校法人などがJICA債への投資を表明しています。投資家からお預かりした資金は、SDGs達成に取り組むための開発途上国向け融資などに充てられています。

8,622人

保健医療・福祉系職種の協力隊派遣人数

(1965~2019年度)

看護師、助産師、保健師、理学療法士、感染症・エイズ対策などのJICA海外協力隊員が世界中で活躍してきました。技術協力プロジェクトと連携した活動も展開しています。

1,059施設

資金協力により整備している医療施設数

(2008~2019年度)

多くの人々に対して必要な保健医療サービスを届けるため、国や地域の拠点となる病院や住民がアクセスしやすいコミュニティにおけるヘルスセンターのほか、検査ラボなどの医療施設を整備する事業に取り組んでいます。

HIGHLIGHTS 2019

「令和」という新しい時代を迎えた2019年度。挑戦し続ける組織であり続けるために——
新たな戦略や取り組みを進めた1年の動きのなかで、JICAの主要なトピックスを紹介します。

2019年4月 「JICA食と農の協働プラットフォーム(JiPFA)」設立



アフリカから来日した研修員に自社商品を紹介する日本の農機企業。積極的な意見交換がなされた

産官学の経験共有と 共同活動を加速させる場として

JiPFAは持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、開発途上国の農林水産と食料・栄養分野における日本の産官学関係者が情報や経験を共有し、さまざまな共同活動を生み出すことを目標に設立されました。2019年度はフォーラムなどを19回開催し、民間企業や各分野の専門家など、延べ1,340人が交流しました。各界の連携による開発途上国の農業・食料問題の解決に向けた新たな試みに注目が集まっています。

2019年8月 第7回アフリカ開発会議(TICAD7)が横浜で開催

「アフリカに躍進を！ひと、技術、 イノベーションで。」をテーマに

アフリカの53カ国から42名の首脳を含む代表団が横浜に集い、TICAD7が開催されました。日本の安倍首相(当時)とエジプトのシシ大統領が共同議長を務め、成果文書として「横浜宣言」を採択。日本政府は、今後3年間での官民によるアフリカ開発への貢献策「TICAD7における日本の取組」を発表しました。JICAは横浜宣言や貢献策に基づくアフリカ開発への協力を着実に進めていきます【→ P.32 「アフリカ」を参照ください】。



6年ぶりに日本での開催となったTICAD7【写真提供：外務省】

2019年10月 緒方貞子元JICA理事長が逝去



シリアのアレッポにある難民キャンプの学校を訪問(2008年3月)

世界が敬愛した 人道と開発の巨人

JICA初代理事長を務めた緒方貞子さんが永眠されました。緒方さんは、2003年から8年半にわたりJICAを牽引。現場重視の意識を組織内に徹底させ、日本外交の柱である「人間の安全保障」の実践、旧国際協力銀行の海外経済協力部門との統合、JICA研究所の設立(2020年4月にJICA緒方貞子平和開発研究所に改称)などにおいて、卓越した指導力を発揮されました。JICAは緒方さんの遺産を維持・発展させ、今日的な課題や脅威に即した「人間の安全保障」の実践に取り組んでいきます。

カレンダーで見る 2019年度の主要トピックス

4月	★「JICA食と農の協働プラットフォーム (JiPFA)」設立
5月	日本と開発途上国の農業人材の育成に向け、全国農業協同組合中央会 (JA全中) と連携協力基本協定を締結
6月	コンボ：コンボ紛争終結から20年、民族融和を支えるメディア支援に成果
6月	モンゴル：無償資金協力で同国初の大病院の施設が完成 (10月、開院)
6月	フランス開発庁と協力覚書を更新。インド太平洋地域とアフリカでの連携を促進
7月	三井住友海上火災保険株式会社と覚書を締結。企業の海外展開支援を強化
7月	南東部アフリカとインド洋諸国の7カ国が「防災プラットフォーム」を発足
7月	コンゴ民主共和国：エボラ出血熱の流行に対し、国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣と物資供与を実施 (～9月)
8月	日本初、国際金融公社策定のインパクト投資の運用原則に署名
8月	★第7回アフリカ開発会議 (TICAD7) が横浜で開催
9月	インドネシア：JICA初のPPP事業における政府機関の調達手続き支援業務を開始
10月	「JICA-高専イノベーションプラットフォーム」設置。柔軟な発想と技術を活用
10月	熊本県と連携協定を締結。地方創生と多文化共生社会実現に向けた人材育成へ
10月	★緒方貞子元JICA理事長が逝去
12月	ペルー：日系人互助組合が起源の信用組合へJICA初の劣後融資。日本人移住120周年、新たな協力関係へ
12月	長崎大学と包括連携協力協定を締結。熱帯医学・感染症対策分野で連携を強化
2020年	
1月	★阪神・淡路大震災から25年
1月	日ASEAN技術協力協定に基づく第1号案件、サイバーセキュリティ対策強化に向けた政策能力向上研修を日本で実施
2月	★タイ政府と海洋プラスチック汚染研究に関する協力を合意
3月	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対応

★=左で詳しく紹介しています

2020年1月 阪神・淡路大震災から25年

震災の教訓を未来に生かし、世界に還元



総合防災研修の一環で六甲山の砂防施設を視察する研修員たち

2020年1月17日で震災発生から25年が経過しました。震災後の2007年、JICAと兵庫県は開発途上国で防災に携わる人材を効果的に育成する拠点として、JICA兵庫 (現JICA関西) 内に「国際防災研修センター」を設置。これまで121カ国から3,000名以上の研修員の受入れを通じて、阪神・淡路大震災の教訓や経験をはじめ、日本の「BOSAI」のナレッジを伝えてきました。今後も、「仙台防災枠組2015-2030」の達成に向けて日本の教訓を世界に発信します。

2020年2月 タイ政府と海洋プラスチック汚染研究に関する協力を合意

海洋プラスチックごみの実態解明と 問題の解決を目指して



タイの海岸に漂着した海洋プラスチックごみ

近年、海洋プラスチックごみが国際的に深刻な環境問題として取り上げられています。この問題の解明に正面から取り組む初の協力として、JICAはタイ政府関係機関との間で海洋プラスチックごみの実態把握に取り組む科学技術協力の実施に合意しました。両国の研究機関が協力し、共同研究を通じて実態把握や東南アジア海域でのモニタリング体制を構築することで、問題の解決に挑みます。





事業の 目的と概況

日本のODAの概要とJICAの支援メニュー、
中期計画や2020年度の事業展開の方向性、
事業実績などの概要を紹介します。

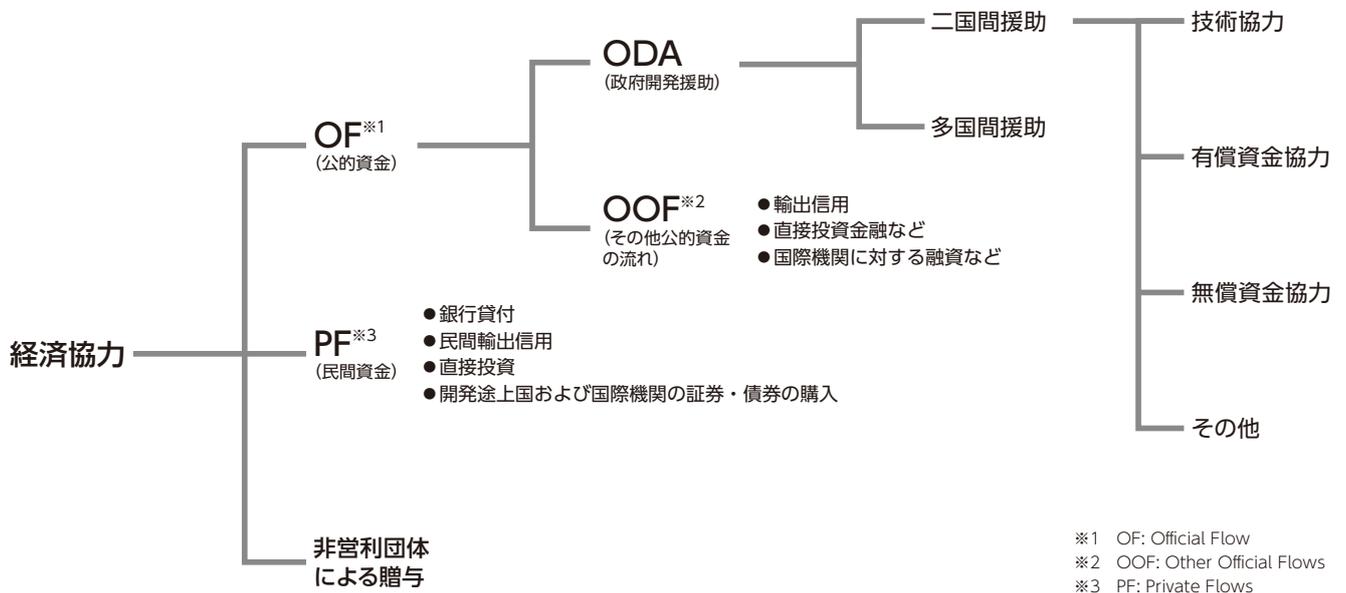
日本のODAとJICAの役割

ODAとは

開発途上国の社会・経済の開発を支援するため、政府をはじめ、国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が経済協力を行っています。これらの経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力を政府開発援助(Official Development Assistance: ODA)といいます。

ODAは、その形態から、二国間援助と多国間援助(国際機関への出資・拠出)に分けられます。二国間援助は「技術協力」「無償資金協力」「有償資金協力」の3つの手法と、ボランティア派遣など「その他」の方法で実施されます。

図表-1 経済協力と政府開発援助



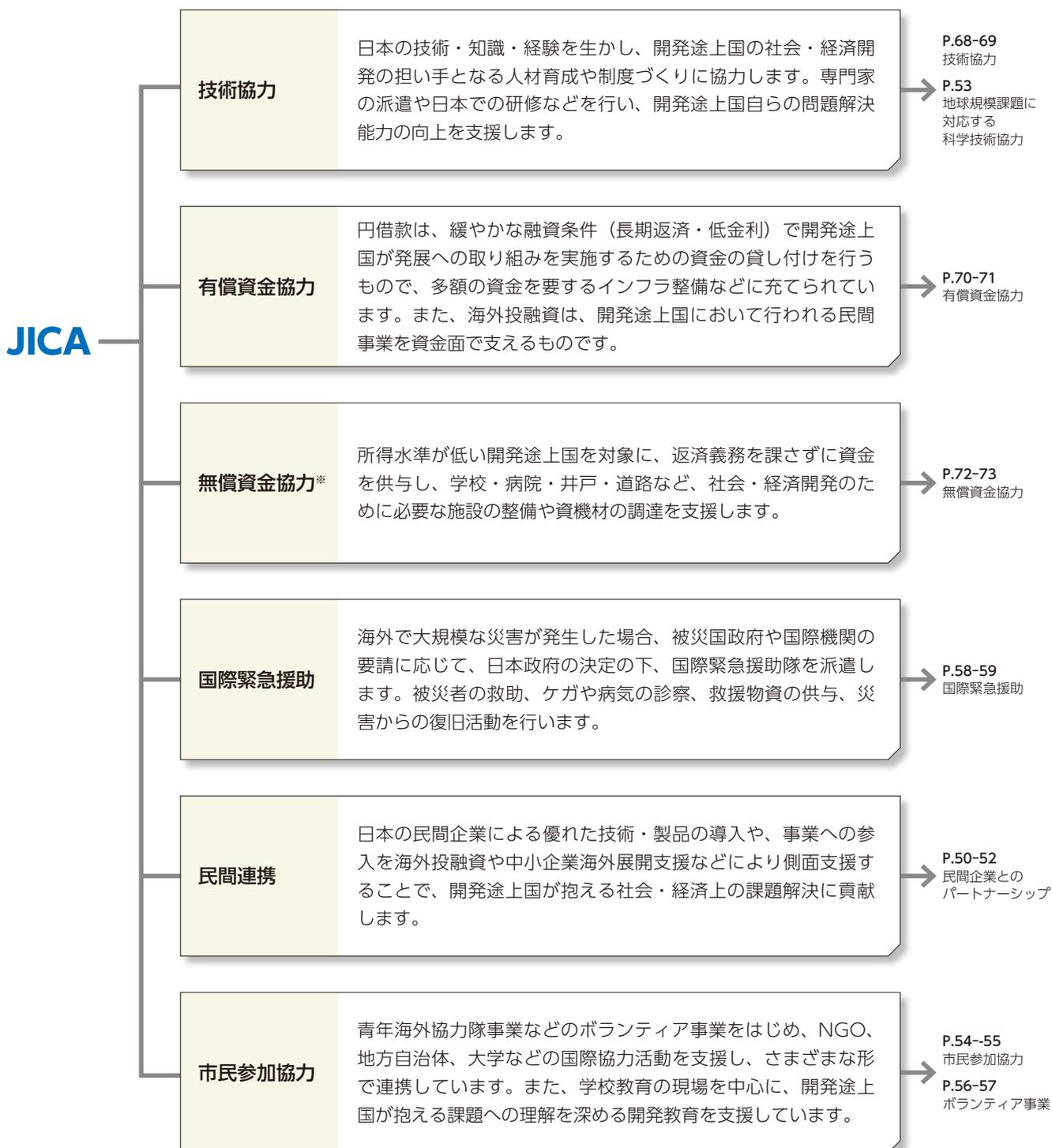
図表-2 日本のODA実績 [2019年(暦年)、暫定値]

援助形態	援助実績 [2019年(暦年)]	ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)			構成比(%) ODA計 (純額ベース)
		実績	前年実績	増減率(%)	実績	前年実績	増減率(%)	
ODA	贈与							
	無償資金協力	2,553.02	2,639.75	-3.3	2,783.97	2,915.28	-4.5	22.0
	技術協力*	2,721.18	2,651.71	2.6	2,967.34	2,928.49	1.3	23.5
	贈与計	5,274.21	5,291.46	-0.3	5,751.31	5,843.77	-1.6	45.5
	政府貸付等(純額)	2,150.80	769.15	179.6	2,345.35	849.43	176.1	18.5
	二国間ODA計(純額ベース)	7,425.00	6,060.61	22.5	8,096.66	6,693.20	21.0	64.0
	国際機関向け拠出・出資等計(総額・純額ベース)	4,171.19	3,965.38	5.2	4,548.52	4,379.28	3.9	35.8
	ODA計(支出純額)	11,596.20	10,025.99	15.7	12,645.18	11,072.48	14.2	100.0
	名目GNI速報値(10億ドル、10億円)	5,266.61	5,135.33	2.6	574,302.40	567,134.50	1.3	
	対GNI比(%) : (純額ベース)	0.22	0.20		0.22	0.20		

(注) 1. 上記には卒業国向けの援助を含んでいます。卒業国向け援助を除いた実績の詳細は、別冊資料編の表1を参照ください。
 2. DAC諸国以外の卒業国で支出実績を有するのは次の16カ国・地域：アラブ首長国連邦、ウルグアイ、オマーン、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、セーシェル、セントクリストファー・ネイビス、チリ、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、パーレーン、バルバドス、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ、ルーマニア
 3. 2019年DAC指定レート：1ドル=109.0459円(2018年比、1.3919円の円高)
 4. 四捨五入の関係上、各形態の計が一致しないことがあります。
 5. 債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含みません。
 6. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきましたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めました。
 7. 技術協力に含めてきたNGO事業補助金については、2011年実績より各国の無償資金協力に含めることとします。
 8. 本データは外務省提供によるもの。前年実績は確定値を掲載。
 ※ 技術協力に行政経費・開発啓発費を含みます。

JICAが実施する 支援メニュー

JICAは日本の二国間援助の中核を担う世界有数の開発援助機関です。技術協力、有償資金協力、無償資金協力*を中心としたさまざまな支援メニューを効果的に活用し、開発途上国が抱える課題の解決に貢献するため、世界の約150の国と地域で事業を展開しています。



* 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

JICAの戦略

第4期中期計画 (2017～2021年度)

JICAは法律に則り、5年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。2017年度より開始した第4期中期計画(2017～2021年度)では、持続可能な開発目標(SDGs)などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題(インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題)、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。

これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICAは今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

第4期中期計画の枠組み

開発協力を通じた開発課題および地球規模課題の解決、わが国の国益への貢献

平和と安全と繁栄、安定性、透明性
および予見可能性が高い国際環境の
実現

国際社会におけるわが国への信頼感
の向上、開発途上地域との関係強化、
国際社会の秩序と規範形成への貢献

開発途上地域との関係性の強化を通
じたわが国経済、社会の活性化への
貢献

重点領域

- 国の発展を担う人材の育成
- 開発の担い手との連携強化とわが国地域活性化への貢献
- 国際的公約実現への貢献および国際社会でのリーダーシップの発揮
- 安全対策の強化

重視するアプローチ

- 信頼関係の構築に向けたオーナーシップとパートナーシップを重視した協力の推進
- 人間の安全保障を踏まえた人間中心のアプローチ
- 事業の戦略性の強化と業務の質の向上
- 統一性・一貫性のある情報発信

具体的な取り組み

重点課題への取り組み

- 経済成長の基礎および原動力の確保
- 人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の構築
- 地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

連携の強化

- 民間企業等
- NGO/市民社会組織
- ボランティア
- 大学・研究機関 ● 地方自治体
- 開発教育、理解促進等

事業実施基盤の強化

- 広報 ● 知的基盤の強化
- 事業評価 ● 災害援助等協力
- 開発協力人材の育成促進・確保

地域の重点取り組み

- 東南アジア・大洋州
- 南アジア
- 東・中央アジアおよびコーカサス
- 中南米・カリブ
- アフリカ
- 中東・欧州

安全対策の強化

その他重要事項

- 効果的・効率的な開発協力の推進
- 国際的な議論への積極的貢献および国際機関・他ドナー等との連携推進
- 開発協力の適正性の確保
- 内部統制の強化等
- 財務内容の改善
- 人事、施設・設備に関する計画等

国の重要方針と政策

開発協力大綱
関連政策、各種政府公約

開発協力を取り巻く国際的な枠組み

持続可能な開発目標(SDGs)
パリ協定(気候変動)

2020年度の 事業展開の方向性

開発協力大綱および第4期中期計画で掲げられている重点課題の解決を通じて国際社会の平和と安定、繁栄に貢献することを目的として、「人間の安全保障」や「質の高い成長」の実現などを念頭に、以下の取り組みを強化します。

なお、2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大への対策に最優先で取り組み、その状況を見極めつつ、事業展開の方向性を機動的かつ柔軟に見直します。

1 「自由で開かれた インド太平洋」の 実現に向けた事業展開

日本政府が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、事業を推進します。特に、域内の航行の自由や法の支配の普及・定着、国際スタンダードに則った質の高いインフラ整備による連結性の向上、海上安全保障分野の能力強化、「JICA開発大学院連携」の深化などによる知日派リーダーの育成などに、ソフト・ハードの両面で取り組みます。

2 尊厳ある社会の 実現に向けた 「人間の安全保障2.0」の 具現化

先鋭化した既存の課題や顕在化した新しい課題を踏まえて2019年度に再整理した「人間の安全保障2.0」の具現化を推進します。特に、新型コロナウイルスの影響を踏まえた健康・経済危機への対応強化、平和構築や相互理解の促進、防災・気候変動対策の取り組み強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)や栄養分野の取り組み強化、女子教育の拡充や日本式学校教育の推進などに取り組みます。

3 日本国内の多文化共生・ 地域経済活性化に資する 取り組みの強化

JICAの人的資源やネットワークなどを活用して、日本国内の多文化共生や地域経済活性化に資する取り組みを強化します。特に、「選ばれる日本」に向けた国内外での戦略的かつ一貫した外国人材の受入れ環境の整備、グローバルな視野で地域の産業振興や多文化共生に貢献する人材の育成、地方自治体や中小企業のノウハウを生かした国際協力、多文化共生に寄与する日系社会との協働などを推進します。

4 新しい時代の ニーズに応える 事業の構築・実践

日本の厳しい財政状況のなかで、SDGsや時代とともに変化し続ける開発途上地域の支援ニーズに適切に応えるための取り組みを強化します。特に、デジタル技術の活用を含むイノベーションの促進、新興ドナーとの連携強化、研究機能の強化、外部資金のさらなる活用、JICA内外における情報共有・対話・事業協働などを推進する仕組み(プラットフォーム)の構築・強化などに取り組みます。

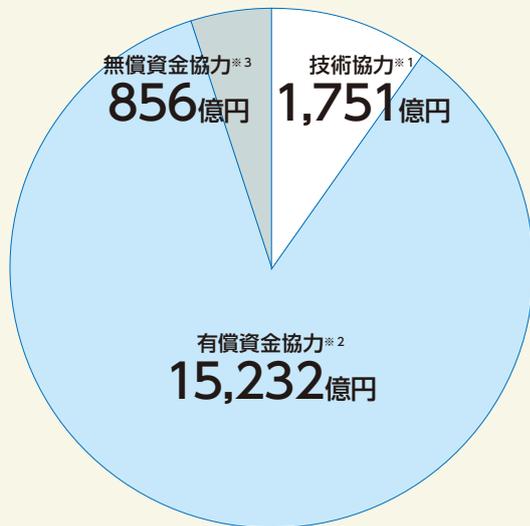
事業実績の概況

事業実績の概要

事業別の実績

JICAの2019年度事業別実績(図表-3、図表-4)については、技術協力が1,751億円で、前年度比7.9%減となっています。また、無償資金協力の供与実績は、計147件、856億円(贈与契約締結額)となりました。有償資金協力のうち、円借款の供与実績は40件、1兆4,594億円(承諾額)、海外投融資の供与実績は計11件、637億円(承諾額)となりました。

図表-3 2019年度事業規模



- *1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績
- *2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額
- *3 2019年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2019年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

図表-4 2019年度事業別実績

(単位: 億円)

	2019年度	2018年度(参考)
技術協力*1計	1,751	1,901
研修員受入	170	175
専門家派遣	572	630
調査団派遣	363	333
機材供与	15	21
青年海外協力隊/海外協力隊派遣	82	82
その他海外協力隊派遣	18	28
その他	531	632
有償資金協力*2計	15,232	12,661
無償資金協力*3計	856	985

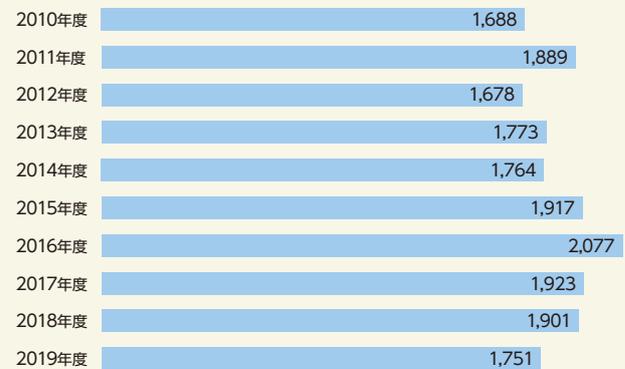
- (注)各事業額は少数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがあります。
- *1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績
 - *2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額
 - *3 各年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、各年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

過去10年間の推移

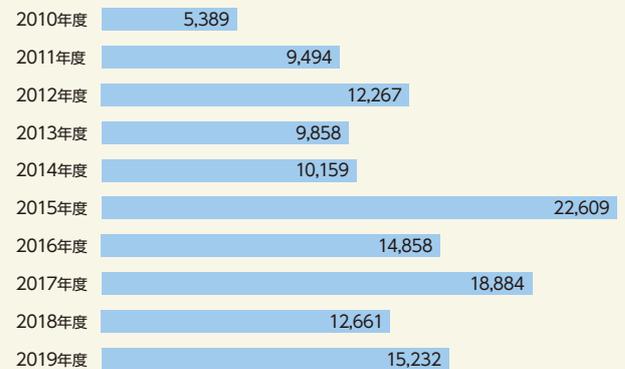
図表-5~7は、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。

有償資金協力は、2019年度は1兆5,232億円と前年度に比べ20.3%増、また、無償資金協力は、2019年度は総額856億円と、前年度に比べ13.1%の減となっています。

図表-5 過去10年間の技術協力経費の推移 (単位: 億円)

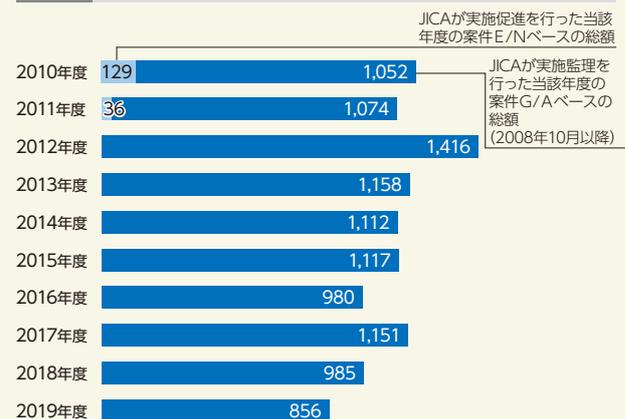


図表-6 過去10年間の有償資金協力承諾額の推移 (単位: 億円)



(注)円借款、海外投融資(貸付・出資)の合計額

図表-7 過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移 (単位: 億円)



地域別の実績

技術協力について、地域別の実績を見ると、アジア35.7%、アフリカ18.9%、北米・中南米7.8%の順で割合が多くなっています。

また、2019年度の新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア81.6%、アフリカ7.9%、中東7.2%の順となっています。2018年度から変わらず、

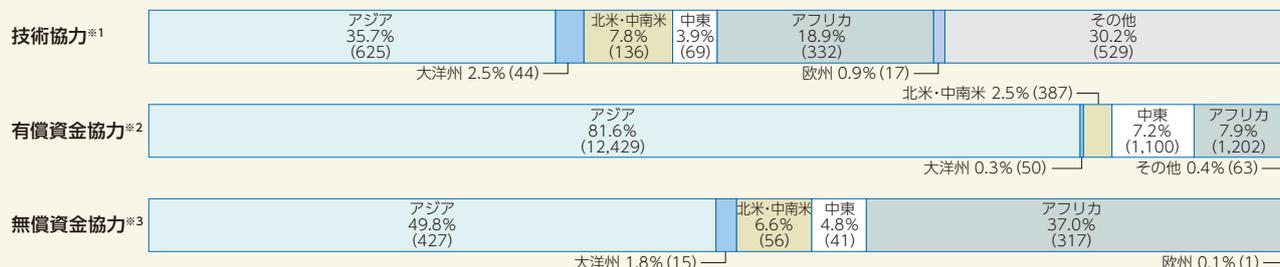
アジアの比率が高くなっています。

無償資金協力では、アジア49.8%、アフリカ37.0%、北米・中南米6.6%と、2018年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。

なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの(全世界)などが含まれています。

図表-8 地域別の実績構成比 (2019年度)

(単位: % / 億円)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

*1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績 *2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額 *3 2019年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2019年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

分野別の実績

技術協力について、その実績を分野別に見ると、公共・公益事業22.6%、人的資源11.2%、農林水産10.6%の順となっています。

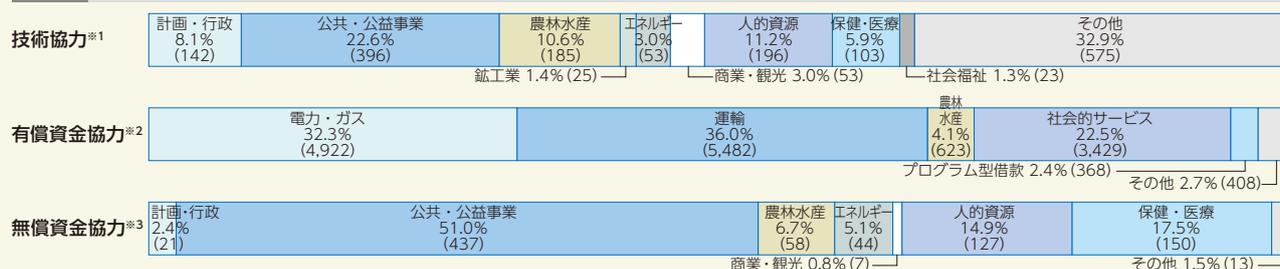
有償資金協力については、道路・鉄道などの運輸分野

への協力実績が36.0%、次いで電力・ガス32.3%、社会的サービス22.5%の順で割合が高くなっています。

無償資金協力については、公共・公益事業が51.0%、次いで保健医療17.5%、人的資源14.9%となっています。

図表-9 分野別の実績構成比 (2019年度)

(単位: % / 億円)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

*1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績 *2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額 *3 2019年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2019年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

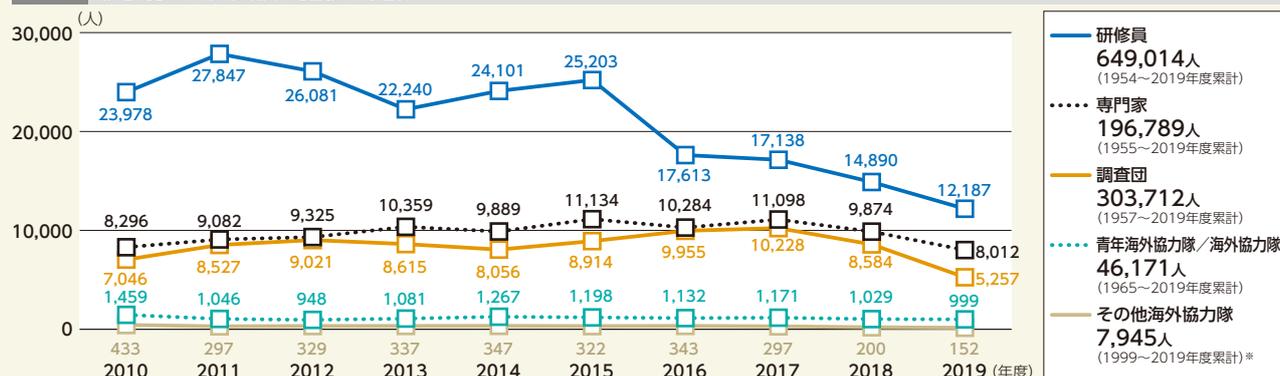
技術協力形態別の人数実績の推移

2019年度のJICA事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入(新規)が1万2,187人、専門家派遣(新規)8,012人、調査団派遣(新規)が5,257人、青年海外協力隊/海外協力隊派遣(新規)が999人、その他海外協力隊派遣(新規)が152人でした。この結果、累計では研修員受入64万9,014人(1954~2019年度)、専門家派遣

19万6,789人(1955~2019年度)、調査団派遣30万3,712人(1957~2019年度)、青年海外協力隊/海外協力隊派遣4万6,171人(1965~2019年度)、その他海外協力隊7,945人(1999~2019年度)*となっています。

2009年度以降の形態別人数実績の推移は、図表-10のとおりです。

図表-10 形態別の人数実績の推移(累計)



* 内訳はシニア海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊、国連ボランティア、日系社会青年海外協力隊。これらは1998年までは他の形態の実績として集計されています。

(注) 移住者送付は1995年度で終了。1952~1995年度の累計は、73,437人です。

財務諸表の概要

一般勘定

1. 貸借対照表の概要

令和元年度末現在の資産合計は318,597百万円と、前年度末比32,386百万円増となっております。これは、現金及び預金の17,559百万円増および退職給付引当金見返の14,982百万円増(会計基準変更に伴い当年度より計上)が主な要因です。なお、現金及び預金の残高232,485百万円には、無償資金協力案件における贈与に充てるための資金が180,918百万円含まれております。令和元年度末現在の負債合計は265,578百万円と、前年度末比34,348百万円増となっております。これは、運営費交付金債務の9,369百万円増および退職給付引当金の14,982百万円増(会計基準変更に伴い当年度より計上)が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	232,485	運営費交付金債務	40,669
その他	26,493	無償資金協力事業資金	178,788
固定資産		その他	22,776
有形固定資産	38,651	固定負債	
無形固定資産	4,072	資産見返負債	7,873
投資その他の資産	16,896	退職給付引当金	14,982
		その他	489
		負債合計	265,578
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	62,452
		資本剰余金	△ 22,442
		利益剰余金	13,008
		純資産合計	53,019
資産合計	318,597	負債純資産合計	318,597

2. 損益計算書の概要

令和元年度の経常費用は234,674百万円と、前年度比12,869百万円減となっております。これは、運営費交付金を財源とする重点課題・地域事業関係費の7,656百万円減および無償資金協力事業費の5,750百万円減が主な要因です。令和元年度の経常収益は233,350百万円と、前年度比5,101百万円減となっております。これは、運営費交付金収益の2,018百万円減および無償資金協力事業資金収入の5,750百万円減が主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	234,674
業務費	225,326
重点課題・地域事業関係費	71,030
国内連携事業関係費	17,184
事業支援関係費	38,806
無償資金協力事業費	89,236
その他	9,070
一般管理費	8,989
財務費用	108
特定使途経費	250
その他	0
経常収益	233,350
運営費交付金収益	137,013
無償資金協力事業資金収入	89,236
その他	7,101
臨時損失	16,057
臨時利益	16,042
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4,459
当期総利益	3,121

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注2) より詳細な財務状況は別冊資料編を参照ください。

有償資金協力勘定

1. 貸借対照表の概要

令和元年度末現在の資産合計は12,825,464百万円と、前年度末比194,535百万円増となっております。これは貸付金の増加314,552百万円が主な要因です。負債合計は2,910,185百万円と、前年度末比22,585百万円増となっております。これは財政融資資金借入金増加31,748百万円が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
貸付金	12,614,846	1年以内償還予定	
貸倒引当金(△)	△ 142,053	財政融資資金借入金	106,613
その他	233,445	その他	40,341
固定資産		固定負債	
有形固定資産	9,370	債券	791,079
無形固定資産	5,655	財政融資資金借入金	1,962,569
投資その他の資産		その他	9,582
破産債権、再生債権、更生債権その他	87,063	負債合計	2,910,185
これらに準ずる債権		純資産の部	
貸倒引当金(△)	△ 87,063	資本金	
その他	104,200	政府出資金	8,150,728
		利益剰余金	
		準備金	1,703,881
		その他	95,645
		評価・換算差額等	△ 34,974
		純資産合計	9,915,279
資産合計	12,825,464	負債純資産合計	12,825,464

2. 損益計算書の概要

令和元年度の当期総利益は95,645百万円と、前年度比17,873百万円増となっております。これは経常収益が182,486百万円と前年度比14,765百万円増となり、経常費用が86,837百万円と前年度比3,109百万円減となったことによるものです。経常収益は貸倒引当金戻入が前年度比19,922百万円増、経常費用は業務委託費が前年度比4,727百万円減となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	86,837
有償資金協力業務関係費	86,837
債券利息	9,515
借入金利息	21,707
金利スワップ支払利息	6,222
業務委託費	29,138
物件費	12,296
その他	7,959
経常収益	182,486
有償資金協力業務収入	180,904
貸付金利息	131,739
受取配当金	15,852
貸倒引当金戻入	19,922
その他	13,392
その他	1,582
臨時損失	9
臨時利益	3
当期総利益	95,645

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注2) より詳細な財務状況は別冊資料編を参照ください。

【コラム】感染症対策への協力

「人間の安全保障」の実現へ、各国で技術・資金協力を展開

感染症による健康危機(生命、健康の安全を脅かす事態)、

そして感染症が経済・社会に与える影響への対応は、グローバルな課題です。

特に、世界中に広がる新型コロナウイルスは先進国、開発途上国を問わず大きな脅威となっています。

JICAは「人間の安全保障」を実現するというミッションの下、開発途上国の感染症対策に協力しています。

JICAは個別の感染症への対策のほか、突発的な感染症の発生の際にも対応可能な保健システムの構築に向けて、技術的・資金的な協力を各国で展開しています。

個別の感染症への対応

キリバスのフィラリア症制圧に貢献

キリバスでは蚊によって媒介されるリンパ系フィラリア症の制圧が2019年10月、世界保健機関(WHO)により宣言されました。JICAはフィラリア症の制圧に向け、キリバスを含む大洋州14カ国を対象にボランティア派遣を通じた患者ケアの指導、血液検査キットの提供などを実施してきました。現在、エーザイ株式会社が集団投与のための薬を無償で提供し、コミュニティでの投与をJICAが支援するなど、官民連携による協力も進めています。

アフガニスタンで長年の結核対策支援

JICAは長年、アフガニスタンの結核対策を支援しています。近年は薬剤耐性結核に脆弱な人々への支援に力を入れてきました。結核感染リスクの高い出産後の女性に対する抗結核薬の予防的投与や、職場における結核検診のパイロット事業を通じて患者を発見、治療につなげる取り組みを進めました。



パプアニューギニア：フィラリア対策の一環としての地域住民への集団薬剤投与の様子【写真提供：関原 誠】



2019年度の課題別研修におけるPCR検査実習の様子【写真提供：公益財団法人結核予防会結核研究所】

また、WHOと連携した無償資金協力により、2021年1月から3年分の結核治療薬や検査薬剤の調達を支援する予定です。

感染症の流行を食い止める保健システムの構築

ハード・ソフト両面で支援

突発的な感染症の発生を検知するためには、検査室やサーベイランスの能力強化が重要です。

2019年度は、ナイジェリアとコンゴ民主共和国で検査室整備のための無償資金協力を進めるとともに、検査室の能力向上と感染症サーベイランス強化のための技術協力を開始しました。ハード、ソフト両面からの検査機能強化を推進しています。また、北海道大学や長崎大学とも連携し、感染症の拠点検査室の強化に取り組む6カ国からの留学生の受け入れによる人材育成も支援し

ています。2019年度は新たに6名が来日しました。

さらに、アフリカで流行が続いていたエボラウイルス病に対しても、コンゴ民主共和国やウガンダにおいて、緊急的な研修や物資の支援を行いました。なお、コンゴ民主共和国には2019年8月、国際緊急援助隊感染症対策チームも派遣しています。

ポストコロナを見据え包括的な協力を

2019年度末から新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、人々の健康だけでなく、生活面や経済面にも大きな影響を与えています。JICAは、感染症の発生を未然に防ぎ、発生時に拡大を防止する感染症対策へのこれまでの知見を生かしながら、保健医療分野だけでなく、セクターを超えて包括的な協力を進めていきます。



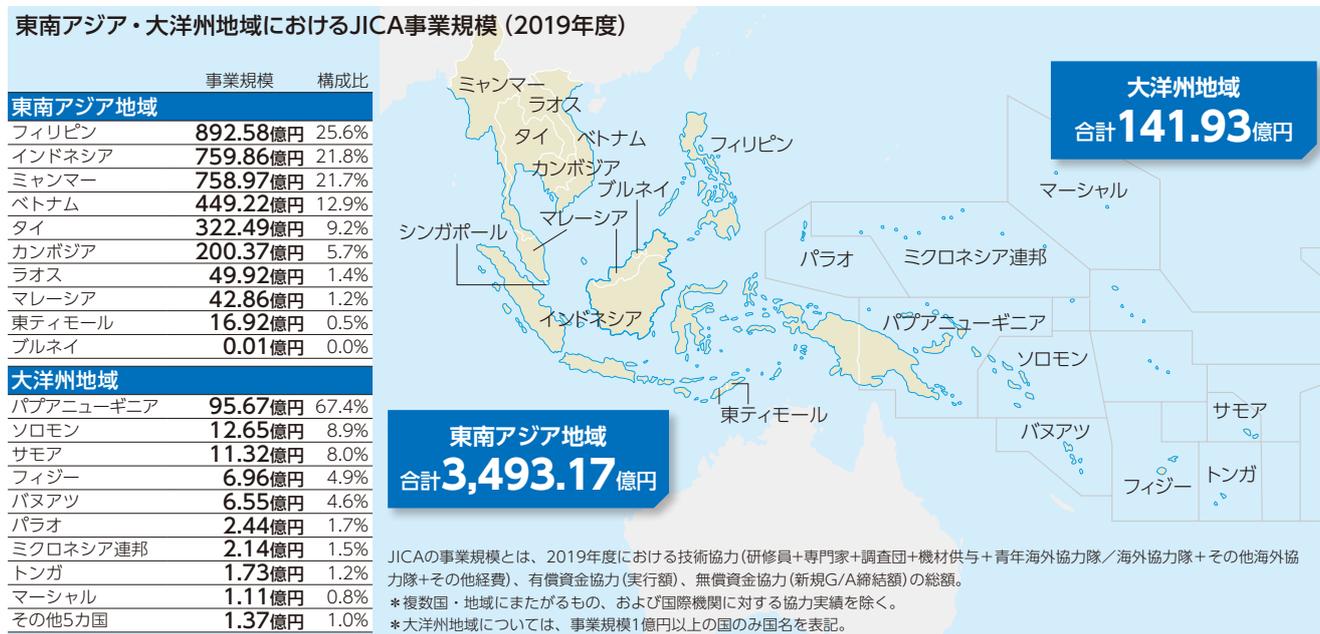


活動報告

JICAの地域別、課題別の取り組みや
さまざまなパートナーとの連携を紹介します。

東南アジア・大洋州

「自由で開かれたインド太平洋」の推進



東南アジア

地域の課題

東南アジア諸国連合(ASEAN)は、インド洋と太平洋の2つの海に面するこの地域の安定と繁栄を主導する存在であり、日本政府が提唱する「自由で開かれたインド太平洋 (Free and Open Indo Pacific: FOIP)」の中核を成すものです。地域にとって、また、わが国の国益にとって、ASEANの自主性、自立性、一体性(統合の深化)を高める支援を戦略的に強化することが必要です。

FOIPの推進に向けては、特に連結性の強化(陸の東西・南部経済回廊)を通じて、ASEANにおける統合の深化を進めるとともに、海洋インフラの整備や海上法の執行能力の強化が重要です。

FOIPの推進に加えて、①質の高い成長、②気候変動対策、③人材育成、④柔軟に定義された普遍的価値の共有、平和・安定・安全な社会、の4点が重点課題として挙げられます。具体的には、ASEANにおける成長のゆがみを克服し、地域の安定と繁栄を揺るぎないものとする「質の高い成長」、世界的な潮流である脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国家リーダー層や国家運営を支える行政官の育成、ミャンマーのラカイン州やフィリピンのミンダナオなど地域が抱える脆弱性への対応などが求められています。また、地理的にも近い日本とのつな

がりは緊密であり、協力にあたっては民間企業、大学・研究機関、地方自治体などが有する優れた知見やノウハウを最大限活用することが不可欠になっています。

東ティモールについては、ASEAN加盟に向けた支援とともに、復興期から発展段階への移行を後押しする支援が求められています。

JICAの取り組み

1. 「質の高い成長」の推進

JICAは、包摂性、持続性、強靭性を備えた「質の高い成長」への支援を推進していきます。拡大するインフラ整備のニーズに応えるため、物理的連結性、陸、海の要所の交通インフラは特に重要と考えています。

急激な人口増加に起因する、交通渋滞や大気汚染などの都市問題は持続可能な成長の阻害要因であり、社会問題化しています。各国の経済成長が続くなか、都市機能を向上させ、さらに健全な都市中間層を育むためにも重要である、都市交通システム、産業廃棄物処理、上下水道などの都市インフラや都市環境整備に重点的に取り組んでいます。

JICAは、雇用創出や社会サービスへのアクセスを通じた人々の生活改善や環境との調和などを含め、「質の高い成長」の基盤となる、「質の高いインフラ」の整備を推進しています。また、東南アジアの東西の連結性を高

めるべく、引き続きインドシナ半島の東西経済回廊、南部経済回廊のインフラ整備を進めるとともに、制度的連結性の向上を目指した通関制度の改善やそのための人材育成など、「生きた連結性」の向上にも力を注いでいます。

2. 気候変動対策

人口規模が大きく、沿岸部の大都市に人口が集中するASEAN地域は気候変動の影響が深刻であり、防災など気候変動対策への支援を強化する必要があります。一方、ASEANにおけるエネルギー需要は旺盛であり、環境と成長の両立・調和を図るエネルギー政策が不可欠です。そのため、日本の低炭素技術の活用を推進するとともに、日本企業がノウハウ・技術力の強みを持つ液化天然ガス(LNG)受入基地などを含む、新たなエネルギー・サプライチェーンの構築などに取り組みます。

2019年度は、ラオスにおける気象災害リスクの軽減に向けた「気象水門システム整備計画」や、気候変動政策・制度改善に向けた協力として、インドネシア「気候変動対策能力強化プロジェクト」などを実施しています。

3. 人材育成

ASEAN諸国では、親日・知日派層が世代交代を迎えています。JICA開発大学院連携事業【→ P.65を参照ください】を通じて、次世代のリーダー層や国家運営を支える優秀な行政官を対象にした留学生受入事業を戦略的に強化するとともに、産業高度化・技術革新を担う高度産業人材



北岡理事長の講義における研修員との対話(SDGsグローバルリーダー・コース)

の育成にも取り組んでいきます。

2019年度からは「SDGsグローバルリーダー・コース」の受入れも開始し、25名を9大学に受け入れました。2020年1月にはプログラムに参加する研修員に対し、北岡理事長の講演会を実施。研修員とJICA担当者とのネットワークング会も開催し、将来の国家リーダー層と信頼関係を構築しました。2020年度より東ティモールも受入対象国となることが決まり、一層のプログラム規模の拡大と来日プログラムの充実を図っています。

4. 柔軟に定義された普遍的価値の共有、平和・安定・安全な社会

FOIP推進にあたり、ASEAN新時代の課題として、自由、民主主義、平等、法の支配やグッドガバナンスを十分理解し、国家の中心となるべき健全な中間層を育成す

ミャンマー ティラワ経済特区の開発

投資促進と雇用創出へ協力メニューを総動員



ワンストップサービスセンターでは、企業活動に必要な各種手続きを迅速に処理し、進出企業から好評を得ている

ミャンマー最大の都市ヤンゴンの市街地から20km余り東南に位置するティラワ地区では、2014年に日本企業とミャンマー政府・企業により経済特別区(SEZ)開発のための事業体が設立され、JICAもこれに出資し協力を進めてきました。

JICAはまた、道路、電力、水、港湾、通信などの周辺インフラ整備から、許認可制度の迅速化といったソフト面の改善まで各種支援を展開し、投資リスクの軽減を図っています。

2019年6月にはティラワ地区の港湾において日本企業が操業を開始。2020年2月にはアクセス道路も完成し、物流が改善されました。SEZ開業以来、日本企業を中心に各国から100社を超える企業が入居し、1万人以上の雇用を創出しています。

2019年8月にスーチー国家最高顧問がSEZを訪問した際も、日本への謝意が表明され、ティラワSEZは日本の官民を挙げたミャンマー協力のシンボルとなっています。

る必要があります。また、非感染性疾患や高齢化など、将来予想される社会問題に先駆的な対応をしていきます。

さらに、「平和・安定・安全な社会」に向けた協力として、ミャンマーの少数民族支援、フィリピンのミンダナオ和平への支援に取り組んでいます。

5. ASEAN共同体との技術協力

JICAは、2019年5月に締結された日ASEAN技術協力協定に基づく第1号案件として、2020年1月から2月に国別研修「ASEAN地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上」を実施しました。

日ASEAN技術協力協定は、共同体としてのASEANに対する技術協力(専門家や調査団のASEANへの派遣、ASEANからの研修員の受入れなど)を定めたものです。従来の二国間協力の枠組みでは対応できなかったASEAN共同体とその関連機関を直接の対象とし、ASEAN構成10カ国の統一的な制度設計や基準などの形成支援を行うことができるようになりました。

大洋州

地域の課題

大洋州地域は、複雑化する海洋問題、運輸インフラの脆弱さ、自然災害や気候変動への脆弱性などの課題を抱

えています。日本政府は、2019年2月に「太平洋島嶼国協力推進会議」を立ち上げ、オールジャパンとして、より戦略的に大洋州地域に関わり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を支える地域環境を維持・促進するとの方針を示しています。

JICAの取り組み

JICAは大洋州島嶼国への取り組みを拡充する方針を立て、海洋秩序の維持や自立的かつ持続可能な発展に向けて、上記の課題に対応するための協力を実施しています。2019年度の取り組みと主な成果は以下のとおりです。

1. 海洋協力

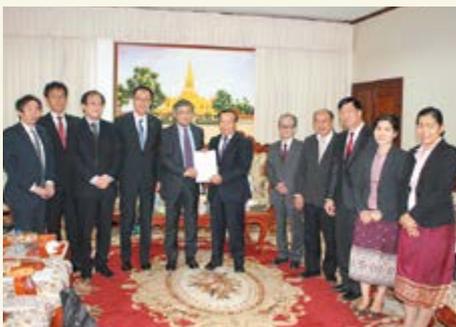
JICAの資金協力により、大洋州地域の各国で整備された港湾施設が効率的かつ持続的に維持管理されるよう、地域機関である太平洋共同体(SPC)を通じて各国の港湾関係者の能力向上を支援すべく、SPCにアドバイザーを派遣する準備を進めました。また、ミクロネシア連邦では、海上物流を改善するため首都のポンペイ港の拡張に向けた調査を実施しました。

2. 連結性の向上

パプアニューギニアでは、同国第二の都市レイに近接するナザブ空港の拡張・整備工事が始まり、また、日本と歴史的つながりの深いラバウルが位置する東ニューブ

ラオス 財政安定化共同政策研究・対話プログラム

政策提言に高い評価、次期国家社会経済開発計画に貢献



ソムディ副首相兼財務大臣に最終報告会の内容を報告し、財政安定化についての提言書を提出

ラオスでは、経常的な財政赤字や公的債務の増加から財政状況が悪化しており、持続可能な開発を実現するために、財政の健全化が喫緊の課題となっています。

JICAは2018年3月より、ラオスの行政実務者や研究者、日本の有識者との共同政策研究およびラオス政府高官との対話を通じ、同国の財政安定化に向けた課題・施策を検討してきました。「財政および債務管理」、「天然資源管理」、「国際収支と外貨準備管理」、「金

融システム開発」のワーキング・グループに分かれて協議を重ね、最終報告書と政策提言をまとめました。

2020年1月に最終報告会を行い、財政安定化に向けた政策提言を報告・提出しました。日本の協力はラオス政府から高く評価され、次期国家社会経済開発5カ年計画(2021~2025年)の策定に活用されています。

JICAは、技術協力や国際機関との連携などを通じ、ラオスの財政安定化を継続的に支援していきます。

リテン州の玄関口であるトクア空港を拡張するための調査を開始しました。ソロモンでは、同国唯一の国際空港であるホニアラ国際空港整備事業を進めています。

3. 環境管理

サモアに本部を構える地域機関の太平洋地域環境計画事務局 (SPREP) と連携して、地域全体および各国レベルで持続的に廃棄物を管理していくための体制整備を支援しています。これにより海洋プラスチックごみの削減や地球温暖化対策に貢献します。

4. 防災・気候変動対策

自然災害に極めて脆弱な大洋州島嶼国への気候変動対策支援として、SPREPに太平洋気候変動センターを設立し、同センターを拠点に気候変動分野の人材の能力向上のための技術協力を開始しました。また、フィジーでは、防災活動の実施能力の強化を目指す技術協力の準備を進めるとともに、災害発生後の資金ニーズに備えるため、「災害復旧スタンドバイ借款」の貸付契約に調印しました【→ 下事例を参照ください】。

5. エネルギー安定供給

再生可能エネルギーを積極的に導入する方針を定めている大洋州各国に対して、電力システムの安定化とディーゼル発電の効率的な運用を図りつつ、再生可能エネルギーの最適な導入を促進するための技術指導を実施していま



サモア：太平洋気候変動センターでグループワークを行う研修員（気候変動に対する強靭性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト）

す。また、トンガに対して、再生可能エネルギーの導入促進と電力供給源の多様化によるエネルギー安定供給を目的として、風力発電システムを建設しました。

6. 人材育成

大洋州各国の開発を担う将来の幹部候補人材の育成に向けた「大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADS)」を通じて、2019年度は40人の留学生在が卒業しました。また、Pacific-LEADSの後継プログラム「SDGsグローバルリーダー・コース」に17人の留学生を受け入れました。研修員は、政府関係機関や民間企業でインターンシップを経験し、研修員と受入機関・企業の双方の学びにつながっています。

フィジー 災害復旧スタンドバイ借款

サイクロンへの備えが生かされる時



サイクロン「ハロルド」の被害を受けた村

南太平洋の中心に位置するフィジーは、11月から翌年4月がサイクロンの到来時期で、ほぼ毎年、家屋や農地への浸水、建築物倒壊などの被害を受けています。2016年2月には観測史上最大級のサイクロン「ウィンストン」が上陸し、被害総額は約6億ドル(当時の国家予算の約3分の1)に上りました。

このような事態に備えるため、2020年2月21日、JICAはフィジー政府との間で「災害復旧スタンドバイ借款」貸付契約を締結しました。

フィジーへの円借款供与は実に22年ぶりです。本借款は、JICAの技術協力により策定された防災に関わる政策(国家防災政策など)を推進しながら、災害発生時の資金需要に対して迅速に貸し付けを行うものです。

貸付契約締結からわずか1カ月半後の4月8日、サイクロン「ハロルド」がフィジーに上陸し、2,000を超える家屋が被災しました。JICAは緊急物資の供与に続き、本借款による貸し付けを行い、速やかな復旧に貢献しました。



東・中央アジア

地域内の連結性強化と産業多角化を通じた持続的な発展を目指して

東・中央アジア地域におけるJICA事業規模（2019年度）



地域の課題

東・中央アジア地域の協力対象国は、中国、モンゴル、中央アジア5カ国とコーカサス3カ国の計10カ国です。

中国を除く9カ国は旧社会主義国であり、市場経済移行国です。ロシア、中国という二大国と国境を接する国が多く、政治・経済的な影響を強く受けています。この地域の各国の独立と安定が維持されることは、ユーラシア大陸全体の安定に不可欠です。

モンゴル（石炭・銅）、カザフスタン（石油）、トルクメニスタン（天然ガス）、アゼルバイジャン（石油・天然ガス）は資源に恵まれ、急速な経済成長を達成する一方で、資源の国際価格の変動に影響を受ける脆弱性を抱えています。ウズベキスタンは、大統領主導の政治経済改革が進められるなか、投資促進と産業振興を通じた綿花と天然ガスに依存する経済からの脱却が課題です。他方、資源に乏しいキルギスやタジキスタンでは、ロシアなどへの出稼ぎ者からの送金がGDPの3分の1以上相当金額に達しており、社会の不安定化を防ぐために国内産業の育成と雇用創出が急務となっています。

近年は資源価格の低迷、ロシアや中国の経済成長の減速などにより、各国とも経済への影響が懸念されています。これらの国々の持続的な経済発展のためには、公正なルールと透明性のある制度に基づく経済活動の活性化、資源依存の経済を克服するための産業の多角化に加え、

域内の連結性の強化にも寄与するインフラ基盤の整備も重要です。

JICAの取り組み

中央アジア諸国とモンゴルに対して、日本は1990年代から二国間協力ではトップドナーとして関与し続けてきました。各国が日本へ期待し、日本がそれに応えることで協力関係を構築してきたといえます。

特に、日本の開発や経験、市場経済化アプローチを学べる人材育成については、無償資金協力による留学生受入事業である「人材育成奨学計画（JDS）」や日本センター事業などを含め、非常に高い評価を得ています【→ P.27事例を参照ください】。近年、さらなる経済発展のためにイノベーションや工学分野の改革の必要性に言及する国も出てきており、日本の大学との連携も期待されています。

コーカサスに対しても、アルメニアの防災分野、アゼルバイジャンのエネルギー分野など、日本の強みを生かせる分野を中心に引き続き取り組んでいます。

2019年度の取り組みと主な成果は以下のとおりです。

1. ガバナンスの強化

各国で、国の制度づくりを担う若手行政官や産業振興に貢献する人材の育成を継続的に進めています。モンゴルでは日本の大学、高専への留学を通じた工学系高等人

材の育成を引き続き実施するとともに、政府の公共投資計画の策定能力の向上や債券市場の発展を通じた市場経済の活性化を目指す協力を開始しました。

2. 産業の多角化

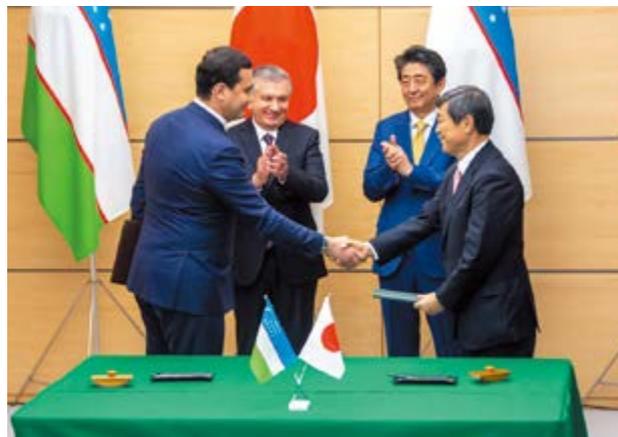
ウズベキスタンで園芸作物の生産・加工を推進する円借款事業を形成しました。この協力では農家や金融機関の能力向上も支援し、農業の多角化と輸出拡大を図ります。また、タジキスタンでは中小企業振興に関連する協力を開始しました。

3. インフラの整備

地域内外の連結性の強化と格差の是正に向けて、空港、国際幹線道路、発電所などの計画策定と建設に継続的に取り組んでいます。ウズベキスタンでは、発電効率の高いガスタービン・コンバインドサイクル火力発電設備の建設のほか、火力発電所の運営・維持管理体制の構築を目指す円借款事業を形成しました。また、アゼルバイジャンではシマル・ガス火力発電所の建設への貢献が高く評価され、設計から完工まで事業総括を担ったコンサルタントへ大統領から勲章が授与されました。

今後も各国との関係を維持しつつ、以下の分野に重点を置いて協力していきます。

- 「ガバナンスの強化」「産業の多角化」「インフラの整備」を重点領域として協力を継続するとともに、保健医療などの社会サービス分野の協力強化を進めます。
- 特に、産業多角化の基礎となる産業人材育成などへの



ウズベキスタン大統領訪日時に行われた、火力発電所近代化など3事業の円借款貸付契約の署名式の様子

支援を進めます。ガバナンス強化については財政、政策・制度面での人材育成を支援します。

- 域内外の連結性や国内格差の是正に配慮しつつ、質の高いインフラ整備を支援します。

中国に関しては、2018年度をもってすべての対中ODAの新規供与が終了しました。中国政府からは過去約40年間の対中ODAへの高い評価が示されるとともに、その貢献が両国の多くのメディアで報じられました。2019年12月には、対中ODA40年を総括する写真展とシンポジウムが北京で開催されました。JICAは継続案件の終了(2022年3月末)まで支援を着実に実施していきます。

タジキスタン 人材育成奨学計画 (JDS)

日本での学びを母国の国づくりに生かして



2019年度来日レセプション

タジキスタンは旧ソ連時代に形成された社会主義的の制度や枠組みが依然として残っていることや、独立直後の内戦による人材流出のため、市場経済を理解し国づくりの担い手となる人材が不足しています。

JICAは、2009年度より「人材育成奨学計画(JDS)」事業を開始。タジキスタンのさまざまな省庁の若手行政官が日本の大学の修士課程、博士課程で経済開発、公共政策などを学んできています。2019年度までに62名が日本

に留学し、帰国後は日本で学んだことを生かして各分野で活躍し、母国の発展に貢献しています。

2020年1月には、JDS帰国生が閣僚級のポストである観光開発委員長に就任しました。山岳地帯が連なり、「世界の屋根」と称されるパミール高原を擁し、大自然に恵まれた同国の観光産業の発展のために活躍中です。

JICAは引き続き、本事業を通じてタジキスタンの国づくりで中心的な役割を果たす人材を育成していきます。

南アジア

「質の高い経済成長」と「自由で民主的な社会の基盤づくり」に貢献

南アジア地域におけるJICA事業規模（2019年度）



地域の課題

南アジア地域は、地域人口18億人のうち、25歳未満の人口が約半数を占めるといわれ、サービス産業や消費の拡大などを背景として、近年、地域の経済成長率も堅調に伸び、大きな成長の可能性を有しています。一方で、世界全体の3分の1に及ぶ絶対的貧困人口（約2.2億人）を抱え^{*1}、国内・域内の格差を是正し、持続可能な開発目標（SDGs）が目指す包摂的かつ持続可能な社会づくりへの貢献が求められています。

2019年はこれまでの堅調な経済成長から弱含みな成長を示しており、今後の成長のボトルネックとなるハード・ソフト両面での社会資本整備の遅れと人的資本形成の遅れに対処していく必要があります。また、流動的な治安情勢、自然災害などの脆弱性も抱え、適切なダウンサイド・リスク管理が必要とされています。

JICAの取り組み

ASEANと中近東・アフリカをつなぐ要衝である南アジア地域の安定と発展は、世界全体の安定と発展に不可欠です。

JICAは「人間の安全保障」の視座を持ち、各国固有のニーズに応じた協力や、国や地域の連結性を強化する協力を推進しています。また、日本政府が掲げる「質の高いインフラパートナーシップ」「自由で開かれたインド太平洋」や、政府間の共同声明に基づき、各国・国際機関とも協働し、「質の高い経済成長」と「自由で民主的な社会の基盤づくり」に取り組んでいます。

2019年度は、①経済基盤の構築、連結性の向上、②平和と安定、基礎的行政サービスの向上、③基礎生活分野の改善を重点分野として協力を進めました。

各分野の取り組みは以下のとおりです。

1. 経済基盤の構築、連結性の向上

インド、バングラデシュ、スリランカでは、政府間の共同声明に基づき、継続的な成長に不可欠な交通インフラ（鉄道、道路、港湾）や電力などを中心とした経済インフラ開発、民間投資促進や産業力強化に貢献する事業を推進しました。人口規模が大きく、都市化のスピードが速い南アジア地域では、水道整備や廃棄物管理、医療機関整備などの社会インフラを含むハード・ソフト双方のインフラ整備需要、投資環境整備需要が膨大であり、案件形成の迅速化にも取り組んでいます。

連結性の向上に関しては、インド北東部地域とバングラデシュを結ぶ国際回廊計画の一部を担う国道改善事業を形成しました。また、パキスタンの国道70号線山岳区間の改修事業が完成し、アフガニスタン・イランとの物流活性化に貢献しています。

2. 平和と安定、基礎的行政サービスの向上

2019年4月、スリランカで発生した連続爆破テロ事案を踏まえ、テロ対策のための技術協力を実施しました。

基礎的行政サービスの向上については、モルディブでマクロ経済・財政政策アドバイザーによる技術協力を開始し、多額の対外債務によりマクロ経済に不安を抱える同国に政策提言を行っています。また、開発途上国の若手行政官などを日本の大学院に受け入れる無償資金協力

^{*1} World Bank “Poverty and Shared Prosperity 2018: Piecing Together Poverty Puzzle” のデータを基に算出。

「人材育成奨学計画(JDS)」の対象国を拡大。2011年から続けているアフガニスタン「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト(PEACE)」においても、日本への留学生が帰国後、所属組織で幹部に昇進するなど活躍中です。

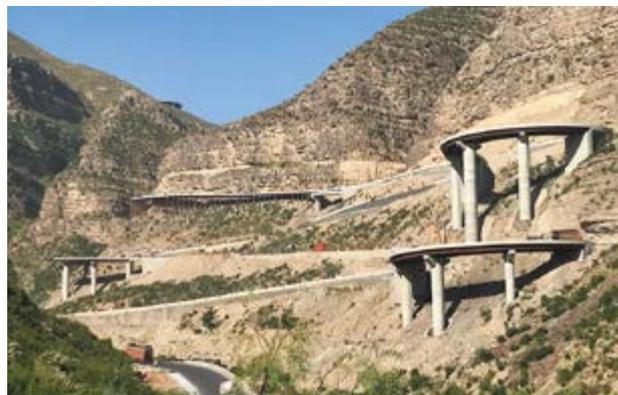
3. 基礎生活分野の改善

農業・農村開発分野では、アフガニスタンで長年支援してきたコミュニティ灌漑モデルの国内展開を目指し、ガイドライン作成に着手しました。インドでは、森林や湿地帯など自然環境がもたらす生態系サービスを活用して社会経済課題の解決を目指す「生態系インフラストラクチャー整備」を初めて大規模に実施する円借款案件を承諾しています。保健分野では、コミュニティに根差した保健システムを強化するための支援をバングラデシュで、非感染性疾患対策の強化に向けた円借款事業をスリランカで開始しました。

防災分野では、2015年の震災から4年を経て、震災復興から防災への取り組みが進むネパールで災害リスクの削減・抑制を図る技術協力を開始しました。また、洪水ハザードマップの整備を目指し、JICA初となるデジタル地形図作成の無償資金協力を形成しました。

地方自治体・民間とのパートナーシップ

地方自治体や民間企業などとの連携も強化・拡大しています。例えば、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」を通じて、インドでの海外投融資事業を積極的に推進し



パキスタン：日本の技術を利用し急斜面に建設された橋梁
【東西道路改修事業(国道70号線)】

ています。また、バングラデシュでは円借款「外国直接投資促進事業」の下、日本企業と先方政府機関の合弁により、経済特区の運営を担う特別目的会社(SPC)が設立され、JICA初の取り組みとなるEquity Back Finance (EBF)円借款^{*2}の貸付実行が行われました。

今後も、貧困層が多く自然災害にも脆弱な地域特性や、「自由で開かれたインド太平洋」をはじめとする日本政府の戦略を踏まえ、引き続き域内および他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定および安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として協力を進めていきます。

^{*2} 日本企業と開発途上国政府が共同出資により特別目的会社(SPC)を設立し、同SPCを通じてインフラ整備を行う場合に、開発途上国政府が支払う出資金の原資をJICAが融資(バックファイナンス)する制度。

モルディブ 持続的漁業のための水産セクターマスタープラン策定プロジェクト

政府が国家計画として採択、未利用の漁業資源にも注目



ソデイカ試験操業での初の漁獲物。JICA専門家とカウンターパート

モルディブは約1,190の島々で構成される海洋国家で、観光業と水産業が経済の基盤となっています。

リゾート島以外の離島では、労働人口の多くが水産業に従事しています。国内の食料安全保障に加え、雇用創出や漁獲物の輸出による外貨獲得の観点から重要な産業です。しかし、カツオやマグロなど特定種への依存度が高く、漁獲対象種の多様化や、持続的な水産資源管理に向けた養殖や環境に配慮した適正な漁法の導入といった技術改良

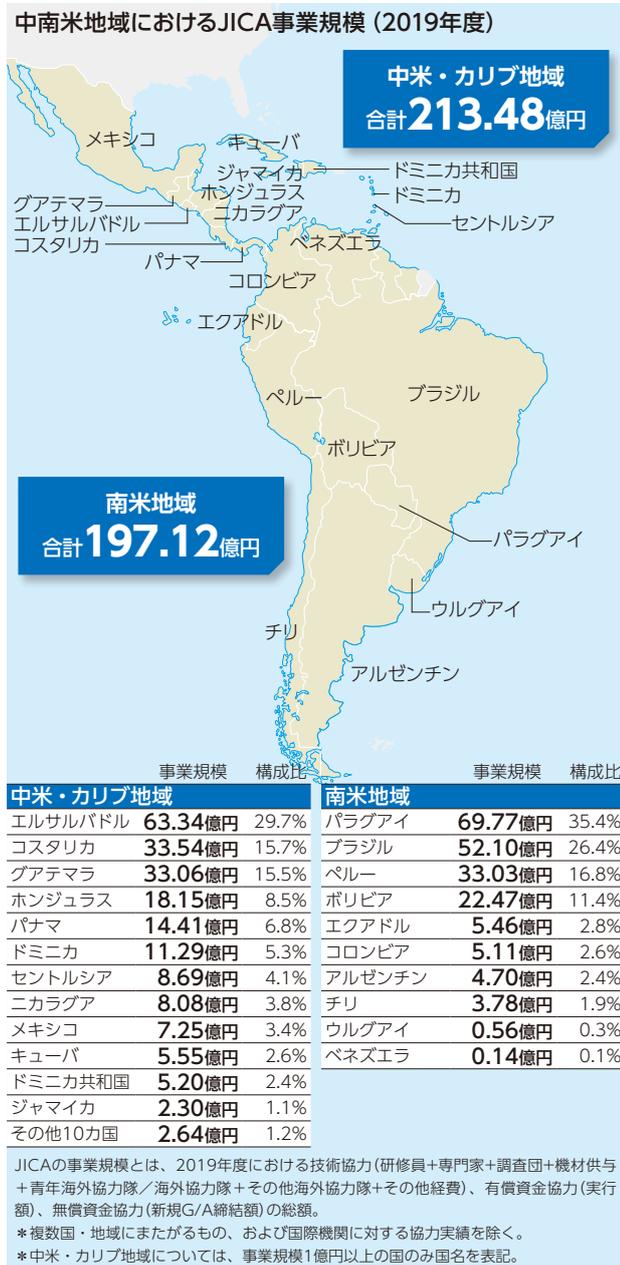
の必要性が高まっています。

本協力では、こうした課題に対応するため水産セクターのマスタープランの策定を支援し、例えば新たな漁獲対象種として、日本で刺身需要の高い「ソデイカ」の開発ポテンシャルが見いだされました。

2019年、モルディブ政府はマスタープランを国家計画として採択し、ソデイカ漁の普及をはじめ、この計画に基づく持続的な水産業の推進に取り組んでいます。

中南米

深化するパートナー関係



地域の課題

中南米地域は33カ国、総人口6.4億人(世界人口の8.4%)を有し^{*1}、GDPの規模は5.24兆ドル(2018年)でASEAN地域の約1.8倍^{*2}になります。チリ、パナマ、ウルグアイ、および一部のカリブ諸国は高所得国であり、地域全体の所得レベルは高い状況です。一方、2019年にはベネズエラ避難民の発生、ボリビアや「南米の優等生」と称されるチリで暴動が発生したように、政治的な不安定さや、中米北部の移民問題、カリブ地域の島嶼国

を中心とした気候変動や自然災害への脆弱性、南米アマゾン熱帯雨林の減少、各国内の格差問題、日本も直面する人口の高齢化など、多くの課題を抱えています。

JICAの取り組み

中南米地域に対する開発協力は、日本政府が掲げる連結性強化構想(経済・価値・知恵の連結)を踏まえ、日本との友好的な結びつきをさらに強化し、ひいては国際舞台で協働できる関係づくりを目指しています。重点協力分野として、投資環境改善のためのインフラの整備、防災、気候変動対策、格差是正があります【→ P.31、50事例を参照ください】。留学生受入事業を通じた知日派人材の育成や日系社会との連携も強化しています【→ P.64を参照ください】。

1. インフラ整備

中南米地域では都市化が進み、全人口の80%以上が都市に住んでいるといわれています。持続的で強靱な都市の開発は、市民の安定した生活と生産活動にとって喫緊の課題となっています。ペルー政府や中米各国の政府は、日本の公共交通志向型開発(TOD)に高い関心を寄せており、パナマでは既に日本のモノレール技術の導入に向けた事業を実施中です。また、日本の事例を視察したペルーの住宅建設衛生省副大臣は、リマ首都圏の特徴に合わせたTODの推進が重要との認識を示しました。今後も日本の知見を共有しながら、持続的な都市開発を支援していきます。

2. 防災

2019年8月から9月にかけて、アマゾンの熱帯雨林は大規模な森林火災に見舞われました。JICAはブラジルとボリビア政府から要請を受け、両国のアマゾン地域の森林火災に対する国際緊急援助を実施しました。アマゾンの熱帯雨林は生物多様性に富み、多くの先住民族の居住地でもあり、その保全は地球規模課題の一つでもあります。今後もブラジルに対し、日本の衛星データやAI技術を活用した森林減少の早期検知や予測を支援していきます。

3. 気候変動対策

中南米地域の国々は「パリ協定」を批准し、日本や世界と協調して気候変動対策に取り組んでいます。JICAは

*1 World Bank, World Development Indicators (2019)

*2 World Bank, World Development Indicators (2019) (ベネズエラを除く)

エクアドルの「エネルギー構造転換促進事業」を支援するため、2020年1月、米州開発銀行(IDB)との協調融資により7,000万ドルのドル借款契約に調印しました。これは、JICAとIDBが2011年に合意した「中南米・カリブ地域における再生可能エネルギー及び省エネルギーの促進のための協調融資枠組み(CORE)」の下で行われる案件で、南米でのJICA初のドル借款の供与となります。2019年度末現在、CORE案件は中米・カリブで5件、南米で2件が承諾されています。

4. 格差是正

都市と地方の経済格差の是正に向け、JICAは農村地域の開発に協力しています。日本への研修員受入や、コスタリカやドミニカ共和国への専門家派遣を通して、生活改善手法の導入や普及を支援し、住民自身による内発的な開発を促進してきました。2019年度には、コスタリカで住民により生み出された改善事例を調査し、持続可能な開発目標(SDGs)の各目標への貢献を確認するとともに、改善事例の情報を継続的に蓄積・分析・活用するためのシステムを構築・整理しました。今後、生活改善型普及における同システムの活用、また、改善活動の拡大による農村の生活水準の向上が期待されます。

5. 留学制度を活用した人材育成

若手行政官や研究者などの高度人材の育成を目的に、日本の大学院への留学を支援しています。また、世代交代により変化しつつある中南米日系社会との連携強化の



アマゾンの森林火災に対して、JICAが供与したテントなどの緊急援助物資の引渡式

ために、将来のリーダーを担う若手日系人の日本での修学支援事業も実施するなど、留学生事業を通じて、日本との中長期的に良好な関係づくりを目指しています。

今後も、IDBや民間企業など多様なパートナーとの連携を進め、日本政府の中南米政策などを踏まえ、経済基盤の整備、再生可能エネルギー・省エネルギーの推進、防災人材の育成、環境保全につながる協力を進めるとともに、移民・難民問題を含む格差是正に取り組みます。また、日本とのネットワーク拡大に向けて日系社会との連携事業を強化していきます。

中米6カ国 持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト

域内の経済活性化へ包括的な物流・インフラ計画策定を支援



グアテマラ: 中米経済統合事務局(SIECA)とのインセプション・レポート協議の様子

中米地域は南北アメリカ大陸を結ぶ地峡であり、日本の約1.4倍の土地に7カ国が連なっています。これらの国々を縦断する陸路・海路は、域内外の貿易や人々の暮らしを支える経済活動の要です。

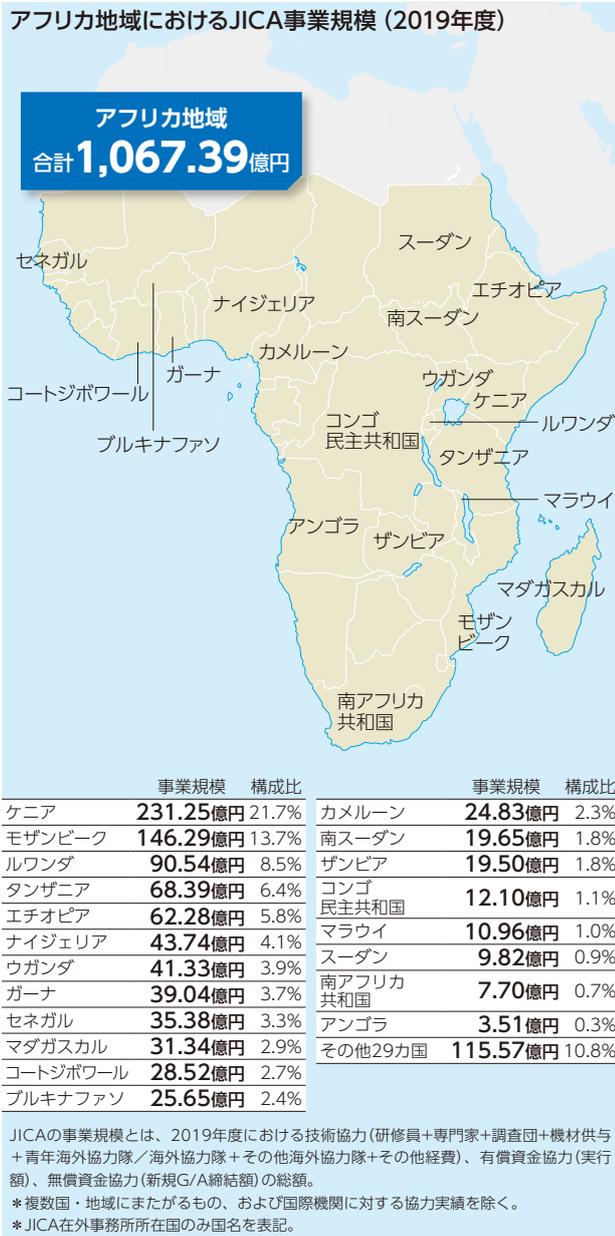
しかし、煩雑で時間のかかる通関手続きや、インフラ(道路、橋梁、港湾、空港など)の老朽化などによる物流コストの高さが喫緊の課題です。こうした課題を効果的に解決するため、地域全体の物流・インフラ計画の策定が求められています。

JICAは2019年度から、中米6カ国(グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ)が加盟する中米運輸交通大臣審議会(COMITRAN)*と協力し、物流ロジスティクス開発マスタープランの策定や、組織強化・人材育成への支援を開始しました。中米地域に対し、今後も国を超えた課題の解決に貢献する協力を行っていきます。

* 中米の経済統合を目的とした政府間組織である中米統合機構(SICA)の運輸交通部門。

アフリカ

TICAD7の開催と「日本の取組」の実現に向けた貢献



インターン先の企業で日本文化に関するドキュメンタリー制作に取り組むABEイニシアティブの留学生

与を通じた経済構造転換の促進及びビジネス環境の改善「持続可能で強靱な社会の深化」「平和と安定の強化」の3つの課題を特定し、これらの課題の解決に必要な行動をアフリカ各国と国際社会に呼びかけました。

「TICAD7における日本の取組」は、これらの課題に対するわが国の官民による取り組みをまとめたものです。特に「産業人材の育成」「イノベーションと投資の促進」「UHC^{*1}拡大とアフリカ健康構想」「制度構築とガバナンスの強化」を重点項目としています。

JICAの取り組み

「TICAD7における日本の取組」には48項目が含まれます。このうち約40項目の実施にJICAは関与しており、着実に各項目の実施に努めていきます。以下に代表的な取り組みを3件紹介します。

①「ABEイニシアティブ3.0」により日・アフリカビジネス推進に資する産業人材を育成

2013年に横浜で開催されたTICAD Vで発表された「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ)」は、日本の大学院修士課程にアフリカ各国から留学生を招へいするとともに、留学中に日本企業でのインターンシップを行い、帰国後には「アフリカビジネスの水先案内人」として活躍することを期待するものです。2019年度までに1,285名を招へいし、すでに約1,000名が留学を終えて母国で活躍しています(2020年3月末現在)。

「ABEイニシアティブ3.0」では、留学生の人選方法の

地域の課題

2019年8月下旬、アフリカの53カ国から42名の首脳を含む代表団が横浜に集い、「アフリカに躍進を！ひと、技術、イノベーションで。」をテーマに、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)が開催され、「横浜宣言」が採択されました【→ P.8を参照ください】。日本政府からは、今後3年間での官民によるアフリカ開発への貢献策「TICAD7における日本の取組」が発表されました。

「横浜宣言」では、「イノベーションと民間セクター関

※1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)。「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

改善、留学中のビジネスプログラムの実施、JICA開発大学院連携事業との連携【→ P.65を参照ください】、帰国後のフォローアップ強化など、さらに戦略的な取り組みを実施し、日本企業のアフリカビジネスの展開を支援するとともに、アフリカの若手リーダー層の日本理解の拡大・深化を図ります。

②ピッチイベント*2を通じたアフリカ発スタートアップ企業の日本企業への紹介とマッチング。民間企業によるアフリカ起業家向けファンドとの連携

TICAD7に合わせ、JICAは日本貿易振興機構(JETRO)、国連開発計画(UNDP)と業務協力覚書を締結し、アフリカビジネスの成功を通じた持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて連携・協力することで合意しました。覚書締結後の初めての取り組みとして、TICAD7サイドイベント「アフリカ・日本スタートアップ・ピッチーイノベーション推進&パートナー発掘」を3機関で共催しました。

アフリカが抱える数多くの開発課題に対し、イノベティブな技術とビジネスモデルを用いて革新的な解決を図ろうとするスタートアップ企業がアフリカで勃興しています。また、このような動きへの注目が日本国内でも高まっており、アフリカの起業家向けに投資を行うベンチャーファンドや、アフリカで自ら起業しようという日本人の若手起業家が次々と出現しています。

JICAは、このような現地スタートアップ企業の育成を行うとともに、日本国内の若手起業家やベンチャーファンドとの連携・協力を通じ、アフリカの開発課題のイノベティブな解決を支援していきます。

③300万人の基礎医療アクセスや衛生環境を改善、健康保険普及

アフリカにおける保健医療の改善は引き続き大きな課題です。特に基礎的な保健医療サービスの幅広い提供、上下水道・トイレなどの衛生環境の改善、栄養改善、健康保険制度の普及などにより、多くの救える命を救うことができます。

TICAD7では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)*1や食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(IFNA)【→ P.47事例を参照ください】などのイニシアティブを継続・拡充し、基礎的な保健・衛生サービスと栄養をあまねく人々に届け、すべてのアフリカの人々の健康な生活と人生を応援することを改めて確認しました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、アフリカでも深刻な影響を与えています。アフリカでのコロナ感染拡大を幅広くかつ新しい視点で検討し、誰も取り残されない社会を実現すべく、アフリカ各国の取り組みを支援していきます。

*2 ベンチャー企業やスタートアップ企業が集まり、投資家などに対して自社の製品やサービスを短時間で紹介する催し。

ケニア モンバサ港開発事業、モンバサ経済特区開発事業ほか

国際貿易港を核に東アフリカ地域の総合開発を推進



モンバサ港開発事業(中央)、モンバサ港周辺道路開発事業(下)、およびモンバサ港開発事業フェーズ2予定地(奥)
【写真提供：東洋建設株式会社】

モンバサは、ケニア第2の人口を持つインド洋に面する港湾都市です。東アフリカ最大の国際貿易港を有し、周辺内陸国への玄関口となっています。

日本政府は、2013年に横浜で開催されたTICAD Vにおいて、モンバサを起点とし、首都ナイロビからウガンダ、ルワンダなどの周辺国へと続く北部回廊地域の開発支援を発表しました。JICAは1973年に供与したモンバサ空港拡張事業を皮切りに、港湾や道路・橋梁など、2017年度までに9つの円借款事業に合計約1,285億円を供与

しています。

さらに、2019年度にはモンバサ経済特区開発事業(第一期)およびモンバサゲートブリッジ建設事業(第一期)の2件、合わせて約850億円の借款契約を調印しました。

モンバサ港を中心としたインフラ開発や経済特区における投資環境の整備が、域内ネットワークとして有機的に機能し、ケニア国内ひいては東部アフリカ地域全体の経済開発を牽引することが期待されています。



8

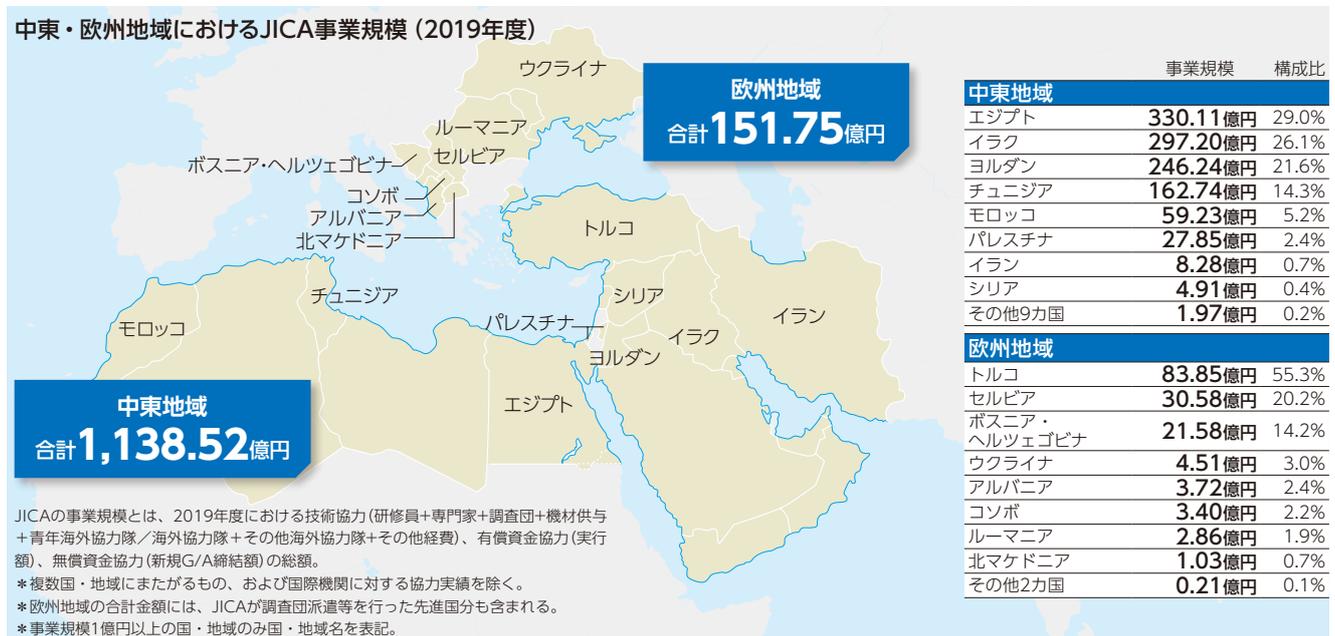
9

11

8 経済成長を促進する
9 産業と投資環境の
改善を促す
11 住民が利用できる
都市空間

中東・欧州

人材育成を通じた地域の安定化と「質の高い成長」の実現に向けて



地域の課題

中東地域では「アラブの春」以降、多くの国で不安定な状況が継続しています。シリア危機などに起因する難民問題や、過激派組織「イスラム国(ISIL)」から解放された地域などに対する中長期的な協力が求められています。また、欧州地域では、民間セクター開発支援、欧州連合(EU)加盟に向けた取り組みへの支援、行政改革やガバナンス強化に関する支援が必要とされています。

このほかにも、両地域は感染症対策をはじめ、強靱な社会システムの構築や持続的成長の実現など、共通の課題を多く抱えています。両地域の平和と安定は、国際社会、そして日本の安定と繁栄に直結しています。

JICAの取り組み

1. 地域の安定化と人間の安全保障に向けて

JICAはシリア危機への対応として、2017年度にシリア人留学生の日本の大学院での受入れを開始し、2019年度は12名が来日、累計の受入人数は51名となりました。また、ヨルダンで生活するシリア難民への就労支援を通して、難民の社会参加を促進しました。世界最多のシリア難民受入ホスト国であるトルコでは、円借款事業による上下水道・廃棄物処理インフラの整備が進んでおり、一部の施設が完成しています。

パレスチナでは、難民キャンプにおいて、住民参加型のキャンプ改善プロセスの導入に貢献しました【→ P.37事例を参照ください】。パレスチナ解放機構難民問題局長を日本に招き、公開セミナーを開催するなど、難民問題への日本国内の理解促進も図りました。また、無償資金協力を通じて、ガザ地区も対象に医療機材を供与していきます。

イラクでは円借款事業により、度重なる戦争や国際社会からの経済制裁により疲弊した電力・上下水道のインフラなど、民生やビジネスに不可欠な分野の復旧・開発を推進しています。さらに、ISILから解放された北西部地域のインフラ再建に向けた円借款案件の形成に取り組みました。一方、内戦が続くイエメンに対しては、本邦研修や第三国研修による能力開発への支援とともに、政府関係者を日本に招へいし、第2次世界大戦後の日本の復興・開発の経験や知見を伝え、より効果的な協力に向けて議論しました。

西バルカン地域では、日本政府の「西バルカン協力イニシアティブ」の下で協力を推進するとともに、新興ドナーのブルガリアとの対西バルカン向けの連携案件(防災、中小企業支援など)を形成・実施したほか、ルーマニアの援助機関とも連携の強化に向けた意見交換を実施しました。

また、2019年8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議(TICAD7)の機会をとらえ、エジプトと日本政府の間でアフリカ向けの三角協力に関する協力覚書を締

結しました。エジプト・日本科学技術大学(E-JUST)への150名のアフリカ諸国からの留学生受入についても確認しました。

2. 「質の高い成長」に向けて

ガバナンス支援、日本の技術・知見を活用したインフラ整備、環境、教育・保健、中小企業などの分野での支援を通じた「質の高い成長」を推進しています【→ 下事例を参照ください】。

運輸・交通分野では、モロッコから港湾政策の政府関係者を日本に招へいし、港湾関連技術の紹介や、日本の官民の港湾関係者との対話促進を図りました。

ガバナンス強化では、ウクライナで財政再建や金融制度改善を支援する財務大臣アドバイザーの活動の一環として前日銀総裁を講師にしたセミナーを開催しました。産業振興や投資促進に向けては、チュニジアにおいて17カ国の関係者とカイゼン方式に関する国際セミナーを開催。また、西バルカン諸国などに対し、積極的に中小企業支援に関する協力を推進しました。

教育分野では、「エジプト・日本教育パートナーシップ」に基づき、日本へのエジプト人留学生受入(2019年度は239名)や、小学校での日直・学級会などの特別活動をはじめとした日本式教育の導入に向けた円借款の供与や技術協力などを実施。その結果、「エジプト・日本学校(EJS)」が2019年度に6校(累計41校)開校し、日本式



パレスチナ：人々に根付く母子手帳【写真提供：阿部雄介】

教育の普及を推進しています。

今後も引き続き以下の取り組みを進めていきます。

- 人間の安全保障のため、地域の安定化、特に中長期的な対応が求められる難民問題に対し、国際機関などさまざまなパートナーとも連携して難民と難民受入ホスト国に対する支援に継続して取り組みます。
- 持続的な経済成長に向け、日本の技術・知見も生かしたインフラ整備、教育・保健、ガバナンス強化、中小企業支援などを通じた「質の高い成長」を支援します。
- 日本式教育の導入も念頭に置き、留学、技術協力、資金協力などのスキームを活用した包括的な人材育成支援に取り組みます。

トルコ ポスボラス海峡横断地下鉄整備事業

全線開通で利便性向上——運行の安全確保などに留意した研修を続行



東京メトロ総合研修センターでトルコ人研修員が安全運行研修を受講

本事業の下、2013年10月に約13.6kmのポスボラス海峡横断地下鉄区間が開通し、海峡を挟みアジア側と欧州側に分かれるイスタンブールが地下鉄でつながりました。

海峡横断地下鉄区間の開通後、東西の延線63km区間の設備改良工事などが進められ、2019年3月12日に全線が開通。当日は、エルドアン大統領ほか、多くの関係者が参列し、開通式典が行われました。

全線開通により、アンカラなどへ続く高速鉄道と海峡横断区間が接続され、

アジア-欧州間の切れ目のない電車移動が可能になりました。利便性の向上に伴い、1日当たりの平均乗客数は海峡横断区間開通時の約6万人から、約42万人にまで増加しました。

JICAは国土交通省や鉄道会社の協力の下、運行開始前には安全管理や人材育成の方法、鉄道経営に関する組織・財務改革などの研修を、運行開始後には地震発生時の緊急対応や混雑時の運行など、現場の実務を踏まえた研修を実施しています。

貧困削減



*SDGsの17の目標のうち、関連のあるものを示しています。

貧困層が直面する複合的な課題の解決を支援

開発途上国全体の貧困人口は、1990年の47%から2015年には14%に減少しました*1。しかし、サブサハラ・アフリカでは、今も貧困層の割合は人口の約35%に上ります*2。また、全世界でいまだ約7億人が1日1.90ドル未満で暮らす貧困状態にあり*3、貧困から脱却した人々も、病気や事故、紛争、自然災害、市場の変化などにより、再び貧困層に転落する可能性のある脆弱な立場に置かれています。JICAは、開発の恩恵から誰一人取り残さない世界の実現を目指し、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール1「あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」へ貢献します。

めていくことが、一層必要とされています。

課題の概要

貧困層は多様なリスクに直面しており、これらに対応するためには、さまざまな分野での社会保障や保護、能力強化が必要です。特に近年は、大規模な自然災害、環境破壊、テロ、金融危機が貧困層の生活に深刻な影響を与え、貧困を増幅・拡大させる要因となっています。2020年初頭からの新型コロナウイルスの感染拡大により、社会・経済活動が低迷したことは、インフォーマルな日々の生業に依存している貧困層の生計に対して甚大なショックを与えつつあります。

JICAの取り組み

JICAは開発途上国における人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備などのあらゆる事業に貧困削減の視点を盛り込むことで、貧困層へのサービスデリバリーの構築を進めています。また、貧困層の良質かつ多様な金融サービスへのアクセスと活用、消費/支出の平準化、資産形成、リスクへの対応、所得の多角化と拡大を支援し、生活の安定と経済活動への参画を促します【→ 下事例を参照ください】。

さまざまな障壁を抱える貧困層を対象とした取り組みは、マルチセクトラルなアプローチが必要であり、政府以外の多様な主体の役割がますます重要になっています。そのため、公的セクターの支援や市民社会との連携に加え、国内外の民間セクターとの連携も積極的に進め、貧困削減を後押しします。

貧困削減を進めるため、あらゆる分野の取り組みにおいて、貧困層や脆弱層のレジリエンスを高める支援を

*1~3 World Bank "Global Monitoring Report 2015/2016: Development Goals in an Era of Demographic Change"

*4 すべての人々が、適切な価格で簡便に、また尊厳を持って質の良い金融サービスにアクセスし、利用が促進されること。

農業及び保健分野におけるイノベティブな金融包摂アプローチに係る研究

小規模農家のお金のやりくりの謎を解く！



ミャンマー：現地調査における農民グループとのディスカッションの様子

【写真提供：株式会社かいはいつマネジメント・コンサルティング】

貧困層は、日々お金をやりくりして、さまざまな生計や生活のニーズに対応しています。貧困層に対する協力では、農業や保健、それ以外の分野においても、「受益者の視点」でお金のやりくりを含めた分析をすること、そして公的機関だけでなく、民間機関から提供されているサービスを組み合わせることが重要です。

本プロジェクト研究では、小規模農家セグメントを対象として、世帯の生計(農業)や生活(保健・教育など)のお金のやりくりの実態と金融ニーズを明

らかにしました。また、商業銀行、マイクロファイナンス機関、金融サービスと情報技術を結びつけたフィンテックなどによる多様な金融サービスの提供状況をどういった視点で確認すべきかを示しました。

それらを踏まえて、小規模農家を裨益対象とするプロジェクトで活用できる、金融包摂*4の視点を統合した調査手法をガイドラインとして取りまとめ、今後のプロジェクト形成への活用を促進していきます。

平和構築



*SDGsの17の目標のうち、関連のあるものを示しています。

紛争が発生・再発しない国づくりをサポート

課題の概要

武力紛争は人々の暮らしを根底から変えてしまいます。仕事や学校に行くことや、買い物や病院に出かけること、それまで普通だったことができなくなり、多くの人々が安全な生活を奪われ、住み慣れた土地からの避難を強いられます。紛争が終結しても、一度壊れてしまった社会システムを再構築し、経済・社会を再建し、平穏な生活を取り戻すには、息の長い取り組みが必要です。

紛争の発生や再発を予防し、平和を定着させるには、軍事的手段や予防外交などの政治的手段による対応とともに、社会的な格差、機会の不平等など、紛争の引き金となる問題の根本的な解決に取り組む必要があります。インフラの再建だけでなく、国民のニーズを公正に汲み上げて対応できる体制づくり、そしてコミュニティや人々のエンパワーメントが平和な国づくりに不可欠です。

JICAの取り組み

JICAは、紛争が発生・再発しない国づくりを支援するため、「国民から信頼される政府」と「強靱な社会」の2つの側面に注目し、中長期にわたり安定的に国家を発展させることを目的とした協力に取り組んでいます。

紛争直後の段階では、行政サービスを再構築するための支援を行い、紛争中に滞っていた基礎的な行政の機能



TICAD7サイドイベントで、政府と住民の信頼関係構築について討議するパネリスト

を迅速に回復することで、平和な日常を取り戻したいという国民の期待に応え、同時に国民と政府間の信頼の回復も目指します。特に、暮らしに直結する地方行政が人々の多様なニーズを正確にとらえ、適切なサービスを提供できるようにするための協力を力を入れています。

また、長期化・大規模化する紛争の影響により難民や国内避難民となった人々への支援や、それらの人々を受け入れる国・地域へのサポートにも取り組んでいます【→下事例を参照ください】。

2019年8月の第7回アフリカ開発会議(TICAD7)ではサイドイベントを開催。協力実績を紹介し、今後の取り組みについて関係国・機関などと議論を行いました。

パレスチナ 難民キャンプ改善プロジェクト (PALCIP)

みんなの声でキャンプが変わる



オールドアスカル難民キャンプ改善委員会メンバーとパレスチナ解放機構難民問題局のスタッフ[写真提供：阿部雄介]

JICAはパレスチナ解放機構難民問題局と共に、ヨルダン川西岸地区の3カ所の難民キャンプで住民参加型のキャンプ改善計画づくりと改善事業の実施をサポートしました。

さまざまな立場の住民がプロジェクトに参加しました。「自分は顧みられていない、キャンプの運営は他人事だ」と思っていた女性や障害者、若者も声を上げ、キャンプが抱える課題と目指す姿を何度も話し合っ「私たちのキャンプの改善計画」をつくりました。改善計画に基づき、車いす用スロープ

の設置や道路・公園のバリアフリー化が最優先事業として実施され、障害者や高齢者の社会参加を促進しています。

若者の代表としてプロジェクトに参加した女性は「私にもキャンプのためにできることがあると初めて思えた」と話し、難民問題局の職員も「キャンプの人々の真の声を聞き、届けるこの仕事こそが私の誇り」と胸を張ります。

今後もJICAは難民問題局と共に、キャンプの生活改善事業をサポートしていきます。



ジェンダーと開発



*SDGsの17の目標のうち、関連のあるものを示しています。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現を目指して

課題の概要

ジェンダーとは、社会的・文化的に形成される性別のことで、男女の役割やその相互関係を含む意味合いを持ちます。

一般に、社会における固定的な男女の役割や責任は、その地域の人々の価値観、伝統、慣習などによって無意識のうちに規定されていることが多く、各種政策や制度、組織などもその影響を受けています。また、社会通念やシステムは、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、不平等が内包されていることがあります。

持続可能な開発目標 (SDGs) では、ゴール5「ジェンダー平等、すべての女性・女児のエンパワーメント」は17のゴールのなかの独立したゴールであるほか、「すべてのゴールとターゲットの進展において決定的に重要な貢献をする」横断的課題として認識されています。開発事業のあらゆる段階で、社会における男性と女性の社会的な役割の違いや力関係によって生じる課題やニーズを踏まえ、ジェンダーの視点を組み込む「ジェンダー主流化」の推進は、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントの実現のために不可欠です。

また、母子保健、女子教育や女性企業家支援など女性・女児のエンパワーメントの推進、女性・女児に対する暴力への対応のための能力強化【→ 下事例を参照ください】、人身取引被害者の保護・自立支援などに取り組んでいます。

同時に、平和構築、農業、自然環境保全、防災、ガバナンス、インフラ開発など、その他の多様な分野においても、事業を通じて達成すべき成果や活動のなかにも、ジェンダー平等の視点を組み込んで事業を実施しています。例えば、スーダンでの技術協力プロジェクト「ダルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト」では、保健、給水、雇用セクターのパイロットプロジェクトへの女性の参加とリーダーシップの促進のほか、「女性と平和委員会」を通じた平和構築プロセスへの参加を推進しています。

近年は、ジェンダーに基づく暴力 (SGBV*) 撤廃への取り組みを強化しています。2018年度には、アフリカの紛争影響地域を中心にウガンダ、ルワンダ、南スーダンを対象として、2019年度はパキスタンを対象として、SGBVの状況把握や協力の方向性を検討することを目的とした調査を実施しました。今後はこれらの調査結果を踏まえ、SGBVの撤廃に向けた具体的な取り組みを支援していきます。

JICAの取り組み

JICAは、ジェンダー平等な政策・制度の構築支援、

※ Sexual and Gender Based Violence

アフガニスタン 女性警察官のジェンダーに基づく暴力への対応能力向上のための取り組み

女性の人権と安全を守る女性警察官の活躍に向けて



日本での研修で学ぶ女性警察官

アフガニスタンでは、多くの女性がドメスティック・バイオレンス (DV) や性暴力などのジェンダーに基づく暴力 (SGBV*) を経験しています。

SGBVのまん延は、アフガニスタンの女性の健康や教育などの機会、社会・経済参加を阻む要因の一つです。家族以外の男性への女性の接触を避ける慣習のある同国において、被害女性の相談に対応し、保護や支援につなぐ女性警察官は大きな役割を果たしています。

JICAは2014年から国連開発計画 (UNDP) と協力し、警察官として必

要な基礎知識や技術を学ぶ新人研修のなかで、SGBVに適切に対応するための能力向上に取り組んでおり、これまでの研修受講者数は同国の全女性警察官の約3割に相当する1,500名にも上ります。

また、2017年と2019年には、中堅の女性警察官計22名を対象に、日本でSGBV被害者支援に携わる専門家の協力を得て、日本の行政・民間による支援の体制や取り組み、ジェンダーの視点に立った適切な支援のあり方を学ぶための研修を日本で実施しました。

気候変動対策



*SDGsの17の目標のうち、関連のあるものを示しています。

全世界で取り組む地球規模の課題解決に向けて

課題の概要

気候変動は異常気象や自然災害の増加などさまざまな現象をもたらし、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に負の影響を及ぼします。「質の高い成長」や「人間の安全保障」への脅威であり、世界全体で取り組むべき重要な課題です。

2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる2020年以降の新たな気候変動対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界は新たな一歩を踏み出しました。

JICAの取り組み

JICAは、パリ協定や持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえて、気候変動対策をより重視した組織・経営の強化や気候変動関連の情報公開を推進していきます。また、開発途上国のパートナーとして、脱炭素社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築に向け、すべての開発事業に気候変動対策の視点を組み入れる「気候変動対策の主流化」を図るとともに、次の4つの重点取り組み課題に沿って気候変動対策に協力しています。

1. 低炭素・脱炭素、気候変動影響に対応する強靱な都市開発・インフラ整備推進

低炭素化・脱炭素化を図りながらインフラ整備を支援

気候変動対策分野におけるJICAの支援総額

約9,741億円(2018年*)



*暦年

するとともに、気候変動に強靱なインフラ整備を推進するための政策・制度の整備や能力強化を行っています。

2. 気候リスク評価と対策の強化

気候変動の影響はあらゆる場所で顕在化しつつあり、開発事業において気候リスクへの考慮は不可欠です。将来の気候リスクを予測・評価し、予防・削減を重視した対策を講じるための能力強化を支援しています。

3. 開発途上国の気候変動政策・制度改善

気候変動対策は長期的な取り組みです。開発途上国が気候変動緩和策・適応策の計画、温室効果ガス(GHG)インベントリなどを策定、実施、モニタリングできるように、政策・制度に関する能力強化を支援しています。

4. 森林・自然生態系の保全管理強化

森林伐採や人為的な土地利用の変化は森林・自然生態系の劣化・消失を加速させ、世界全体のGHG排出量を増加させます。森林管理能力の強化を通じた持続可能な森林保全・利用の促進などにより、GHGの排出抑制・吸収増進に取り組んでいます。

ベトナム「国としての適切な緩和行動(NAMA)」策定及び実施支援プロジェクト

温室効果ガス(GHG)の削減計画の策定・実施に向けた支援



ホーチミン市関係者による東京都水再生センター視察

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)は開発途上国に対し、温室効果ガス(GHG)の排出削減のために「国としての適切な緩和行動」の策定と、2020年以降のパリ協定への対応を求めています。本事業ではベトナムにおいて、それらの策定・実施を支援しました。

プロジェクトが取りまとめたGHG排出削減技術や機材についての「低炭素技術カタログ」は、同国政府がUNFCCCに提出した第3次国別報告書に活用されています。また、ホーチミン市気候変動計画の目標設定のため、

関係省庁のGHG排出目録作成能力の強化の推進や、ビルや港湾の省エネ方法についての検討を行ったほか、日本が開発したシミュレーションモデル「アジア太平洋統合評価モデル(AIM)」を活用してGHGの将来排出見通しを特定し、今後のGHG増加見込みや、対策による削減ポテンシャルを試算しました。

気候変動が国全体の課題であることが認識され、ベトナム天然資源環境省だけでなく、関係省庁も巻き込んだ気候変動対策が動き出しました。

社会基盤



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

強靱で持続可能な社会の実現へ

都市・地域開発

2050年には世界の人口の3分の2に当たる60億人以上が都市に住むことが予測されています*。開発途上国では、急速な都市化・人口増加に伴うさまざまな課題への対応や新型コロナウイルスなどの感染拡大防止を含め、より強靱で持続可能な都市の実現が求められています。また都市とその他の地域との格差の問題も懸念され、国・地域全体として均衡の取れた開発の推進が重要となっています。

JICAは、世界に類を見ない急速な都市化や幾多の災害を乗り越えてきた日本の経験などを活用し、各都市・地域が抱える課題に対応しています。具体的には①持続可能な都市づくりのための都市政策と都市経営の実現、②均衡ある国土・地域開発の実現、③包摂性ある社会の実現、を基本的な考え方として、都市・地域の特徴を踏まえた以下の戦略に基づいた支援を展開しています。

1. 多様なニーズが存在する成長都市を多く抱える

アジア地域

マスタープラン策定からインフラ整備まで一貫した支援を行います。成熟期を迎えつつある中進国の都市などでは、都市環境の改善や利便性・快適性の向上への支援とともに、スマートシティなど民間企業との連携による新しいソリューションの活用も進めます。

2. 基礎インフラ整備を上回るスピードで都市化が進む

アフリカ地域

都市と都市、都市と地方の連担により持続的な成長軌道へと導いていく地域開発・回廊開発アプローチと合わせ、都市開発マスタープランの策定、組織・人材の能力強化など、総合的なアプローチを展開します。



コンゴ民主共和国：急速な人口増加と脆弱な交通インフラという課題を抱える首都キンシャサ市において、都市交通計画の策定を支援した
[写真提供：Oriental Consultants Global Co., Ltd.]

3. 都市人口比率の高い中南米・カリブ地域

公共交通を中心とした開発、現地適用性の高い都市開発の実施手法・管理手法の具現化を通じて、都市化への対応能力の強化を図ります。

さらに、開発途上国の都市・地域開発の多様なニーズに応えるには、実施機関の組織体制の整備や能力強化、法制度の整備が不可欠であり、これらに貢献する協力も実施しています【→ P.31事例を参照ください】。

運輸交通

開発途上国が持続的に成長し、貧困を撲滅するには、人や物の移動を担う運輸交通サービスの提供により、雇用や教育・保健医療へのアクセス、また食料の安定確保を図ることが不可欠です。しかし、開発途上国では急激な都市化やモータリゼーション、物流量の増加などを背景に、道路、鉄道、港湾、空港などのインフラ整備需要が高い一方で、インフラ整備が需要に追いついていない、膨大な建設費用を賄う公的財源を国家が有していない、運営・維持管理能力が脆弱である、安全規制をはじめとする法制度が十分に整備されていない、運輸交通行政を担う行政官の能力が不足しているなどの課題を抱えています。

インフラの整備と有効活用に向けて

そこで、JICAは人や物を円滑に移動させることにより、経済社会活動を活発化させ、すべての人々の生活改善に貢献することを目指し、運輸交通分野でさまざまな協力を進めています【→ P.23、33、35事例を参照ください】。

特に、開発途上国では単に港、橋、鉄道などを整備するだけでは不十分であり、整備したインフラを「賢く」活用するための支援をあわせて実施することが必要です。インフラの整備と有効活用に向け、インフラ整備に関する技術協力とともに、整備後の運営・維持管理に必要な人材の育成、利用者の意識変容を促すための組織体制づくりなどの人的資源開発に力を注いでいます。

また、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)などの国際場裏やハイレベル会合で示された、「質の高いインフラ」の推進に関する各種原則に沿って、インフラ整備に関する支援を行い、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取り組みを進めています。

※ United Nations "2018 Revision of World Urbanization Prospects"



東京メトロにおける本邦研修(フィリピン鉄道訓練センター設立・運営能力強化支援プロジェクト)

JICAは今後、ポストコロナ社会の行動変化を見据えつつ、開発途上地域のインフラ需給ギャップを埋め、長期にわたり安全かつ安心して利用可能な運輸交通システムを構築するべく、国境を越えた「国際交通」、国土の調和ある発展のための「全国交通」、都市の持続的な発展のための「都市交通」、地方の生活水準向上のための「地方交通」など、さまざまなレベルで支援を展開していきます。さらに、日本政府が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」の下、太平洋とインド洋地域の連結性向上、法の支配による航行の自由の確保などを通じ、アジアやアフリカの社会経済全体の繁栄・発展に貢献していきます。

情報通信 (ICT)

情報通信技術 (ICT) は分野・課題を超えた共通のイン

フラ、課題解決の有効なツールとして、行政、社会、経済のさまざまな分野で活用されています。特に開発途上国においては、未整備な規制を逆に活用した最新技術の導入や、開発途上国独自の新たなニーズ発生に基づくICT利活用、いわゆる「リープフロッグ(一足飛び)型」の事例も出てきています。

分野・課題を超え、ICTの利活用促進を支援

ICT分野における協力は、世界的にもその重要性が認識されており、2015年9月の国連総会で正式採択されたSDGsのなかでもICT技術の習得、インフラ整備、ICT利活用を通じ、目標達成への貢献が期待される項目があらゆる分野で挙げられています。

JICAにおいても、①ICT政策策定能力の向上、②ICT人材の育成、③ICTインフラの整備、④ICT利活用の促進の4点を開発戦略目標と位置づけ、基幹通信網の整備、教育・産業振興・防災などの分野・課題でのICT利活用による支援や、サイバーセキュリティ技術者の育成支援、地上波デジタル放送移行支援アドバイザーの派遣などを行っています【→ 下事例を参照ください】。また、日本の政策(「宇宙産業ビジョン2030」や「インフラシステム輸出戦略」)に基づく宇宙分野での支援も行っています。

今後も日本政府の取り組みにも呼応する形での日本の技術の海外展開支援に加え、JICA事業でのICT利活用の促進を通じ、開発事業の効率化と効果の拡大を図っていきます。

インドネシア サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト

デジタルエコノミーの安全な進展を支援



演習の様子

インドネシアでは、デジタルテクノロジーやデータを活用した経済活動、いわゆるデジタルエコノミーが大きく進展しています。それに伴い、サイバー攻撃のリスクも甚大化しており、民間企業や政府におけるサイバーセキュリティ人材の量と質の不足が各方面から指摘されています。

本プロジェクトは、同国最高峰の大学の一つであるインドネシア大学において、プロフェッショナル向けのサイバーセキュリティ教育を強化するもの

です。教育機関に技術移転をすることで、官・民双方のサイバーセキュリティ人材の拡充を目指します。

同国産業界のニーズを踏まえたコースやセキュリティツールを開発し、大学講師が独力で講義を実施できるよう、技術移転を進めています。なお、プロジェクトが開発したコースの講義やツールは、インターネットを通じて無償で公開予定であり、インドネシア国内にとどまらず広く開発効果をもたらすことが期待されています。

人間開発



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

命を守り、強靱でインクルーシブな社会をつくる

教育

教育はすべての人々が等しく享受すべき基本的権利であり、持続可能な開発目標 (SDGs) のすべての目標の達成を下支えする重要な役割を担っています。また、教育を通じた多様な文化や価値を尊重する態度の醸成は、インクルーシブで平和な社会の基礎となります。

しかし、世界ではいまだ2.58億人もの学齢期の子ども・若者が不就学の状態にあり*1、6.17億人以上の子ども・若者は必要最低限の読解力や計算力を習得していないと推計されています*2。貧困、ジェンダー、障害、民族・言語、居住地域などによる格差も生じており、すべての子どもに対する良質な教育の保障が課題となっています。さらには、新型コロナウイルス感染症のまん延による学校の閉鎖は、子どもの学びや成長に大きな影響を与えています。

また、若年失業率は増加傾向で、2019年には約13.6%に上っており*3、職業技術教育・訓練へのアクセス拡大や質の改善も必要です。一方、高等教育へのアクセスは着実に向上していますが、例えばサブサハラ・アフリカ地域のように、引き続きアクセスが限定的な地域もあります。また、教員の育成、施設・機材の整備、研究資金の確保などが必ずしも伴っておらず、教育・研究の質の面でも依然大きな課題が残されています。

そこでJICAでは、就学前教育から初中等教育、職業技術教育・訓練、高等教育、識字・ノンフォーマル教育に至るまで教育セクターを包括的に俯瞰し、人々のニーズに応じた質の高い「途切れない学び」を相手国が実現できるよう、「子どもの学びの改善」、「イノベーション・産業発展を担う人材の育成」、「インクルーシブで平和な社会づくりのための教育」の3つの柱を重点に協力に取り組んでいます。

また、コロナ禍後の社会においても人々の学びを保障するため、国・地域を超えた「グローバルな学び合い」を推進するなど、多様なパートナーと共に革新的な解決策を創出していきます【→ P.52、55事例を参照ください】。

保健医療

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症は世界的流行を引き起こし、感染症は経済・社会に対する大きな脅威であることが認識されました。特に保健システム



パキスタン：ノンフォーマル学校に通う子どもたち[オルタナティブ教育推進プロジェクト(AQAL)] [写真提供：JICA-AQAL]

が脆弱な開発途上国への影響が懸念されています。

加えて、開発途上国では依然、多くの妊産婦や5歳未満の子どもが命を落とし、多くの子どもが栄養不良の状況にあり、さらに心血管疾患などの非感染性疾患の顕在化や高齢化など、あらゆる課題に同時に直面しています。また、医療支出の多くが個人の負担で賄われている現状もあり、過剰な医療費負担は、健康状態を悪化させるだけでなく、貧困格差にもつながるとされています。

人々の健康を守るためには、「すべての人々が、基本的な保健医療サービスを、負担可能な費用で利用できること」、すなわち、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現が重要であり、保健セクターだけでなく財政などあらゆるセクターの指導者や関係者と協力することが不可欠です。JICAは、各国のUHC達成支援に加えて、国際会議の場で、協力事業で得られた経験や教訓の共有を進めるなど、UHC達成の重要性を広く発信し、関係者との連携強化にも努めてきました。

また、国境を越える感染症の脅威に対しては、公衆衛生検査室や研究所の能力強化、ネットワーク形成を支援し、「強靱な保健システム」の強化に平時から取り組んでいます【→ P.19を参照ください】。母子保健についても、継続的な母子保健サービスの提供に向けて制度づくりから支援しています。世界保健機関(WHO)との連携の下、母子手帳を含む家庭用健康記録に関するガイドラインの策定にも貢献。その実施を各国で支援中です。さらに、子どもの死亡や発育阻害、将来の生活習慣病の原因となる栄

*1 UNESCO Institute for Statistics (UIS) Fact Sheet No.56, September 2019

*2 UIS Fact Sheet No. 48, February 2018

*3 ILO "Global Employment Trends for Youth 2020"

養不良を改善するため、農業・衛生・教育などの複数の分野が連携して取り組んでいます【→ P.47事例を参照ください】。

非感染性疾患に対しては、予防・早期発見のための人材育成のほか、治療・診断環境の整備にも取り組んでいます【→ P.57事例を参照ください】。

多くのニーズに一刻も早く応えるためにも、各国への支援に加えて、他援助機関とも緊密に連携して取り組みを加速することがますます重要になってきています。

社会保障

2020年現在、新型コロナウイルス感染症の大流行によって世界中の社会基盤が大きく揺らいでおり、特に社会的に弱い立場にある人々がより困難な状況に置かれています。生活の安定や貧困の削減を通じ、社会の安定をもたらし社会保障の役割の重要性が増しています。

開発途上国においても国民全体の「生活の質」向上の観点から、社会保険や年金など社会保障制度の整備が政策課題となっています。特にアジアのいくつかの国々では急速に高齢化が進行中で、介護など新たなニーズへの対応も喫緊の課題です。これらの分野では、自国の制度の構築や運用改善のために日本の知見から学びたいというニーズが高く、情報提供や意見交換を行っています。

また、障害者を含む多様な人々が社会・経済活動へ参加することは、インクルーシブかつ持続可能な成長、活力ある国づくりにつながります。日本を含む181の国と



モンゴル：列車に導入された車いす専用車両の使いやすさをチェックする車いす利用者（ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト）

地域が批准した「障害者の権利条約」では、国際協力に障害者の参加を確保することが規定されており、障害者の社会参加を制限している社会・文化・経済・政治的あるいは物理的障壁を除去することが大きな課題です。

JICAは障害者を開発の担い手としてとらえ、開発におけるすべての取り組みに障害の視点を反映し、障害者が受益者・実施者として事業を進めていくメインストリーミング、障害者リーダーや障害者団体の育成を通じたエンパワーメント、物理面や情報面のアクセシビリティ改善などに注力しています。

さらに、開発途上国では、経済発展に伴い労働災害や職業病が増加している一方で、労働安全衛生への取り組みが不十分なため、これらの整備を支援しています。

ベトナム 新卒看護師のための臨床研修制度強化プロジェクト

持続的な研修システムを通じて看護師の質の向上に貢献



省総合病院での新人看護師指導の様子

ベトナムでは、看護師免許取得のため、教育課程修了後、医療機関で9カ月の臨床研修が義務付けられています。しかし、研修内容やカリキュラムが定められておらず、臨床研修終了後の看護師について一定の能力や質が保証されていないという課題がありました。

JICAはベトナム保健省、看護協会、看護大学、協力対象省と協働して研修カリキュラムや教材、研修運営ガイドラインを開発し、4省と1市の医療機関で延べ1,080名の新卒看護師と

1,403名の臨床指導者を育成しました。研修が持続的に実施されるよう研修運営について各省が学び合う機会を設けたほか、研修システムが制度として法文書内に明記されるよう支援しました。

ベトナム保健省は、開発された教材を全国で使用する標準的な臨床研修の教材として承認し、この取り組みを全国に広げることを計画しています。今後、ベトナム政府が臨床研修を全国展開することで、国全体の看護師の質の向上が期待されています。

地球環境



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

開発と環境の調和と、人々の安全な暮らしのために

自然環境保全

経済開発は、人間社会を豊かにする一方で、森林減少や土壌の劣化、生物種の絶滅などの自然環境悪化を招きかねず、自然環境との調和が欠かせません。

JICAは以下の戦略課題に沿って人間活動と自然環境の調和を目指した協力を実施し、外部資金の活用を含む他ドナーや民間セクターとの連携を促進しながら、持続可能な開発目標 (SDGs) のゴール13、14、15の達成に貢献しています。

1. 気候変動対策(緩和・適用)と持続的な自然資源管理

開発途上国における森林保全のための政策策定や管理能力向上支援とともに、地域住民の生計向上のための協力を行っています。森林資源が豊富なアマゾン地域、コンゴ盆地、東南アジアへの支援のほか、サヘル・アフリカの角地域において、干ばつ・砂漠化への対処として地域住民の持続的な自然資源の利用や生計向上を支援し、気候変動に対する強靭性を強化しています。

2. 保護区やバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全

保護区やその周辺において、管理計画の策定や調査研究・モニタリング、環境保全に配慮した農業の実践、環境教育などを通じ、生物多様性保全を支援しています。



ベトナム：栽培作物の多様化(コーヒー単一栽培からの脱却)を通じ、森林の保全活動に参加する農家の収入向上・安定化を支援(持続的自然資源管理プロジェクト)

環境管理

多くの開発途上国では都市化に伴い環境問題が深刻化し、健康被害など人間の安全保障を脅かす事態が生じています。経済開発が優先された結果、環境対策が遅れることも少なくありません。また、環境問題は複数の要因

が重層的に関係することが多く、短期間での解決が困難な性質があります。こうした状況を踏まえ、SDGsでも環境管理分野の課題解決に向けた目標がゴール6、11、12などに設定されています。

JICAは、環境問題を未然に防止することを重視し、地方自治体、民間企業、大学、他の開発協力機関などと連携しながら、環境管理を行う組織や個人の能力開発に力を入れています。また、下水道の整備をはじめとした資金協力事業を実施しています。

1. 廃棄物管理・循環型社会の構築

廃棄物の問題は経済発展との関係性が強いので、公衆衛生の改善や環境負荷の低減、循環型社会の構築まで、発展段階に応じた支援を実施します。地球規模課題である海洋プラスチックごみの問題に対しても、適切な廃棄物管理の促進を通じて深刻化の防止に貢献しています【→ P.9を参照ください】。

2. 水環境・大気などの汚染に対する対策

下水道や下水処理施設の整備と運営・維持管理能力強化に向けた一体的な支援、都市を主な対象とした水環境管理や大気汚染対策などへの取り組みを通じ、正確な実態把握とそれに基づく政策・制度・規制、施設の整備、組織や人材の能力強化を支援しています。

水資源

水は飲料水や生活用水としてだけでなく、食料生産や経済活動に必須な資源として人間の生活を支えています。新型コロナウイルス対策としても、手洗いが重要になっています。しかし、2017年時点で7.8億人以上が基本的な給水サービスを利用できていないといわれており^{*}、水資源を巡る問題はさらに深刻化すると予測されています。JICAは、SDGsのゴール6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保」の達成に貢献するため、以下の協力を実施しています。

1. 安全な水の供給

都市部に対しては、日本で水道事業を担う地方自治体とも連携し、資金協力による施設整備とともに、水道事業の経営改善や水道サービスの向上を目指す能力強化を実施。地方部に対しては、安全な水源を確保した給水施設の整備と持続的な維持管理体制の強化や、干ばつなど

^{*} UNICEF, WHO "Progress on household drinking water, sanitation and hygiene 2000-2017: Special focus on inequalities" (2019)

の気候変動の影響に対する強靭性の強化、手洗いなどの衛生行動による保健・栄養などの改善に寄与する協力を行っています【→ 下事例を参照ください】。

2. 統合水資源管理の推進

水を巡る利害の対立を解決するため、多様な関係者の合意形成、水資源に関する科学的情報の整備や水資源管理計画の策定・実施能力の強化について、気候変動や防災の主流化への貢献も重視しながら支援しています。

防災

人口増加、都市化、経済発展に加えて気候変動の影響を受け、近年では災害が頻発化し、また経済被害も拡大する傾向にあります。開発途上国で大規模な災害が発生すると、開発の成果や持続的成長の機会が失われ、災害と貧困の悪循環から抜け出すのが困難となります。



ネパール：2015年4月の大地震により倒壊した建物

2015年に国連で採択された「仙台防災枠組2015-2030」の優先行動には、日本が自らの経験を基に提案した、防災への事前投資や「Build Back Better（より良い復興）」などが含まれており、SDGsでも複数のゴールに仙台防災枠組の指標が採用され、防災は開発課題として広く認知されています。

JICAは日本の災害対策の知見を踏まえ、仙台防災枠組に沿った防災協力を推進し、あらゆる開発事業に防災の視点を組み入れる「防災の主流化」を推進しています。

1. 災害リスクの削減のための計画策定・ガバナンス能力向上

科学的なデータに基づく災害リスク評価や防災計画策定に関する支援を行うとともに、広く人々の災害リスクへの理解を促進します。また、防災関連人材・組織の能力強化を通じ、中央・地方政府の防災行政機能とガバナンスの強化を図っています。

2. 事前投資による防災・減災対策の実現

現在と将来の災害リスクの削減に貢献する防災への事前投資を促進するため、中央・地方の防災計画の策定を支援し、基幹インフラや資本集積拠点への防災投資を推進していきます。また、災害の予警報能力や避難・応急対応体制の整備の支援、さらに発災後に以前より災害に強い社会の実現に向けた復興を目指す「Build Back Better」の概念の下、インフラなどの復旧、政策・制度の改善、生計手段の回復など、発災前から復興まで切れ目ない協力を推進しています。

バングラデシュ 地下水調査及び深層帯水層水源開発計画

ミャンマーからの避難民に安全な水を！



避難民キャンプで安全な水を供給

2017年8月、ミャンマーのラカイン州で治安情勢が悪化し、約75万人の避難民がバングラデシュ国内に押し寄せ、大規模な避難民キャンプが形成されました。

キャンプでは大量の生活用水が必要になり、2万本を超える浅井戸が作られたものの、水源枯渇や水質汚染などの問題が生じていました。

JICAは、キャンプの避難民約3万人へ安全な水を供給するため、本無償資金協力事業によりバングラデシュ公衆

衛生工務局(DPHE)に供与した深井戸掘削機を活用し、深さ約400mの深井戸を掘削。その後、国際移住機関が給水施設などの整備を担い、2019年6月から給水が開始されました。手洗いに必要な安全な水の供給を通じ、キャンプ内での新型コロナウイルスなどの感染症予防にも貢献しています。

現在、DPHEはこの深井戸掘削機を用いて、全国で安全な水を確保するための深井戸掘削を行っています。

農業開発・農村開発



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

持続可能かつ包摂的な農業・水産業を通じた食料安全保障への貢献

課題の概要

食料生産は気象や病害虫などの自然環境、農産物や農業生産資材の価格変動などの社会的環境の影響を受けます。生産・流通などの各体制が脆弱な開発途上国では、これらの影響が食料危機に直結し、都市貧困層や農漁村部の零細農家・漁業者に大きな打撃を与えます。一方、農漁業は食料供給を担うと同時に世界の就業人口の3割（南アジアでは4割以上、サブサハラ・アフリカでは5割以上）を占める最大の産業であり^{※1}、開発途上国の貧困層の雇用と収入を支えています。

開発途上国と世界の食料需要を満たすため、開発途上国の小規模農家・漁業者の生産性と所得の向上を図る必要があります。持続可能な営農や漁法の導入、優良品種の普及、農漁業の基盤整備、農水産物の高付加価値化、食の安全・安心などの手段の強化、農家・漁業者がこれらの手段を利用しやすくする金融や保険の整備など、包摂的な農漁村社会の構築が課題です。

食料安全保障の面では8億人以上の人々が十分な食料・栄養を得られず、地域間格差も極めて大きい状況です^{※2}。気候変動による自然災害は、こうした状況に拍車をかけており、農業の強靱性の強化が必要です。また、食料需要の増加による地力収奪や乱獲、畜産物の需要増に伴う家畜疾病の流行、持続可能な水産資源管理・利用の確立も喫緊の課題です。

JICAの取り組み

食料安全保障の強化には、持続可能な開発目標（SDGs）の各目標を相互に関連させる取り組みが不可欠です。SDGsの目標2「飢餓をゼロに」への貢献に向け、他の目標との連携による協力効果の最大化を目指します。

具体的な取り組みは以下のとおりです。

1. 経済成長に向けて

食料の安定供給と生産者の所得向上実現のため、農業基盤整備や営農技術の改善を通じた農業の生産性向上と、農産物の製造・加工、流通、消費に至るフードバリューチェーン（FVC）全体の強化に向けた協力を実施しています。東南アジアで農産物の安全性強化や高付加価値化への支援を進めるとともに、アフリカや中南米においてもFVC強化を通じた食料安全保障に向け調査を行いま



インドネシア：クリスタルグアバの栽培を学ぶ農家グループ（官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト）

した。

加えて、ケニア政府と協力して開発した「小規模農家による市場志向型農業を振興するための普及アプローチ（SHEP^{※3}）」をアフリカ、中南米、南アジア、中東の33カ国で展開中です。2019年度は約6,300人の行政官・普及員と約6.6万人の小規模農家にSHEP研修を実施しました。また、より多くの農家が、普及員による現地研修や営農指導をはじめとした質の高い普及サービスを受けられるよう、国際農業開発基金や世界銀行と連携して事業展開を行っているSHEP実施国もあります。さらに、2019年8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD7）では、開発途上国の小規模農家の生計向上を目指す「SHEPを通じた小規模農家100万人のより良い暮らしを目指す共同宣言」を発表しました。

2. 栄養改善を通じた人間中心の開発

JICAが主導する「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA^{※4}）」では、生活改善運動など日本の経験も活用し、各国の国別戦略の策定支援や農業を通じた栄養改善につながる活動を実施中です。

また、こうした経験を踏まえ、2019年のTICAD7の際に、アフリカの2億人の子どもの栄養改善に向け、IFNAの取り組みを全アフリカに拡大する「IFNA横浜宣言2019」が採択されました。さらに、世界最大の栄養不

※1 World Bank, World Development Indicators: Employment in agriculture (% of total employment) (modeled ILO estimate), data retrieved in March 1, 2020.

※2 Food and Agriculture Organization of the United Nations "2019 The State of Food Security and Nutrition in the World"

※3 Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion

※4 Initiative for Food and Nutrition Security in Africa

良人口を抱える南アジア地域に対し、栄養改善のための支援を2019年度から開始しました。

3. 地球規模課題への対応

① アフリカ稲作振興のための共同体(CARD^{※5})への協力

2008年に発足したCARDは「サブサハラ・アフリカのコメ生産を10年間で倍増する」目標を達成しました。しかし、アフリカのコメ需給ギャップは依然大きく、各国からさらなる生産増に向けて協力継続の要請がありました。

このため、2030年までを目標に、気候変動を踏まえた安定的な生産促進や品質向上、民間企業との連携を通じたコメ産業育成によってさらなるコメ生産の倍増を目指すCARD2に協力しています。

② 気候変動に対する強靱性の強化

干ばつなどの被害が多い地域において農業の強靱性を高めるため、灌漑施設の開発や水利組合の育成による水の有効利用、耐乾性品種の開発・普及、日本や開発途上国の損害保険会社との協力による迅速な保険金支払いを行う天候インデックス型保険の導入などの協力を実施中です。

③ 持続可能な水産資源の管理と利用

西アフリカやカリブ島沿岸における水産資源管理



ベトナム：在来ブタの体長測定をするカウンターパート(ベトナム在来ブタ資源の遺伝子バンクの設立と多様性維持が可能な持続的生産システムの構築プロジェクト)

の手段として、コマネジメント(共同資源管理)についての技術協力を実施しています。また、大洋州地域では衛星などを利用した違法・無報告・無規制(IUU)漁業の監視・抑止に関する協力を行っています。

④ 畜産・家畜衛生

東・中央アジア、南アジア、アフリカを中心に、国際基準に則った獣医教育システムの構築や、国際機関との連携により、世界的にまん延する家畜疾病の対策、畜産フードバリューチェーンの構築支援を展開中です。

※5 Coalition for African Rice Development

※6 International Food Policy Research Institute "2016 Global Nutrition Report"

マダガスカル 食と栄養改善プロジェクト

農業を通じた栄養改善を多くの関係者と共に



この日はキャッサバ(芋の一種)のスープ。「給食があるとうれしい」と、学校に行くきっかけにもなる

マダガスカルでは、5歳未満児の発育阻害の比率が49%と世界で5番目に高い水準にあり^{※6}、栄養不良が深刻な課題です。

JICAは、「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)」の活動の一環として、2019年3月から農業を通じた栄養改善に向けたプロジェクトを実施しています。住民の8割が農業を営む中央高地において、農家の所得向上の方法を探り、増えた所得を栄養価の高い食物の購入に充ててもらふことや、家庭菜園で栄養価の高い作物を育て、食

事の栄養バランスを改善することを目指して、JICA専門家が現地で活動中です。

一方、栄養改善には、保健や農業、水・衛生といった複数の分野からのアプローチが重要であるため、プロジェクトでは、マダガスカルの国家栄養局、農業省、保健省をはじめ、多くの機関と連携し、マルチセクターでの支援を展開しています。特に、妊産婦と子どもの栄養改善や健康増進に取り組んでいる世界銀行とは、対象地域を重ねて協力しています。

産業開発・公共政策



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

パートナーシップを通じて実現する、公正で持続的に成長する社会

民間セクター開発

開発途上国が質の高い持続的な経済成長を実現するためには、その原動力として、民間企業の経済活動の持続的な拡大・高度化と雇用の幅広い創出を促す「産業振興」が必要です。なかでも製造業は、高い雇用吸収力と付加価値、豊富なバリューチェーン（関連するサービス産業を含む）や、外国交易（輸出可能性）、技術革新などを生み出す可能性を総合的に内包している産業であり、その振興は経済成長を指向する産業政策の要と考えられます。

また、先進国企業による直接投資と地元の裾野産業・中小企業振興との連携が、バリューチェーンの形成を通じた製造業の振興と高度化、産業人材の育成、雇用創出による幅広い階層の所得向上に重要な役割を果たし、包摂的な経済成長の実現につながります。

他方、近年の製造業は、情報通信技術や人工知能との融合が加速して第四次産業革命とも呼ばれる状況にあり、先進国がたどった経路を飛び越えた技術革新や、開発途上国で実証・普及した新技術の先進国への逆流にも注目が集まっています。また、観光産業も外貨獲得、関連企業種の多さ、雇用吸収力などの点で経済波及効果が高く、多くの国で有望な産業となっています。

このような状況を踏まえて、JICAは、①開発途上国の産業振興政策の策定やビジネス環境改善のための関連制度の整備・運用・改善、②投資促進や経済特区開発、③地場の中小企業の能力・競争力の強化や産業人材の育成、④日系企業・現地企業間の連携などへの支援を通じて、開発途上国の民間セクター開発に取り組んでいます。その際、企業競争力の強化を重要視しつつ、バリューチェーンへの参画促進などのリンケージ強化、金融アクセス改善、イノベティブな取り組みを推進しています【→ P.23、63事例とP.64を参照ください】。

JICAはこれらを通して、持続可能な開発目標 (SDGs)



ベトナム：日本とベトナム両政府により設立された「ベトナム日本人材開発インスティテュート (VJCI)」が2009年から実施している「経営塾」の10周年記念式典

のゴール8（包摂的かつ持続可能な経済成長）、ゴール9（産業と技術革新の基盤構築・イノベーション推進）、ゴール17（パートナーシップ推進）の達成に貢献すべく取り組んでいます。

資源・エネルギー

エネルギーの安定供給は、経済成長や人間の安全保障の観点から、開発途上国において最も重要な政策課題の一つとなっています。一方で、CO₂総排出量の約4割は発電および熱供給に伴うものであることから*、2015年12月採択のパリ協定を踏まえ、低炭素化が強く求められています。

JICAはエネルギー分野において、SDGsのゴール7（エネルギー供給）とゴール13（気候変動対策）の達成に貢献すべく取り組んでいます。また、資源分野では、多くの開発途上国において持続的な鉱物資源管理に必要な法制度、技術などが不足している状況を踏まえ、SDGsゴール12（持続可能な消費と生産）の達成に貢献すべく、人材育成を中心に支援しています。

1. エネルギー

開発途上国における低廉かつ低炭素なエネルギーの安定的な確保に貢献するため、JICAは以下の支援を展開しています。また、これらを支える人材育成も継続的に実施しています。

①電力アクセス向上と安定供給の推進

電力マスタープラン策定や電力関連技術の移転などのソフト面、アジアやアフリカ地域での発電や送配電網などの電力インフラ整備を支援しています。

②低炭素化の推進

地熱や太陽光、風力などの再生可能エネルギーの導入促進に向けて、安定的な電力供給を実現するための資金協力や技術協力を行っています。また、省エネルギーの導入など、効率的なエネルギーの利用促進にも取り組んでいます【→ P.49、50事例を参照ください】。

2. 資源

JICAは人材育成支援や投資環境整備を進めており、特に人材育成では、日本国内の大学との連携による「資源の絆」プログラムを充実させ、開発途上国側との人的ネットワークの構築、強化を図っています。

* International Energy Agency CO₂ Emissions Statistics (2018)

ガバナンス

政府の機構・制度、政府・市民社会・民間部門の協働関係や意思決定のあり方などを含む概念であるガバナンスは、開発途上国の発展の基盤となるものです。すべての人が尊厳を持って、安心・安全に暮らせる社会の実現を目指し、法の支配の促進と定着や行政の機能強化と質の向上、さらにはそうした国家の活動を支える財政、金融の制度的な基盤の整備のための協力を行っています。

1. 人間の安全保障のための基本的な権利の保障・実現

法・司法制度の構築や運用能力の強化、市民と警察の信頼構築と警察の能力強化、メディア、ジャーナリズムの強化を通じ、法の支配や民主主義などの普遍的価値の実現に向けた制度・体制の構築を図り、市民の生存・生活・尊厳に関わる基本的な権利と自由を保障・実現することを目指しています【→ P.38事例を参照ください】。

2. 公正かつ透明なビジネス環境の整備

経済法の整備・運用、紛争解決制度の改善などを通じて、公正で透明なビジネス環境の整備に取り組んでいます。

3. 国際関係の安定

海洋法などの国際公法に関する知見の幅広い共有などを通じて、国際関係における法の支配を高め、武力行使ではなく、法による国際的紛争の解決に基づく日本を含む国際社会の安定を目指しています。



インドネシア：日本人専門家による現場指紋採取指導(市民警察活動全国展開プロジェクトフェーズ2)

4. 行政の機能強化と質の向上

開発途上国の総合的な行政機能を強化するため、中央政府の幹部人材の育成や公共サービスの改善につながる公務員研修および統計能力の向上に加え、地方自治体の計画策定能力の強化などに取り組んでいます。

5. 財政の効果的で持続的な運営

多くの開発途上国では、財政基盤が脆弱なうえ、歳出管理の規律性・持続性が不十分です。このため、公共投資管理の改善や徴税能力向上などに向けた協力を通じ、持続的な歳出管理や歳入基盤の強化、関税の適正かつ公平な徴収と貿易の円滑化を支援しています。

6. 金融政策の適切な運営と金融システムの育成

金融分野は経済活動を支える重要な基盤ですが、多くの開発途上国は近代化の途上にあるため、金融政策の立案・実施能力強化、金融市場、保険市場の育成、決済システムの整備に取り組んでいます。

プロジェクト研究「再生可能エネルギー大量導入時代に向けた途上国支援のあり方について」と各国の関連案件

再エネと省エネの両面から低・脱炭素化への挑戦を支援！



各国から招へいた電力分野の行政官に対して説明する様子
©Waseda University, 2020

パリ協定後の低・脱炭素化への世界的潮流のなか、JICAは再生可能エネルギーの導入と省エネルギー促進の両面から開発途上国への協力を進めています。

太陽光や風力発電が大量導入されると天候により発電量が大きく変動するため、JICAは日本の質の高い電力供給システムを活用し、供給の安定と信頼を維持する効果的な支援策を調査。この成果を生かし、ソモモンでは再生可能エネルギー100%に向けた投資促進や系統安定化策などのロードマップを策定、ヨルダンやスリランカでは、

再生可能エネルギー発電量の変動に対処する系統計画・運用能力の向上と需要側管理などの次世代技術の導入を支援しました。

また、エジプトで省エネルギーの国家目標達成を目指し、関連データの管理体制の強化や省エネルギー政策の評価、技術の導入促進の制度構築を支援中です。

さらに、日本の分散型エネルギー管理システムなどの先進技術を活用し、円借款をはじめ複数のスキームを組み合わせた協力を戦略的に展開しています。

民間企業とのパートナーシップ

民間企業のビジネスを通じた途上国の経済社会開発と中小企業の海外展開支援

JICAは、長年の政府開発援助(ODA)の実施で得た、開発途上国政府とのネットワークや信頼関係、開発途上国における事業のノウハウを最大限に生かしつつ、民間企業と積極的に連携し効率的かつ効果的に開発効果の発現を推進するため、P.51図のようなさまざまな支援メニューを提供しています。

の支援事業など、計11案件を承諾しました【➡ 下事例を参照ください】。また、JICAが出資してアジア開発銀行に設置された「アジアインフラパートナーシップ信託基金」を通じて4案件を承諾しました。

海外投融資

民間企業による途上国の経済社会開発を支援

JICAの有償資金協力のうち、海外投融資はインフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で開発効果の高い事業を行う日本企業を含む全世界の民間企業などに対して、「融資」や「出資」の形態で支援を行うスキームです【➡ P.70を参照ください】。民間金融機関や国際金融機関などとの連携や、JICAの他のODA事業との統合的運用により、開発効果の一層の発現や事業リスクの軽減などを目指しています。特に、国際機関との連携については米国海外民間投資公社(現：米国国際開発金融公社)に続いて、フランス開発庁、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行と業務協力覚書を締結するなど、協調融資促進に向けた連携を進めています。

2019年度は、ガーナのカカオ豆バリューチェーン強化事業、メキシコの太陽光発電事業や開発途上地域における金融アクセスの向上・女性のエンパワーメント向け

協力準備調査(海外投融資)

海外投融資候補案件形成を通じて、民間企業による途上国の経済社会開発を支援

本制度は、日本の民間活力を活用した開発途上国での事業の発掘・形成のためのスキームです。民間企業からの提案に基づく調査の実施を委託することにより、海外投融資の活用を前提とした事業計画の策定を支援します。

本制度は、旧協力準備調査(PPPインフラ事業)を2020年4月に改称したものです。開発途上国政府の関与がない純粋な民間事業や非インフラ分野の案件を含めた幅広い事業を対象とすることを明確化し、また、提案企業にとって一層使いやすい制度となるよう制度を改善しました。提案は随時受け付けており、2019年度(旧制度)は7件の提案を採択しています。

開発途上国での事業では、ソフト・ハード両面での投資環境の不備、採算性確保の難しさ、適切な官民の役割・リスク分担の認識不足(開発途上国政府の支援不足)といった課題が多く見受けられます。JICAは民間企業の個別事業を支援するだけでなく、より幅広く、開発途上

メキシコ「メキシコ太陽光発電事業」、ブラジル「分散型太陽光発電システム導入事業」、ブラジル「持続可能な林産業支援事業」

多様なプレーヤーと連携して気候変動対策を推進



メキシコ：太陽光発電施設 [写真提供：イエノバ社]

JICAは2020年3月、世界的な気候変動対策に貢献する3つの事業の融資契約に調印しました。

メキシコでは、エネルギー会社であるイエノバ社と大型太陽光発電事業を拡大するための融資契約を締結しました。JICA案件では初めてグリーンローン原則*の認証も取得しました。

一方、ブラジルでは、同国最大の信用組合グループであるシクレディとの間で、地方の農家や中小企業などが小規模な太陽光自家発電システムを導入するための小口融資プログラムを促進

する融資契約を締結しました。また、紙・パルプ製造企業であるクラビン社とは、工場拡張に対する融資契約を締結。温室効果ガスの排出抑制や環境保全に配慮したサプライチェーンの強化を促進し、持続可能な林産業の発展を支援します。

JICAはこれからも多様なプレーヤーとの連携を積極的に推進し、さまざまなアプローチを通じて気候変動への対策を支援していきます。

* 資金使途を環境に配慮した事業に限定したローンの国際的な融資原則



国で政策・制度の構築や実施能力の強化を支援するなど、事業化に向けた包括的な取り組みをさらに推進していきます。

中小企業・SDGsビジネス支援事業

途上国のSDGsに貢献するビジネスの形成・展開の検討を支援

日本が持つ技術・製品・ノウハウなどを自国の課題解決に活用したい開発途上国と、開発途上国市場への進出を望む民間企業の双方がWin-Winの関係となることを目指す「中小企業・SDGsビジネス支援事業」は、民間企業による提案型事業です。この事業では、原則中小・中堅企業を対象とした「中小企業支援型」と、原則大企業を対象とした「SDGsビジネス支援型」の2つの区分を設けています。前身の制度である「中小企業海外展開支援事業」や「途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査」などを含め、2019年度末までに延べ1,217件の提案を採択しています。

事業を所掌する民間連携事業部は、2019年2月に国内の多様なパートナーとの連携拠点として、近隣オフィス街へのアクセスにも優れているJICA竹橋ビルへ移転し、同年4月には企業規模を問わず一体的に事業を運用すべく実施体制を再編しました。

2019年度の公示では、同年8月に横浜で開催された

第7回アフリカ開発会議(TICAD7)においてアフリカでのビジネス推進に向け、同地域の課題をJICAより提示し、その解決につながるビジネスに関する提案を募る「アフリカ課題提示型募集」を初めて実施し、計35件の提案を採択しました。

目的別に3段階の支援メニュー

中小企業・SDGsビジネス支援事業は、ビジネスの段階に応じて、目的別に3つの支援メニューを提供しています【→下図を参照ください】。

1. 基礎調査

中小企業のみ対象で、開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの検討に必要な基礎情報の収集を支援します。2019年度は27件を採択しました。

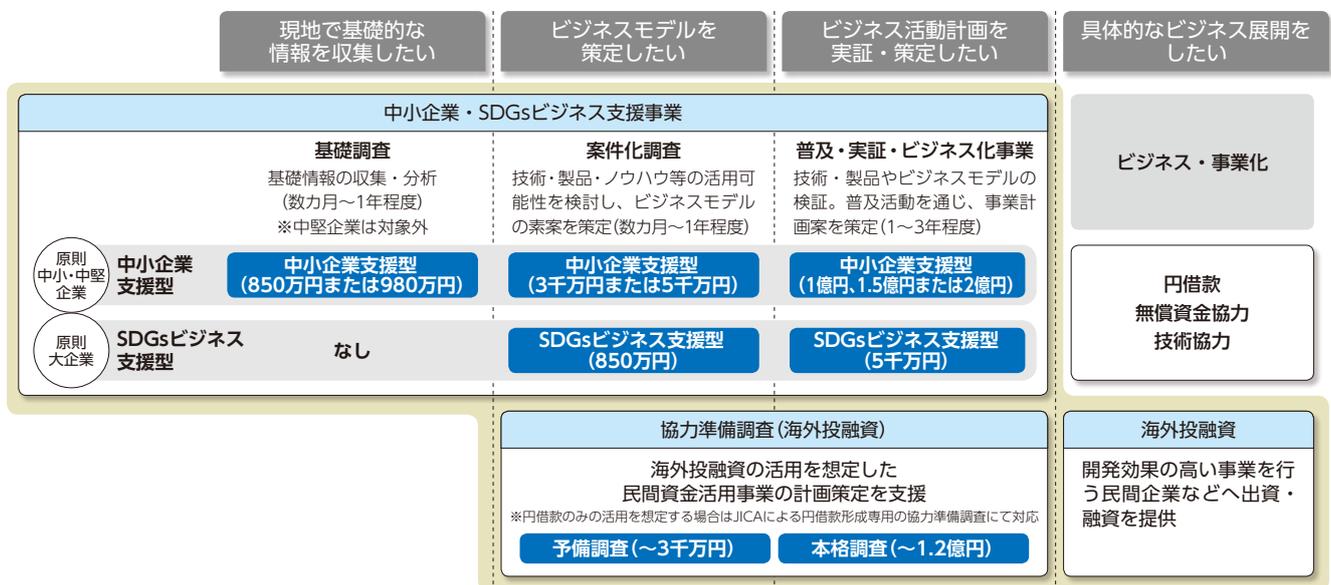
2. 案件化調査

開発途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウなどを活用したビジネスアイデアやODA事業に活用する可能性を検討し、ビジネスモデルの策定を支援します。2019年度は、中小企業支援型は79件、SDGsビジネス支援型は16件を採択しています。

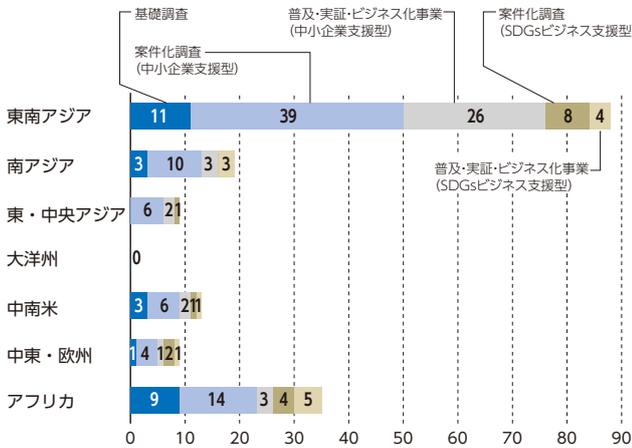
3. 普及・実証・ビジネス化事業

開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウなどの実証活動を含む

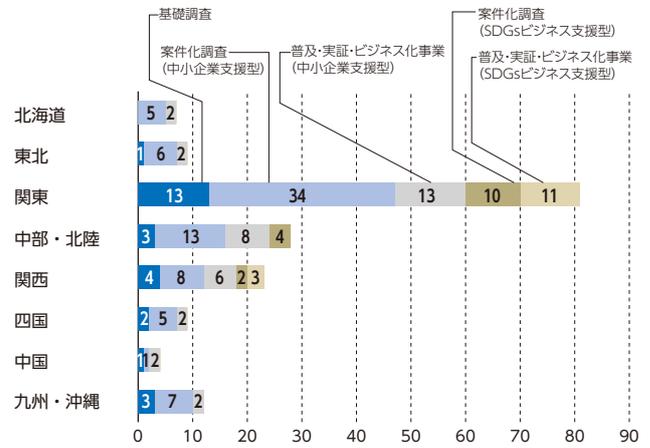
支援メニューと事業化への流れ



2019年度 地域別採択案件数



2019年度 国内の地域別採択案件数



ビジネスモデルの検証、提案製品などへの理解促進、ODA事業での活用可能性の検討などを通じた事業計画案の策定を支援します【→ 下事例を参照ください】。2019年度は、中小企業支援型は37件、SDGsビジネス支援型は14件を採択しています。

地域の活性化にも貢献

中小企業・SDGsビジネス支援事業を通じて全国の中小企業の海外展開を支援することは、海外展開の取り組みでありながら、国内での地方創生や地域活性化にも貢献するものとなっています。例えば、企業が海外事業に取り組むことや地域の伝統技術、地元大学との共同開発

技術などが海外で活用されることなどを通じて、地域経済の活性化にも寄与しています。

2019年度は、全国各地で中小企業を中心とした企業向けの海外展開支援セミナーを190回以上(参加者延べ1万人以上)行いました。2019年9月には開発途上地域の課題・ニーズと民間企業の製品・技術、ビジネスとのマッチングを図るため、「途上国課題発信セミナー」を開催し、多くの参加者から有益な内容だったとの評価を受けました。さらに、案件が採択された企業を対象に、海外でのビジネス展開にあたり特に必要となるトピックに関する専門的知見を提供する「ビジネス実現支援セミナー」を実施し、延べ500人以上の参加がありました。

ウズベキスタン 地方学校教員の能力向上及び教育格差是正向け学習管理システム(LMS)に係る普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型)

e-learningでつくる新しい教育のカたち



放課後補習授業で暗算教育を受ける子どもたち
【写真提供：株式会社デジタル・ナレッジ】

ウズベキスタンでは全国で教員が約7万人不足しているとされ、教育水準の地域間格差や教材不足などが課題となっています。

このような状況を受け、株式会社デジタル・ナレッジ(本社:東京都台東区)は、JICAの支援事業を活用し、学習管理システムを使った実証活動を2019年8月に開始しました。全国14州で教員向けオンライン研修とオンラインテストによる生徒の学力把握を、また、首都タシュケントでは、オンラインデジタル教材を活用した民間教育

サービスを実施しています。

特にオンラインデジタル教材には、生徒や保護者から受講希望が殺到。教育省からも高い評価を得ています。

2020年3月には新型コロナウイルスの影響を受け、ウズベキスタンのすべての学校が休校になりました。同社は教育省からの正式な依頼を受け、子どもたちが自宅で遠隔授業が受けられるよう、補習授業で活用したe-learningコースを提供し、非常事態下の教育現場を支えています。

地球規模課題に対応する 科学技術協力

共に「知」を創造する国際協力

年々深刻化する地球温暖化、自然災害、感染症などの地球規模の課題は、一国や一地域だけで対応することは難しく、国際社会が共同して取り組むことが求められており、科学技術によるイノベーションが課題解決に大きな役割を果たすものと期待されています。

このような状況のなか、JICAは2008年度から地球規模課題対応国際科学技術協力(Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development: SATREPS)を開始しました。日本の科学技術をベースに、日本と開発途上国の国際共同研究によって新たな「知」を創造し、その研究成果を実社会に還元することで地球規模課題の解決を目指します。

実施体制

SATREPSは環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症の4分野5領域の地球規模課題の解決につながる、新たな知見の獲得と成果の将来的な社会実装、および開発途上国の人材育成を目指し、開発途上国のニーズを基に、日本と開発途上国の研究機関が国際共同研究を実施します。

外務省・JICA、文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)・国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が連携してSATREPSを支援します。

日本の研究機関からJSTまたはAMEDに提出された研

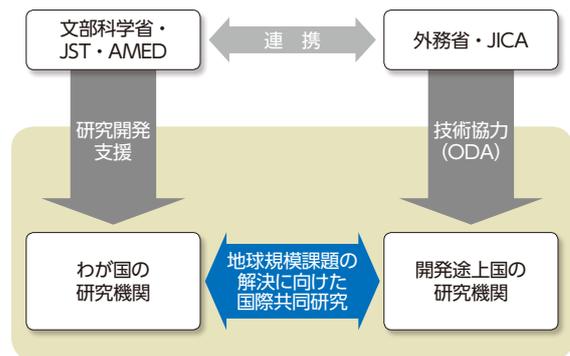


エチオピア：日本側研究者がエチオピア研究者と共に、エチオピアの学生に対して土質試験の実験実習を実施（SATREPS「特殊土盤上道路災害低減に向けた植物由来の土質改良材の開発と運用モデル」）

SATREPS実施体制

地球規模課題対応国際科学技術協力

- 環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症分野の地球規模課題について、日本と開発途上国の研究機関が、外務省・JICAおよび文部科学省・JST・AMED連携による支援の下、国際共同研究を実施
- 共同研究を通じ、問題解決につながる成果を創出するとともに、開発途上国研究機関の能力向上を推進



究提案と、開発途上国の日本政府に対する要請内容が合致した案件を対象に、科学技術とODAの観点から選考が行われ、採択された案件は、JICAの技術協力プロジェクトの枠組みで運営されます。JICAは技術協力プロジェクトの実施に必要な経費(日本側研究者の派遣、相手国研究員の受入れ、機材供与、現地活動費など)を提供し、JST・AMEDは、日本国内や相手国以外の第三国で必要となる研究経費などを負担します。

案件の選定と実施状況

2019年度は、開発途上国からのODA要請が182件、日本側研究機関からの提案が144件、そのうち選考対象となったマッチング成立案件は124件でした。そのなかから最終的に12件が採択され、2008年度の事業開始以来の累計採択案件は145件となりました。マラウイが新規の共同研究相手国となり、実施国(実施準備中を含む)は計51カ国となりました。

市民参加協力

国際協力を日本の文化に

JICAは、日本の市民による国際協力活動を促進・支援し、協働して事業を行うことを「市民参加」と位置づけ、「多様なアプローチによる開発への貢献」「国際協力への理解・参加促進」「日本の地域社会への還元」を目指しています。

市民参加協力のうち、NGO等、地方自治体、大学・研究機関との連携事業、開発教育支援事業について紹介します。

NGO等との連携

JICAは、NGO等との①対話、②連携、③支援を通してパートナーシップの強化に取り組んでいます。

1. 対話

2019年度は、従来開催してきた全国規模のNGO-JICA協議会に加え、7地域で地域協議会を開催しました。地域に根差した課題などについて議論を深め、今後の取り組みの方向性・内容を確認しました。

2. 連携

NGO等の知見や経験を生かした開発途上国の経済・社会の開発を目的に、共同で草の根技術協力事業を行っています。2019年度は60件の案件を採択しました【→P.55事例を参照ください】。

また、「世界の人びとのためのJICA基金」では、市民や団体の方々の寄附金を活用した事業を、2019年度は10件採択しました。本基金では、国際協力活動の裾野を拡大するため、国際協力活動の経験が浅い個人・団体を対象とした「チャレンジ枠」*を新設。2019年度から2案件において事業を開始しています。

3. 支援

効果的な国際協力活動推進のために、組織運営や事業実施の能力強化研修をNGO等向けに行うとともに、現場でのNGO等との連携強化に向け、20カ国にNGO-JICAジャパンデスクを設置しています。

地方自治体との連携

JICAは、開発途上国に役立つだけでなく日本の地域活性化にもつながる協力に取り組んでいます。なかでも特に重要なパートナーとして地方自治体と連携し、草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」などを通じ、地域の国際化と、地方自治体や地元産業の海外展開の促進など



東京農業大学で研究をする「アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」の留学生

に努めています。

昨今では、地域での外国人受入の増加や持続可能な開発目標(SDGs)の推進、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンの取り組みなどにJICAのノウハウやネットワークが活用されるなど、開発途上国への貢献に加え、日本国内の地域の発展にも寄与しています。

大学との連携

開発途上国の開発課題が高度化・複雑化するなか、国際協力においても、幅広く高度な知見を有する大学との連携は不可欠です。大学とJICAとの連携は、国際協力に関する調査研究などへの大学の教員の参画から、開発途上国における技術協力プロジェクトへの大学の組織的な参画に至るまで、さまざまなアプローチにより推進されています。

また、将来、開発途上国で指導的立場に就く可能性のある人材や、課題解決に貢献する人材を2019年度は日本の65大学の修士や博士課程に「JICA留学生」として受け入れ、育成しています。このような大学との幅広い連携を組織的に強化・推進することを目的に、国内の40大学と包括連携協定、連携覚書を締結しています。

日本で学んだJICA留学生が、母国でトップリーダーとして活躍し、ひいては日本と開発途上国の友好関係を

* 「チャレンジ枠」では、開発事業の経験が豊かなネットワーク型NGOなどの人材が「伴走支援者」として配置され、事業の計画から実施、終了時の振り返りまでを支援し、受託者の能力強化を後押しする仕組みとなっています。

中長期的に維持・強化することを目指して、JICAは留学生受入の戦略的な拡充に取り組んでいます【→ P.65を参照ください】。

開発教育

地球ひろば

東京都市ヶ谷の「JICA地球ひろば」、愛知県名古屋市の「なごや地球ひろば」、北海道札幌市の「ほっかいどう地球ひろば」では、「見て、聞いて、さわって」体験できる展示を行っています。国際協力の経験を持つ「地球案内人」から説明を受け、「考え、行動に移す」視点から、開発途上国の現状や地球規模の課題、国際協力を学ぶことができます。イベントやセミナーも数多く開催され、市民参加の場としても活用されています。他のJICA国内拠点でも国際協力に関して幅広く情報提供を行っています。

2019年度は、SDGsのほか、海洋プラスチックごみで注目されるごみ問題に関する展示やセミナーも開催。民間企業や地方自治体からも多数の参加を得るなど、SDGsや国際協力のより一層の理解促進に取り組みました。

学校現場での開発教育推進のために

児童・生徒が、世界の開発課題と日本との関係を知り、それを自らの問題としてとらえ、主体的に考える力や、



教員研修「開発教育指導者研修」の様子

根本的解決に向けた取り組みに参加する力を養うため、JICAは開発教育を推進する事業を実施しています。

2020年度より施行された新学習指導要領で重視されている「持続可能な社会の創り手」育成の具体的な取り組みが進展し、SDGsや多文化共生に関する多様な動きがあるなかで、国際協力の豊富な知見や情報、人材を持つJICAが教育現場に果たし得る役割はより大きくなっています。

このような状況を踏まえ、地方自治体、学校関係者、NGOと協力して、児童・生徒向けの映像教材の製作や国際協力出前講座、教員向けの研修やセミナーを実施しました。

タンザニア 草の根技術協力事業「若年妊娠によるドロップアウトと社会的孤立を予防するための教育支援事業」

生徒に将来を考える力を——学校で思春期教育プログラムを展開



対象地域の学校で思春期教育を実施

タンザニアでは、年間5,500人に上る女子生徒が妊娠を理由に退学を余儀なくされ※、復学も禁止されてきました。母となった10代の少女たちは、社会的に孤立し貧困状態に陥りやすい脆弱な状況に追い込まれます。

こうした課題に応えるために、特定非営利活動法人Class for Everyoneは、小・中学校向けの思春期教育プログラムを立ち上げました。対象地域の小学校43校、中学校15校で、現地NGOであるNew Rural Children Foundationと若年妊娠を経験した母

親たちのチームによる、絵本やロールプレイを用いた思春期教育を実施しました。

その結果、対象校での妊娠による退学は3分の1にまで減少。また、対象校では学校が楽しくなった、出席率や成績が上昇した、生徒たちによる自発的な活動が展開されるといった事例も生まれました。今後は各学校主体のプログラムの展開を目指した協力を実施予定です。

※ World Bank, PRESS RELEASE NO: 2020/021/AFR

ボランティア事業

「いつか世界を変える力になる」—市民が主役の国際協力—

JICAのボランティア事業は、開発途上国の経済・社会の発展や復興のため、高い志を持って自発的に協力しようとする市民の活動を支援するものです。1965年にスタートした青年海外協力隊を中心とするこの歴史ある事業は、日本政府・JICAが行う草の根レベルの国際協力の代表的な事業として広く認知され、相手国から高く評価されています。また、日本社会の国際化と活性化に貢献できる貴重な人材を育成、輩出する事業としても、近年ますます評価、期待されています。

JICAボランティア事業とは

ボランティア事業は、1965年の青年海外協力隊派遣（ラオス、フィリピン、カンボジア、マレーシア、ケニアの5カ国、29名）に始まり、半世紀を超えて連続と受け継がれ、発展してきました。これまで累計約5万4,000名（うち青年海外協力隊は4万5,000名超）が顔の見える国際貢献の担い手として、開発途上国における活動に従事しました（2020年3月末現在）。

2019年度より従来の派遣体系などを見直し、年齢別ではなく、案件内容別に広く職種で募集する「一般案件」と、一定以上の経験・技術などが必要な個別案件「シニア案件」の2つの区分による募集を開始しました。また、ボランティアの総称を「JICA海外協力隊」に改め、「青年海外協力隊／海外協力隊」「シニア海外協力隊」を中心に、日系社会への貢献を目的とした「日系社会青年海外協力隊／日系社会海外協力隊」「日系社会シニア海外協力隊」や、1カ月から1年未満の活動を行う短期派遣など、さまざまな形態での派遣を展開しています。

「世界と日本を元気にする」人材の育成にも貢献

近年、日本と異なる社会・文化のなかで、現地の人々と共に暮らし、共に課題の解決・改善に取り組む隊員経験は、人材育成の観点からも高く評価されています。

帰国隊員は「新たな環境のなかで、既存の枠組みにとらわれずに、周囲の人々と協働し、新たな試みを率先して実践していく人材」として、国内外で社会のグローバル化や地域の活性化などのために活躍しています。このように、JICAボランティア事業は、「世界と日本を元気にする」事業として注目されています。

帰国隊員に対する民間企業などからの求人数は、2019年度は1,341件、帰国隊員を対象にした採用枠や受験時優遇措置などを導入する地方自治体や教育委員会につい



パプアニューギニア：野菜栽培を通じた所得向上に取り組むコミュニティ開発隊員
【写真提供：和田 浩】

て、2019年度は81自治体、37教育委員会、19大学院、1大学での導入を確認しています。

日本国内のさまざまなパートナーとの連携を強化

JICAボランティア事業では、日本国内の地方自治体、企業、大学などが有する技術や知見を開発途上国の課題解決に生かすため、これらパートナーとの連携を推進しています。

こうした連携は、開発途上国の開発課題への貢献だけでなく、各パートナーが目指す国際化に対応する人材育成にも貢献しています。2019年度は、自治体連携10名、民間連携13名、大学連携153名を新規で派遣しました。

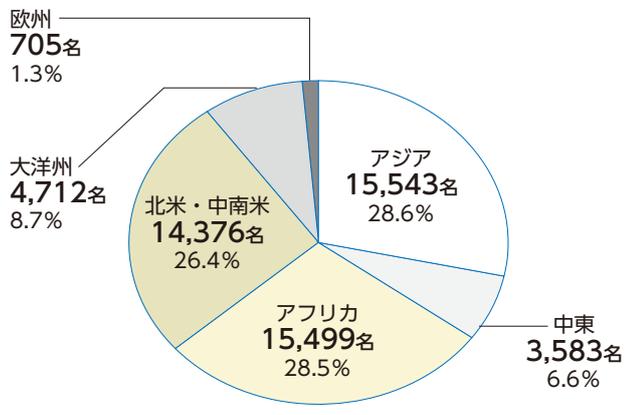
また、現職教員のJICAボランティア事業への参加により、日本の教育現場での開発教育・国際理解教育の促進や外国籍児童・生徒などへの対応にも寄与しています。2019年度に派遣した人数は125名（公立のみ）でした。

多様化する開発課題への貢献

さらに、多様化する開発途上国の開発課題に対応するため、JICAの他事業や海外の国際ボランティア機関との連携に取り組んでいます。また、ボランティア活動に関する相手国からの要請の発掘・形成から募集・選考・研修・活動中支援など、事業の各段階において開発課題の解決を視野に入れた取り組みを進めています。

例えば、グアテマラでは、2010年から算数教育支援を行う協力隊員をグループ形式で派遣し、技術協力プロジェクトの成果である国定教科書「GUATEMATICA（グアテマティカ）」を活用して、算数の授業の改善に取り組

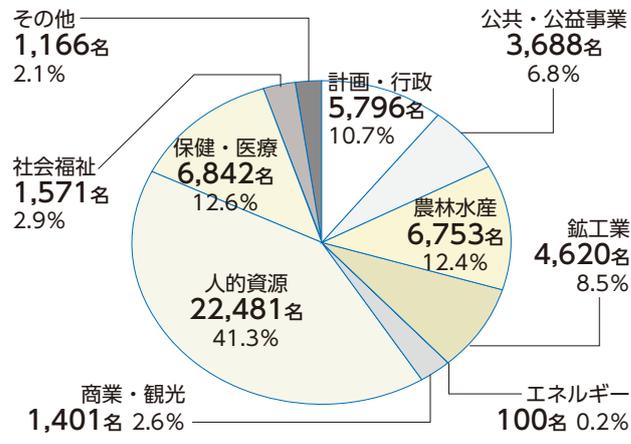
JICA海外協力隊の地域別派遣実績 (累計) 2020年3月末現在



んでいます。2019年度は227回の研修会・授業研究を1,779名の教師や実習生を対象に実施しました。2020年2月から3月には、全国紙に4～6年生用GUATEMATICAの練習問題が全15回連載されるなど、日本の算数教育支援が注目を集めています。

また、日本政府が2008年の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)でアフリカでの安全な水へのアクセス向上や衛生状態の改善を目的に創設を表明した「水の防衛隊」として、2008年度から2019年度までに21カ国に270名以上の協力隊員を派遣してきました。2019年度は8カ国28名の隊員が、安全な水の確保と給水施設の維持管理のための水管理組合への支援や、住民の収入向上支

JICA海外協力隊の職種別派遣実績 (累計) 2020年3月末現在



援を通じた安全な水の確保への働きかけ、学校やコミュニティにおける手洗い指導を通じた公衆衛生の改善など幅広い活動を展開しました。

東京オリンピック・パラリンピックに向けた国際貢献として日本政府が掲げる「Sport for Tomorrow」プログラムには、開発途上国の人々へスポーツの価値を伝える取り組みの一環として、体育・スポーツ分野の協力隊員等の派遣を推進することで貢献しています。

2020年9月現在、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴いJICA海外協力隊員は日本へ一時帰国中ですが、JICAは派遣国や派遣地域の状況などを踏まえつつ、再派遣の可能性を慎重に検討しています。

ボリビア 青年海外協力隊 (保健師)

健康指導パンフレットを作成し先住民の生活習慣病予防に貢献



パンフレットを使って説明する隊員(中央)

ボリビアでは、糖尿病をはじめ肥満などによる生活習慣病に気づかない先住民が多くいます。先住民が多く住む地域で活動していた保健師隊員は、このことを問題視。配属先の同僚と共に、糖尿病や高血圧症、肥満予防に向けた生活習慣の見直しのために効果的でインパクトのある健康指導パンフレットを作成し、パンフレットを活用した講習会を数回にわたり開催しました。受講した先住民の間で生活習慣の変容が見られるなど、成果を上げています。

また、隊員の任地で実施中の技術協力プロジェクト「オルロ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト」の支援の下、保健省で関係者にパンフレットのプレゼンテーションを行ったところ、高い関心、評価を得ました。今後、各県での生活習慣の見直しに関する健康指導にパンフレットを活用したい意向が示されたほか、保健分野の協力隊員について新たに要請が出されるなど、活動の成果が広がりを見せています。

国際緊急援助

一つでも多くの笑顔を取り戻すために

JICAの国際緊急援助体制

JICAは、海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づき、緊急援助を実施しています。支援の形態には、国際緊急援助隊 (Japan Disaster Relief Team: JDR) の派遣と、緊急援助物資供与の2つがあります。

JDRには、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の5種類の援助形態があります。JDRについては被災国の要請に基づき、わが国の外務大臣が派遣を決定し、JICAが派遣の実務を担います。他方、緊急援助物資供与は、JICAが実施する活動です。

国際緊急援助隊事務局の業務

1. 国際緊急援助隊派遣

海外の被災地に対する緊急援助の実務を担うのが、JICAの国際緊急援助隊(JDR)事務局です。JDR事務局は、JDRの派遣が決定されると、隊員の選考、航空機の手配、携行資機材の選定など派遣の準備を行うほか、隊員が現地で円滑に活動できるよう、JDR事務局員等を業務調整員として派遣します。

代表的なチーム派遣には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チームがあります。

被災者の捜索・救助活動を実施する救助チームは、国

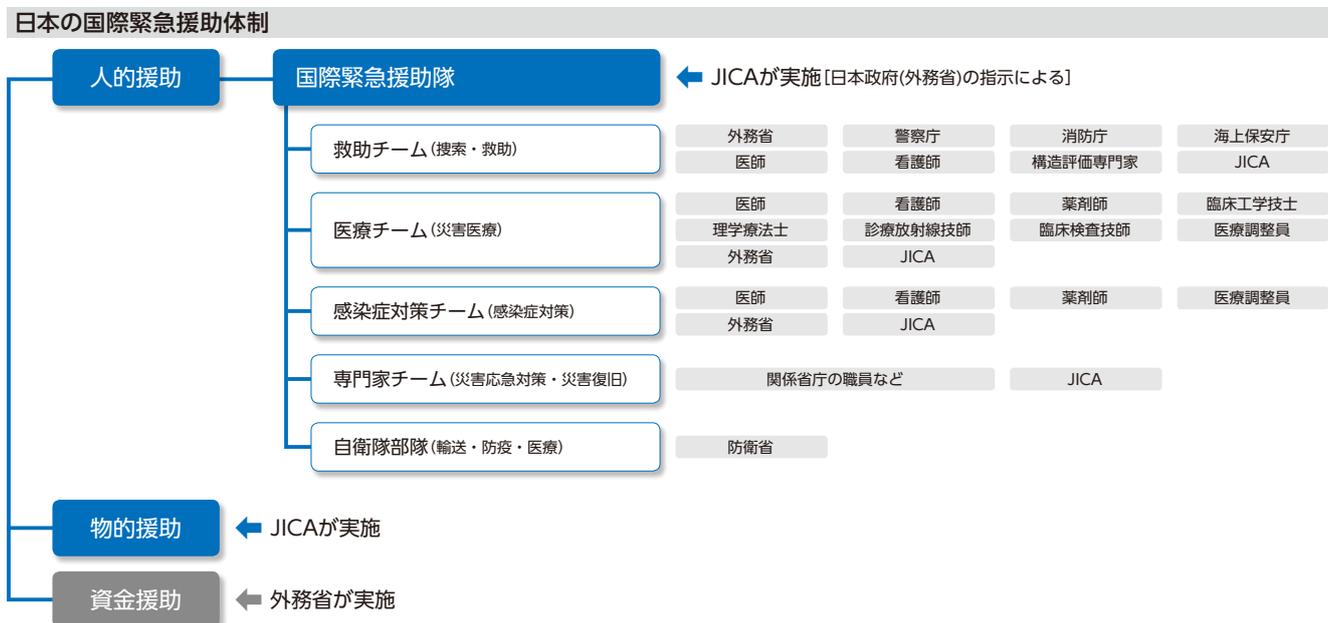
際的な基準に基づいて世界中の救助チームの能力を評価する国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)の外部評価において、最も高い能力を有する「ヘビー(重)」級チームとして認定されています。2017年9月に発生したメキシコ地震の際も救助チームが派遣され、夜を徹して捜索・救助活動を行いました。

医療チームは、被災国での医療支援を実施します。同チームは、2016年10月に世界保健機関(WHO)から、緊急医療チーム(Emergency Medical Team: EMT)としての国際認証を取得しました。また、2017年2月には、JDR医療チームが主導した災害医療情報の標準化手法[Minimum Data Set: MDS]が国際標準としてWHOに採択され、2019年3月にモザンビークで発生したサイクロン被害に対する国際救援において、JDR専門家チームの支援の下、初めて運用されました【→ P.59事例を参照ください】。

感染症対策チームは、国際的な感染症の流行に対応するため、2015年10月に新設され、隊員募集や研修を実施するとともに、コンゴ民主共和国における黄熱(2016年7月)、エボラ出血熱(2018年6月、2019年8月)の流行に対して派遣を行いました。また、2019年12月にはサモアの麻疹流行に対して派遣し、乳幼児を中心に重症患者の診療を支援しました。

2. 緊急援助物資供与

緊急援助物資を被災地へ迅速かつ確実に供与するため



2019年度緊急援助実績 (2019年4月～2020年3月 計15件)

No	支援時期	被災国・地域	災害区分	援助区分	派遣人数・供与物資
1	2019年 4月	モザンビーク	サイクロン	医療チーム	24名(2次隊)
2	4月	イラン	洪水	物資供与	テント、プラスチックシート、スリーピングパッド
3	7月	コンゴ民主共和国	エボラ出血熱	物資供与	感染防護具
4	8月	コンゴ民主共和国	エボラ出血熱	感染症対策チーム	20名(1次隊7名、2次隊13名)
5	9月	ボリビア	森林火災	物資供与	消火活動用防護具
6	9月	バハマ	ハリケーン	物資供与	テント、毛布、プラスチックシート、ポリタンク、簡易水槽
7	9月	ブラジル	森林火災	物資供与	テント、スリーピングパッド
8	11月	ジブチ	洪水	自衛隊部隊	116名
9	11月	ジブチ	洪水	物資供与	テント、毛布、スリーピングパッド、ポリタンク
10	11月	アルバニア	地震	物資供与	テント、スリーピングパッド
11	12月	サモア	麻しん	感染症対策チーム	15名(1次隊4名、2次隊11名)
12	2020年 1月	オーストラリア	森林火災	自衛隊部隊	91名(C-130H輸送機 1機)
13	1月	オーストラリア	森林火災	物資供与	防塵マスク
14	1月	フィリピン	火山噴火	物資供与	防塵マスク、飲料水、発電機、コードリール、ポリタンク
15	1月	中華人民共和国	新型コロナウイルス	物資供与	感染防護具

に、JDR事務局は事前に物資を調達し、世界6カ所の倉庫に備蓄しています。2019年度は、火山噴火(フィリピン)、地震(アルバニア)、洪水(イラン、ジブチ)、感染症流行(コンゴ民主共和国、中国)、ハリケーン(バハマ)、森林火災(ボリビア、ブラジル、オーストラリア)に対して、合計10回の物資供与を実施しました。

3. 平時からの応急対応への備え

いざ大規模災害が発生した際に迅速かつ的確な支援を実施するためには、平時の備えが重要です。チーム派遣に関しては年間を通じて種々の研修・訓練を実施し、隊員候補者の能力強化を図っています。

国際連携に関しては国連人道問題調整事務所(UNOCHA)、WHOをはじめとした関係国際機関などとの連携強化を図っています。また、JICAの社会基盤部が主導するASEAN災害医療連携強化(ARCH)プロジェクトを通じて、ASEAN地域における災害医療の連携体制の構築と能力強化に貢献しています。

近年、世界で発生する自然災害は規模、件数ともに拡大傾向にあり、災害多発国として経験の多い日本の国際緊急援助は重要度を増しています。JDR事務局では応急対応から復旧・復興に向けたシームレスな支援の展開に向け、他部門との連携を強化しています。

モザンビーク 巨大サイクロン災害に対し包括的な緊急支援を展開

健康危機対応に大きく貢献



JDR医療チームによる診療活動の様子

JICAは、南半球最悪のサイクロン災害に見舞われたモザンビークに対して2019年3月～4月、JDR医療チームと専門家チームを派遣するとともに、救援活動の全体調整を担う国連災害評価調整チーム(UNDAC)に要員を派遣。緊急援助物資も供与しました。

医療チームは、陸路が寸断され医療支援が届いていなかった遠隔地区に野外診療所を開設、計794人を診療しました。患者の多くは呼吸器系の急性疾患や下痢を発症しており、さらにコレラ流行の兆しがあるなかで感染症への

対応が特に必要でした。

専門家チームは、緊急医療チーム調整本部(EMTCC)の運営を支援。日本が主導して開発した「災害医療情報の標準化手法(MDS)」を初めて稼働させ、被災地全体の診療動向の分析を通じて健康危機管理対応に大きく貢献しました。

JICAは、被災地での全体調整をするUNDAC、EMTCCと、現場での診療活動とで複層的な支援を展開しました。その経験と教訓を将来の大災害への対応に活かしていきます。

研究活動

平和と開発のための実践的知識の共創

2020年4月1日より、JICA研究所はJICA緒方貞子平和開発研究所(略称：JICA緒方研究所)と名称を変更しました。2008年10月の研究所設立に尽力された故緒方貞子氏の理念を継承し、開発途上国が現場で直面する課題について政策志向の研究を行い、国際社会における日本の知的プレゼンスの強化を目指して研究業務に取り組んでいます。

さらに、日本の開発経験や援助実施国としての知見を体系化し発信するとともに、新型コロナウイルス禍後の世界のあり方、国際秩序の変化、情報社会への転換、気候変動などの今日的な課題や脅威も踏まえて、研究・発信活動のさらなる充実に努めています。これらを通じて、世界をリードする開発・国際協力研究の拠点となることを目指しています。

研究活動の基本方針

- (1) 国際的な学術水準の研究を行い、積極的に発信する。
- (2) 現場で得られた知見を分析・総合し、事業にフィードバックする。
- (3) 人間の安全保障の実現に貢献する。

以上の方針の下、変化する国際社会に対応し、持続可能な開発目標(SDGs)の戦略的推進や新たな開発課題に関する研究に果敢に挑戦します。また、JICA開発大学院連携事業の一翼を担う機関として同事業を推進し、日本が培った経験を積極的に発信します。あわせて人材育成の機能と研究交流の拠点としての機能を一層強化します。

重点研究領域

2019年4月より、研究領域を再編し、新たに「人間開発」領域を設置しました。新5領域は、SDGsの5つのP[Peace(平和)、People(人間)、Prosperity(繁栄)、Planet(地球)、Partnership(パートナーシップ)]に対応しています。また、2020年4月より、「平和と開発」領域を「平和構築と人道支援」領域に変更しました。

1. 平和構築と人道支援

紛争影響下にある社会において持続的な平和を促進する要因や阻害要因を分析します。また、人間の安全保障

における保護とエンパワーメントの関係を探求しています。これらの研究を通じて、人道対応、持続的な開発、持続的な平和に従事する多様な主体による取り組みを比較分析し、有効な支援のあり方を探ります。

2. 人間開発

すべての人に対する良質な教育、保健サービスへのアクセスの保障とエンパワーメントが課題となっています。教育分野では、低中所得国における海外留学のインパクトに関する研究、日本の教育協力の歴史の分析とその発信を進めます。保健分野では、新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)*推進のあり方に取り組めます。

3. 経済成長と貧困削減

「質の高い成長」の概念の体系化や、日本の主要な支援事業の一つであるインフラ事業の経済社会効果を分析します。また、金融状況の研究や、アフリカ諸国の成長と貧困削減に寄与する農業支援の実証分析に取り組んでいます。政策や取り組みの効果を実証するため、介入・非介入を比較した分析も行います。

4. 地球環境

開発途上国における環境問題や気候変動への対処を考察します。気候変動の適応に向けた経済的手法や、プロジェクト開発における環境影響評価手法の研究のほか、SDGs達成に向け、ASEAN諸国を対象に環境・気候変動に関する政策提言のための研究に取り組めます。

5. 開発協力戦略

将来のJICA事業・戦略の方向性を導く研究を行います。日本の開発や開発協力史を総括し、その特徴を探ります。また、開発途上国の研究者とのネットワークを構築し、国際協力の潮流形成に貢献する研究や分野横断的な課題のほか、スポーツと平和に関する研究など新たな課題にも挑戦します。

2019年度の成果

これらの方針や領域に基づき、2019年度は29の研究プロジェクトを実施し、その成果の発信に努めました。

1. 研究成果の発信

20本のワーキング・ペーパーを発行。また、「アジアにおける都市大気環境の改善」をテーマにポリシー・ノー

* 「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要ときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

トを発行しました。研究プロジェクト「日本の開発協力の歴史」では、研究結果を取りまとめるためのバックグラウンドペーパーを5本作成しました。

研究成果を書籍としても取りまとめています。2019年度は、英文書籍が6冊、和文書籍が3冊発刊されました。

研究プロジェクト「アフリカにおける民族多様性と経済的不安定」の研究成果をまとめた『From Divided Pasts to Cohesive Futures: Reflections on Africa』では、アフリカ大陸の歴史の考察を通して、アフリカの多様性の現状を理解し、より信頼関係のある社会の構築に向けた方策を検討しています。

和文書籍では、日本の国際教育協力研究の成果をまとめた『日本の国際教育協力—歴史と展望』を刊行しました。また、日本の途上国開発への貢献を長期的な観点から分析する「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの第24・25弾として、ボスニア・ヘルツェゴビナでの農業支援を通じた民族融和と紛争後の復興、フィリピンのミンダナオの平和構築を取り扱った2冊の書籍も発刊しました。

このほか、研究成果は書籍や学術誌、学会発表などを通して発表されており、学識者に広く共有されています。

2. 国際機関、研究機関との連携

JICA緒方研究所は、内外の研究機関や援助機関とのパートナーシップに基づくネットワーク型の研究を重視



第4回ナレツジフォーラム

しています【→ 下事例を参照ください】。

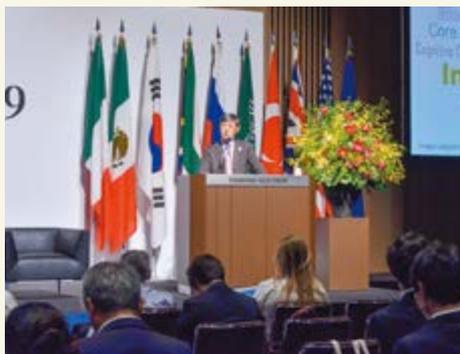
例えば、米国のブルッキングス研究所と約1年間共同でSDGsの中心課題「誰一人取り残さない」に関する研究を進めてきました。その成果である書籍『Leave No One Behind: Time for Specifics on the Sustainable Development Goals』の発刊セミナーを2019年10月にニューヨークとワシントンで開催し、SDGs達成に向けて世界はどう変わるべきかについて議論しました。

また、米国のコロンビア大学政策対話イニシアチブとの「アフリカにおける質の高い成長」の共同研究の成果である書籍『The Quality of Growth in Africa』を2019年8月に刊行し、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)に合わせて発刊セミナーを開催しました。

研究内容や出版物などの詳細は → [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/index.html) 「JICA緒方研究所」 <https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/index.html> をご覧ください。

Think20 (T20) Japan 2019

G20に対する政策提言に向けた協働



T20本会合で基調講演を行う北岡理事長

Think20 (T20)とは、G20におけるアジェンダや機能ごとに形成された複数の団体(エンゲージメント・グループ)の一つです。T20では毎年10前後のタスクフォースが立ち上げられ、その下で各国のシンクタンクが政策課題について議論し、G20参加国に対して政策提言を行います。

2019年5月に東京で開催されたT20本会合(T20 Japan)は、同年6月開催のG20大阪サミットへの知的インプットを目的としています。

JICA研究所(当時)は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」と「アフリカとの協力」の2つのタスクフォースの共同議長を務め、T20 Japanのビジョンである「持続可能・包摂的・強靱な社会の実現に向けて」を推進するための政策提言集を発刊しました。また、SDGs達成に向けた各国の研究者とのパネルディスカッションを共催するなど、T20公式サイドイベントにも貢献しています。

開発パートナーシップとSDGsへの取り組み

幅広いアクターと連携し、SDGs達成に貢献する取り組みを促進

国際社会では新興国のプレゼンスが高まる一方、「自国第一主義」を唱える国が増え、国際協調システムが揺らいでいます。新型コロナウイルスのような感染症を含む開発課題が国境を越え、一層複雑化・深刻化するなか、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成や人間の安全保障の実現には、グローバルな連携が不可欠です。

国際的な開発協力機関とのパートナーシップ

JICAは、SDGs達成に貢献するため、さまざまな開発協力機関と相互理解を深めるとともに、単独では解決が難しい課題に対して、他機関と補完し合いながら取り組むなど、緊密なパートナーシップを築いています。また、国際的な開発協力の議論の場で日本の経験・知見を共有し、国際的なルールづくりにも貢献しています。

このため、JICAは、さまざまな開発課題について国際機関と定期的に協議を実施しています【➔ 下事例を参照ください】。

2019年6月にはG20大阪サミットが開催され、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が合意されました。これを受け、JICAは、インフラ投資においてこの原則に明記された環境社会配慮、ジェンダー平等、債務持続性への配慮を開発途上国政府と共に協力して推進するべく、世界銀行グループや国際通貨基金 (IMF)、アジア開



SDGsをテーマにアジア各国向けに債務持続性などを議論したJICA-IMF合同国際会議にて、ブータン王立金融庁長官ほか出席者 (2020年2月、JICA市ヶ谷ビル)

発銀行 (ADB) などの国際機関やG20構成国機関との連携を進めています。また、日本政府が提唱する「自由で開かれたインド太平洋」の考えを共有する国々の二国間援助機関などとの連携にも取り組んでいます。

新興国とのパートナーシップ、南南・三角協力

伝統的な開発協力機関に加え、韓国、中国、タイ、インドネシア、ブラジル、トルコなどの新興国が開発協力実施国となり、影響力が高まっています。透明性が高く効果的な協力が推進されるよう、JICAは新興国との対話を通じて、開発協力に関する国際的なルールづくりや、

JICA-世界銀行グループ第6回ハイレベル対話

「質の高いインフラ投資」推進など、一層の連携強化を議論



マルパス世界銀行グループ総裁 (右) と北岡理事長 (左)
【写真提供：世界銀行】

JICAと世界銀行グループは、2014年からトップレベルの意見交換の場として、ハイレベル対話を毎年実施しています。2019年9月にはマルパス総裁就任後初のハイレベル対話が世銀グループ本部 (米国) で開催されました。世銀グループからは国際金融公社 (IFC) や多数国間投資保証機関 (MIGA) の幹部も加わり、両機関で総勢100名以上が参加。人的資本や質の高いインフラ投資、民間資金動員など、国際開発における重要な課題について意見交換し、一層

の連携強化について議論しました。

今回は、2019年6月のG20大阪サミットでの「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の採択を受け、セッションを新たに設けて、質の高いインフラ投資について議論。債務持続性も考慮しつつ質の高いインフラ投資を国際社会で推進していくために協力することで一致しました。

ハイレベル対話は、このように両組織で国際的な開発協力の潮流を議論する機会として定着しています。



効果的な開発協力実施手法の共有を進めています。

例えばJICAは、新興国と開発途上国の開発経験の共有を促進する南南・三角協力を、新興国との開発協力に関する国際的なルールづくりを進めるうえで有用な取り組みと考えています。南南・三角協力のより効果的な実施のための共通理解を深める取り組みの一つとして、2019年12月には国連南南協力事務所、イスラム開発銀行、トルコ国際協力庁と「開発協力のための局長級フォーラム」をトルコで共催しました。

また、類似の課題に直面する新興国の開発金融機関との共通理解を促進するため、資金協力実施機関としての課題や経験を共有する機会として、中国輸出入銀行、韓国輸出入銀行対外経済協力基金(EDCF)、タイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)とのアジア4者協議を日本で主催しています。さらに、多くの新興国の開発金融機関も参加する国際開発金融クラブ(IDFC)に運営委員会メンバーとして参加し、気候変動やSDGs達成などに開発銀行が果たし得る役割についての議論に貢献しています。

SDGs達成に向けたJICAの取り組み

JICAは、SDGsへの貢献に向けた取組方針^{*1}の下、さまざまな関係機関とのパートナーシップを加速化させ、イノベティブな事業を推進しています。国外では、イ

SDGsの17ゴール



ンドネシアでSDGs国家指標の策定などを支援したほか、アフリカ3カ国(ガーナ、マラウイ、南アフリカ共和国)で、東京大学などと連携してゴール9(インフラ・技術革新)とゴール11(都市)をテーマに、SDGsの相互連関分析を踏まえた政策提言研究を実施しました。

国内において、「関西SDGsプラットフォーム」^{*2}は加盟団体が950を超え(2020年3月末現在)、関西のSDGs推進ハブとしての役割を確立しています。さらに、日本政府のSDGs戦略である「SDGs実施指針改定版」に明記された社会貢献債としてのJICA債は、「SDGsへ貢献したい」と考える地方自治体や地方銀行をはじめとする機関投資家の受け皿になっています。

^{*1} https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/position_paper.html

^{*2} 2016年12月に設立。JICA関西、近畿経済産業局、関西広域連合が事務局を担っている。<https://kansai-sdgs-platform.jp/>

オープンイノベーション事業「JICA Innovation Quest (ジャイクエ)」

組織の枠を超え、SDGsの達成に向けたアイデアを共創



ジャイクエのアイデア発表イベントの様子(YouTubeライブで配信)

JICA Innovation Quest (ジャイクエ)は、組織を超えて多様なバックグラウンドの人々が集まり、開発途上国でのSDGsの達成に向けて共創により革新的なアイデアを創出する、JICA若手職員発案のオープンイノベーション企画です。

大手メーカーやITベンチャーなどからの参加者とJICA職員の計30名が5チームに分かれ、スリランカ、ブータン、ペルー、マダガスカル、タジキスタンを対象に、SDGsのゴール2を達成す

るための事業アイデアを競いました。

2019年度のお最優秀賞に選ばれたのはタジキスタンチーム。油の多い肉料理中心の食生活や大皿料理で客をもてなす現地の習慣を変えずに、少ない量でも豪華に見える食器デザインを「映え皿(ばえざら)」として提案。油分の過剰摂取を抑制し、肥満予防を目指す「人間中心」発想のアイデアを創出しました。

ジャイクエは今後も、新しい共創と革新の場をつくるための挑戦を続けます。



移住者・日系人支援と日系社会との連携強化

中南米全体で約213万人の日系人がさまざまな分野で活躍中です。そうした各国の日系社会の存在が日本との強い絆となっています。

JICAは、戦後の国の政策による中南米などへの移住者に対し、移住先国での定着と生活の安定を支援してきました。現在は、日系社会の成熟や世代交代による課題の変化に対応した支援と、日系社会との連携強化に取り組んでいます。

2019年は、日本人のポリビアとペルー移住120周年、ブラジルのアマゾンとコロンビア移住90周年に当たり、各国でさまざまな記念事業が行われました。

主な事業と取り組み

1. 知識普及

JICA横浜の海外移住資料館では、海外移住の歴史や移住者・日系人への理解促進を目的に、移住者の渡航関連記録や移住者からの寄贈資料の常設展示、さまざまなテーマでの企画展示、関連図書・映像資料を収めた閲覧室やウェブサイトによる情報提供と調査研究のほか、修学旅行や校外学習で訪れる生徒向けの教育プログラムを提供しています。2019年度の来館者は4万3,043人、開館以来の来館者は61万人を超えました。

2019年度は、「コーヒーが結んだ日系人と日本」とポリビア日本人移住120周年記念「ポリビアに生きる－日系人の生活とその心－」の企画展示を開催しました。

また、国内外の移住関係資料館とのネットワーク強化に取り組むとともに、散逸の危機にある中南米の邦字紙などの収集・保管を進め、「JICA海外移住懸賞論文」を創

設。第1回は「中南米地域の邦字新聞を活用した日本人移住に関する諸研究」をテーマに論文を募集しました。

2. 移住先国での支援

ポリビアの移住地診療所とブラジルのアマゾン病院の運営、ブラジル、ポリビア、ドミニカ共和国での巡回診療や高齢者福祉事業、ブラジル、アルゼンチン、ドミニカ共和国、ペルー、コロンビアでの継承日本語教育を支援するための事業を助成しました。

3. 次世代の人材育成

体験入学やホームステイなどを通して、日本の文化・社会への理解を深め、日系人としてのアイデンティティを向上させるため、移住者の子孫である中学生、高校生、大学生対象の招へいプログラムを実施し、2019年度は合計100人を受け入れました。

また、日本の大学院で就学する日系人に対する側面的な支援として、滞在費、学費などを支給しています。2019年度は新たに11人を受け入れました。

4. 日系社会との連携

①日系社会ボランティア

日系社会で日系人の人々と共に生活し、日本語教育や福祉などの分野で協力する日系社会ボランティアを派遣しています。2019年度は71名を新たに派遣しました。

また、「現職教員特別参加制度(日系)」を通じて、2019年度は8人の現職教員を派遣しました。帰国後、その経験を生かし、

日本在住の日系人子弟により適切に対応していくことが期待されています。

②日系社会研修

大学、地方自治体、公益法人、民間企業などの提案により、日系社会から研修員を受け入れて、各国の国づくりへの協力と、国を超えた交流の促進を図っています。2018年度からは、対象者を日系人に限定せず、中南米地域の日系社会と日本との連携に主導的役割を果たす方とし、2019年度は合計184人を受け入れました。

③民間セクターなどとの連携事業

日本企業と日系人が経営に携わる企業などとのパートナーシップ促進を図ることを目的とした中南米日系社会との連携調査団を、2019年度はブラジルに派遣しました。その結果、JICA民間連携事業などを活用する企業、または独自で中南米への海外展開や国際協力を行う企業も出てきています。

そのほか連携事業として、ブラジルでは、日系病院を通じた日本の医療技術・サービスの国際展開、サンパウロ大学との共同事業による知日派人材の育成に取り組んでいます。ペルーでは、海外投融資を通じて、ペルーの日系人の互助組合を起源とする信用組合であるAbacoに対し、最大1,000万ドルの劣後融資を供与しました。ポリビアのサンタクルス県では、2019年8月に無償資金協力「オキナワ道路整備計画」が着工し、オキナワ移住地と同県の発展への貢献が期待されています。



ポリビア：コロニア・オキナワ 入植65周年記念式典



ペルー：「日系信用組合を通じた中小零細事業者支援事業」調印式

放送大学学園との共同制作番組「日本の近代化を知る7章」

明治維新以降、豊かで民主的な国をつくり上げ、非西洋において初めて先進国となった日本。JICA開発大学院連携では、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国(ドナー)としての知見の両面を学ぶ機会を提供しています。

生涯学習支援チャンネルで放送中

JICA開発大学院連携を推進するために、JICAは2019年に放送大学学園と連携協力に関する協定を締結し、日本の近現代の歩みを学ぶコンテンツの共同制作を進めてきました。その一環として、「シリーズ・日本の近代化を知る7章」を制作し、2019年4月から放送大学の生涯学習支援チャンネル(BS 231 [BSキャンパスex])において放送を開始しました。

この番組は、幕末から明治以降の近代化、戦後の政治の歩みをカバーするもので、JICAの北岡理事長をはじめとする第一人者が講師となり、豊富な歴史資料を用いて日本の歩みを体系的に紹介しています。

日本の近代化の歴史を振り返り、ODAを展望する構成

第1章では明治維新の意義と近代国家建設の歩みを紹介し、第2章では戦前期における日本の政党政治の萌芽と盛衰を振り返ります。

続く第3章、第4章では、日本の敗戦と新たな出発となった戦後政治、経済環境の変化における日本的経営と経済発展について読み解きます。

第5章のテーマは教育です。戦後、日本を支えた人的資源開発の仕組みと特徴を概観します。

第6章では、中国などの東アジアや東南アジアの国々との関係を軸に、日本のこれ

までの立ち位置とこれから目指す方向性を考え、最後に第7章では、日本のODAについて事例を紹介しながらその哲学と政策、特徴についてとらえ直します。

2020年度からオンデマンドで視聴可能に

2020年度からは放送大学におけるインターネットを用いたオンライン授業として、JICA関係の留学生に学習の機会を提供していく予定です。日本について学ぶ外国人のためだけでなく、今後国際社会で活躍する日本人が、日本の経験や知見に関する英語表現を深めていくことも目指し、2020年以降もJICAと放送大学学園は続編の共同制作を進めていきます。

放送大学BS放送「日本の近代化を知る7章」概要

特徴

- 幕末から明治以降の近代化、戦後政治の歩みをカバー
- 当代一流の講師陣をラインナップにそろえ、わかりやすく紹介
- 言語は英語、テロップで日本語の字幕

講義内容・講師

- | | |
|-----|---|
| 第1章 | 「明治維新：日本近代化の原点」
JICA理事長 北岡伸一 |
| 第2章 | 「政党政治の盛衰」東京大学教授 五百旗頭 薫 |
| 第3章 | 「戦後日本の政治外交」
政策研究大学院大学学長 田中明彦 |
| 第4章 | 「経済成長と日本的経営」国際大学学長 伊丹敬之 |
| 第5章 | 「日本の近代化と教育」JICA理事 萱島信子 |
| 第6章 | 「『アジアと日本』から『アジアの中の日本』へ」
熊本県立大学理事長 白石 隆 |
| 第7章 | 「日本の国際協力」国際大学教授 加藤 宏 |







協力形態と 事業運営

技術協力、有償資金協力、無償資金協力といった
3つの代表的な支援メニューのほか、
JICAのプロジェクトにおける環境社会配慮や事業評価、
国際協力人材の確保・育成への取り組みを紹介します。

技術協力

キャパシティ・ディベロップメント

技術協力は、開発途上国の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上(キャパシティ・ディベロップメント)を目指す、人から人への協力です。日本の技術をそのまま開発途上国に適用するのではなく、相手国の地域性や歴史的背景、文化などを考慮して、その国に最適な課題解決方法を、その国の人々と共に探っていきます。人材育成のみならず、組織体制の強化、政策立案・制度構築などを通じた重層的な支援を実施しています。

技術協力のさまざまなメニュー

1. 専門家派遣

開発途上国の協力の現場に日本人専門家を派遣して、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、協働して現地に適合する技術や制度の開発、啓発や普及などを行います。

2. 研修員受入

日本や日本以外の国において、開発途上国の当該分野の開発の中核を担う人材に対し、それぞれの国が必要とする知識や技術に関する研修を行います。

3. 技術協力プロジェクト

「専門家派遣」や「研修員受入」のほか、必要な機材の供与を最適な形で組み合わせてプロジェクトとして実施する、技術協力の中心的な事業です。

技術協力プロジェクトの一つの種類として、「地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)」があります【▶ P.53を参照ください】。

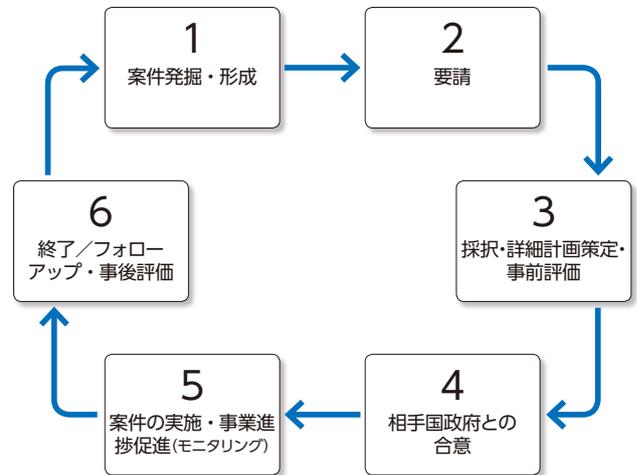
4. 開発計画調査型技術協力

開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定などを支



マラウイ：日本人専門家が見守るなか、灌漑技師が測量を実施(中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト) [写真提供：久野真一]

プロジェクトサイクル



援するとともに、相手国に対し、調査・分析手法や計画の策定手法の技術移転を行います。

技術協力の流れ

技術協力は、上図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。

① 案件発掘・形成

開発途上国との対話やJICA在外事務所による情報収集により、案件発掘・形成を行います。

② 要請

相手国政府からの要請を日本政府が受領します。

③ 採択・詳細計画策定・事前評価

外務省、関係各省、JICAによる検討の後、実施する案件を決定(採択)し、日本政府と相手国政府の間で協力に関する口上書を交換します。必要に応じて詳細な計画策定のための調査を実施し、事前評価を行います。

④ 相手国政府との合意

JICAと相手国政府の実施機関との間で案件の目的や活動内容を合意します。

⑤ 案件の実施・事業進捗促進(モニタリング)

案件の実施中はJICAと相手国政府の実施機関の双方が、協力の成果の発現に向けた定期的なモニタリングを行います。

⑥ 終了/フォローアップ・事後評価

案件終了後に、必要に応じて補完的な支援(フォローアップ)を実施します。また、案件終了後、約3年が経過した時点で事後評価を行います。

本邦研修

日本国内を舞台とする技術協力

日本の経験を世界に

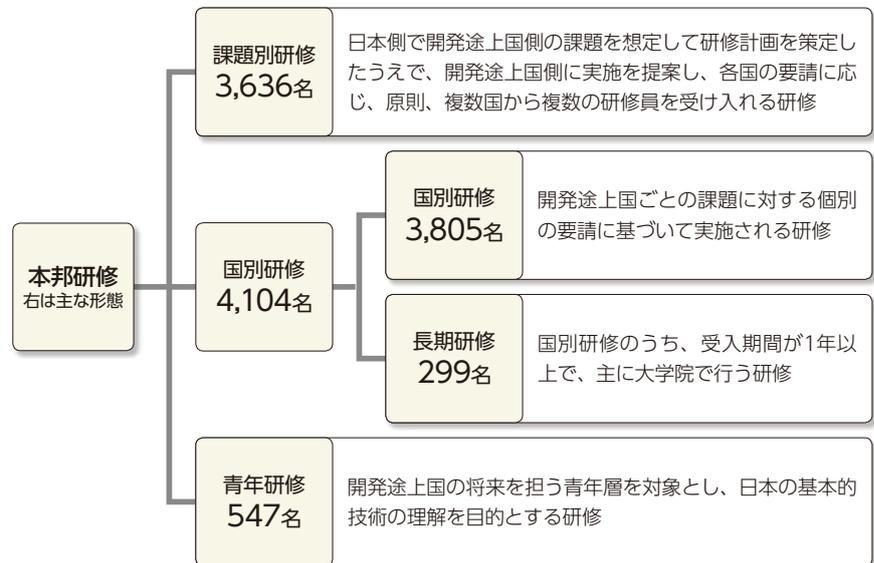
「本邦研修」は開発途上国の関係者を日本に招いて行う研修です。開発途上国からの行政官などの参加と、国や地方自治体、大学、民間企業、公益法人やNGOなどの国内のパートナーの協力を得て実施されています。全国の12のセンターを中心に、毎年およそ1万人を日本に受け入れており、1954年の事業開始以降、本邦研修参加者は累計37万人に上ります。

日本国内で実施する研修の意義は、日本の各分野の知識や最先端技術そのものを伝えるというよりは、開発途上国の発展に日本の経験を生かすことにあります。日本ならではの知識、技術、経験を用いて開発途上国の人材育成や課題解決に向けた取り組みを後押しする、規模と内容の多様性という点でも世界でも極めてユニークな技術協力であり、日本の国際協力の大きな特長の一つとなっています。

より戦略的な研修の実施に向けて

本邦研修には、滞在中に日本人や日本文化に触れることで参加者の日本理解が促進されたり、研修の一環で行われる視察プログラムなどを通じて、国内各地域の受入先機関・企業が開発途上国の情報を得たり、海

本邦研修2019年度新規受入実績



外展開につながる人脈を形成したり、学生が研修員との交流を通じて国際感覚を養ったり、といった副次的な効果もあります。

このように、本邦研修は、効果的な協力を実施するうえでの基幹的役割を担うと同時に、開発途上国の未来を担う人材に対して日本理解を促進する機会を提供するものであり、さらには日本の地方の国際化にも

貢献するものであるという認識の下、事業を展開しています。

また、近年の開発途上国の発展に伴い、開発途上国を対等なパートナーとし、日本と双方向の学びにより新たな価値を創造する「共創」の考え方に立ち、プログラム内容の改善・充実を図っています。

JICA-Net

時間と距離の制約を超えた国際協力へ

JICA-NetはJICAが実施する遠隔技術協力事業です。JICAではTV会議システムや、デジタル化された各種教材(マルチメディア教材)などを活用し、遠隔学習の手法を用いた技術協力を実施しています。

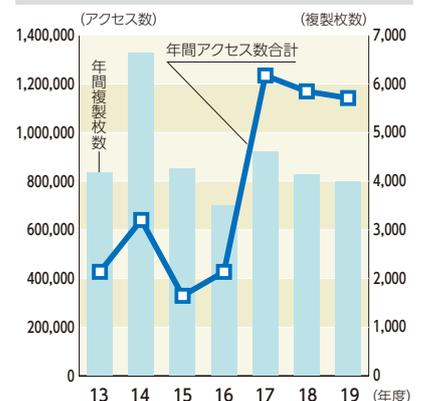
2019年までにTV会議システムを61カ国78拠点と接続し、292の動画教材を制作するなど、遠隔技術協力事業の基盤強化を進めてきました。動画教材は日本の開発経験をテーマごとに制作しており、以下はその一例です(括弧内は制作年度)。

- ヒロシマ復興からのメッセージ～復興における地方行政の役割と取り組み～ (2019)

- 母子手帳を世界に～途上国における導入と普及～ (2018)

マルチメディア教材の多くは、Webアクセス可能な「JICA-Netライブラリ」で公開されています。動画教材のほか、過去の研修やセミナーの資料もあり、2017年度以降、アクセス数が大幅に増加。学術機関や国際会議の場などでも教材が広く活用され始めています。教材は英語版、日本語版がありますので、ぜひこの機会にJICA-Netの動画教材をご覧ください。日本の「当たり前」が、開発途上国から高い評価を受ける理由が、ここにあります。

JICA-Netライブラリ 利用実績 (2013～2019年度)



「遠隔技術協力 JICA-Net」に関する詳しい内容は [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tech_pro/jica_net.html) https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tech_pro/jica_net.html を参照ください。

有償資金協力

有償資金協力は、ODAのうち、開発途上国に対して緩やかな条件で比較的大きな開発資金を融資または出資し、その成長・発展への取り組みを支援するものです。

円借款

開発途上国のオーナーシップを重視した支援

開発途上国の経済成長や貧困削減のためには、当該国自らのオーナーシップ(主体性)が必要不可欠です。円借款は、資金の返済を求めることにより、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業実施を促し、開発途上国のオーナーシップを後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金協力であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性の高い支援手段です。

円借款の流れ

円借款は、右上図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。最終段階である事後評価から得られる教訓は、新しいプロジェクトの準備に生かしていくことから、こうした一連の流れを「プロジェクトサイクル」と呼んでいます。

円借款の種類

1. プロジェクト型借款

① プロジェクト借款

道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設など、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や、土木工事などの実施に必要な資金を融資するもので、円借款の代表的な形態です。

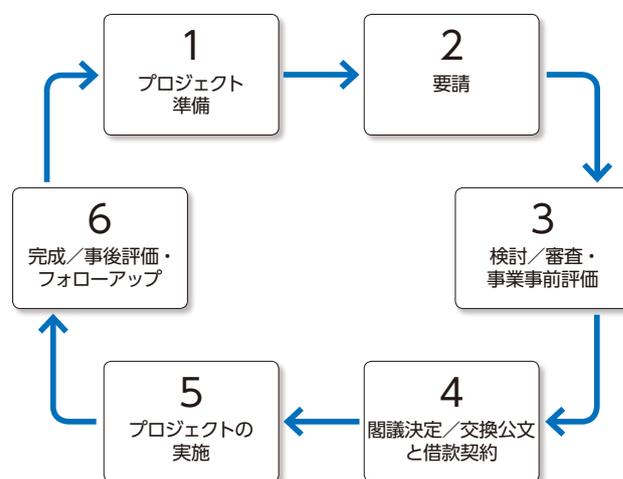
② エンジニアリング・サービス (Engineering Service: E/S) 借款

大型事業や不確定要素の高いプロジェクトなどにおいて、プロジェクト実施に必要な調査・設計段階で求められるエンジニアリング・サービス(現場の詳細データ収集、詳細設計、入札書類作成など)の資金を本体事業に先行して融資するものです。プロジェクト借款と同じくフィージビリティ調査(Feasibility Study: F/S)などを通じて事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となります。

③ 開発金融借款(ツーステップローン)

借入国の政策金融制度の下、開発銀行などの借入国の金融機関を通じて、中小企業や農業などの特定部門の振

プロジェクトサイクル



興や貧困層の生活基盤整備などのために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金が渡るまでに金融機関を経由する手順となるので、ツーステップローン(Two Step Loan: TSL)とも呼ばれます。この借款では、多数の最終受益者に資金を供与することができます。

④ セクターローン

複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務およびコンサルティング・サービスの費用を融資するものです。サブプロジェクトが小規模かつ全国各地に散在している場合には、セクターローンにより、円滑なサブプロジェクトの実施が可能となります。

2. プログラム型借款

政策や制度の改革を目指している開発途上国の国家戦略、貧困削減戦略の実施のために融資するものです。近年は、そうした戦略に沿った改革項目が相手国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約を締結し、資金を融資して、相手国予算に組み込まれるタイプのものが主流となっています。改革項目の達成を確認する際には、将来の改革項目についても協議し、長期的な枠組みの下で開発途上国の政策・制度改革を支援しています。

海外投融資

開発途上国での民間企業による開発事業への支援

近年、開発途上国の経済・社会開発では、民間セクター



ケニア：日本の技術を活用し、東アフリカの玄関口・モンバサ港に架かるアフリカ大陸最長の斜張橋の建設と周辺道路の改良を円借款で支援。モンバサの交通・流通の円滑化が、地域経済の発展につながる事が期待されている。写真は橋の完成予想図

の役割の重要性がますます高まっており、JICAは国際機関、欧米ドナーと共に、民間セクター向けの支援を大幅に強化しています。海外投融資は、こうした民間企業などが開発途上国で行う事業に対する「出資」と「融資」による支援を通じて、開発途上国の経済活性化、人々の生活向上などを目的とする業務です【➡ P.50を参照ください】。

支援対象分野

海外投融資は開発効果の高い事業に対して行われます。対象事業はODA対象国において、①貧困削減に向けた生活・成長基盤を整備するための「インフラ・成長加速化」、②貧困層を直接受益者とする「SDGs・貧困削減」、③気候変動などにより貧困層が被る負の影響を予防・軽減する「気候変動対策」の3分野に貢献する事業です。

リスク審査・管理体制の構築

海外投融資業務は、リスク審査・管理体制を構築したうえで実施しています。JICAは部門間の相互牽制体制のほか、管理勘定*を通じて海外投融資全体のポートフォリオ管理を行い、業務実施体制およびリスク審査・管理体制を構築しています【➡ P.84を参照ください】。

* 2020年3月期末での海外投融資管理勘定における貸付金残高は307.45億円、関係会社株式は467.32億円、投資有価証券は38.75億円です。2020年3月期での経常収益は193.45億円（うち受取配当金158.52億円）、当期純利益は126.57億円となりました。管理勘定では、新JICA設立時である2008年10月1日を基準として、海外投融資事業の資産を継承する形としています。

経常収益は海外投融資に関する受取配当金、貸付利息等であり、経常費用は海外投融資に関する借入金支払利息、貸倒引当金繰入、業務委託費等となっています。なお、海外投融資事業に直接関係しない収益や費用（例：減価償却費、不動産関係費用、人件費等）は管理勘定収支に含めていません。

ファイナンスと知見を組み合わせた民間セクター支援

持続可能な産業開発に向けて

JICAは技術・ノウハウ・資金を総動員して、さまざまな角度から民間セクターが抱える課題に取り組んでいます。

例えば、ガーナではカカオ豆の輸出が貴重な外貨獲得手段となっている一方で、生産性の低さや児童労働が課題となっています。JICAはカカオ豆の生産性向上のため、2020年2月に海外投融資「カカオ豆バリューチェーン強化事業」に調印し、カカオ樹木の植え替えや流通設備整備などの支援を開始。あわせて、児童労働を含むカカオ産業を取り巻く課題の解決に向けて、日本企業やNGOを含む多くの関係者が協働して取り組む場として「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を2020年1月に設立しました。目指しているのは社会的・経済的・環境的に持続可能なカカオ産業の実現です。

JICAは開発金融機関が主導する「G7 2Xチャレンジ：女性のためのファイナンス*1」や、国際金融公社（IFC）が策定した「インパクト投資の運用原則*2」にも参加しており、多様なアクターと共に民間セクターへの支援を通じた持続可能な開発目標（SDGs）達成に積極的に貢献していきます。



ガーナ：開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォームのローンチセレモニーにて。ガーナの国営機関Ghana Cocoa Boardの関係者とJICAガーナ事務局長

*1 ジェンダー平等や女性の経済的エンパワーメントにつながる事業への投資の増加を目指すG7のイニシアティブ。

*2 経済的便益に加え、社会・環境に対するインパクトに関心を持つ企業・機関への投資の要件を示すもの。広く適用されることでインパクト投資の推進につながると期待されています。2019年8月、JICAは日本で初めて同原則に署名しました。

無償資金協力

開発途上国の将来のための基盤づくり

無償資金協力は、開発途上国に資金を贈与し、開発途上国が社会経済開発のために必要な施設を整備したり、資機材を調達したりすることを支援する形態の資金協力です。返済義務を課さない資金協力であるため、開発途上国のなかでも、所得水準の低い国を中心に実施されます。

支援内容としては、病院、学校、給水施設、灌漑施設、道路、橋、港湾、電力などの社会経済開発に貢献する基礎インフラの整備を中心に展開しています。これらに加えて、開発途上国の平和構築、ビジネス環境の整備、防災・災害復興や気候変動対策などへの支援、開発途上国の政策立案を担う人材の育成などさまざまな支援を行っています。

無償資金協力によって整備された施設などが持続的に活用されるように、事業のなかで運営維持管理に関する技術指導(ソフトコンポーネント)も実施しています。

無償資金協力の流れ

無償資金協力は、右上図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。最終段階である事後評価から得られる教訓は、新しいプロジェクトの準備に生かされます。

① プロジェクト準備

協力準備調査などを通じてプロジェクトを無償資金協力により実施する妥当性を検証するとともに、相手国政府と協議しながらプロジェクト内容を計画します。

② 要請

相手国政府からの要請を日本政府が受領します。

③ 検討／審査・事前評価

プロジェクト内容を検討・審査し、事前評価を行います。

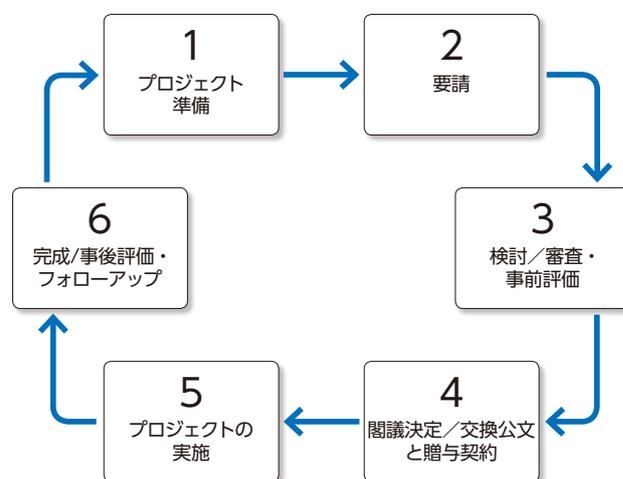
④ 閣議決定／交換公文と贈与契約

日本政府はJICAによる審査結果を踏まえ、無償資金協力プロジェクトの実施を閣議決定します。その後、日本政府と相手国政府との交換公文、JICAと相手国政府との贈与契約の締結を行います。

⑤ プロジェクトの実施

相手国政府が実施主体となり、プロジェクトが実施されます。JICAは相手国のオーナーシップを尊重しながら、プロジェクトの適正かつ円滑な実施を確保するために進捗を確認し、相手国政府などの関係者に助言を行います。

プロジェクトサイクル



⑥ 完成／事後評価・フォローアップ

プロジェクトの終了後、事後評価を行います。必要に応じて機材・施設の機能回復や協力成果の普及・拡大を支援するフォローアップを行うことがあります。また、その結果を新しいプロジェクトの準備に活用しています。

JICAが実施する無償資金協力の種類

1. プロジェクト型の無償資金協力

相手国政府がコンサルタントやコントラクターなどと契約を締結して、施設の整備や機材の調達を行うための無償資金協力です。基礎生活分野での整備や社会基盤となるインフラ整備などが行われます。

2. プログラム型の無償資金協力

一つの無償資金協力事業の下で複数のサブプロジェクトを柔軟に実施する形態の無償資金協力です。紛争・災害からの復旧・復興支援では、刻々と変化する多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められます。これまで、フィリピンで発生した台風ヨランダ災害の復興・復旧を対象とした支援などに適用されています。

3. 国際機関と連携した無償資金協力

国際機関と交換公文や贈与契約を締結して、国際機関のノウハウを活用してプロジェクトを実施する形態の無償資金協力です。

4. 財政支援を通じた無償資金協力

包括的な社会経済開発計画である貧困削減戦略の推進などのため、開発途上国に対して財政支援を行う形態の無償資金協力です。資金の使途や支出項目を特定しない



東ティモール：国内唯一の国際港湾として機能するディリ港。既存のフェリーターミナルを無償資金協力により移設・拡張し、旅客と貨物の分離を促進。2019年10月に竣工を迎え、東ティモールにおける安全かつ効率的な海上輸送の拡大に貢献している

一般財政支援や、資金の使途や支出項目を特定の分野に限定するセクター財政支援などを実施しています。

5. 人材育成のための無償資金協力

将来指導者となることが期待される行政官などを日本の大学に留学生として受け入れ、帰国後は、社会経済開発計画の立案・実施において専門知識を有する人材として活躍すること、また日本の良き理解者として、両国の友好関係の強化に貢献することを目的とする無償資金協力です。

質の高いインフラ輸出に向けた取り組み

1. 事業・運営権対応型の無償資金協力

経済便益は高いものの、事業採算性が低い官民連携（PPP）事業において、開発途上国政府が事業費の一部を負担することにより採算性の確保が見込まれる事業に対して行う無償資金協力です。施設建設から運営維持管理まで包括的に実施する公共事業が対象です【→ 右コラムを参照ください】。

2. 地方自治体と連携した無償資金協力

日本の地方自治体が蓄積した経験やノウハウを生かした質の高い事業を支援する無償資金協力です。技術協力や専門家派遣などの経験がある地方自治体からの事業提案に基づき、案件形成を行っています。

3. 医療技術・サービスの国際展開を促進する無償資金協力

プロジェクト型の無償資金協力において、医療機材納入後もメンテナンスを含むアフターサービスを行うことで、より高い品質の機材・サービスを相手国に提供するものです。日系医療機材メーカーと相手国医療機関などとの長期的な関係構築を促進しています。

事業・運営権対応型無償資金協力

日本企業の海外進出を支援する新しい無償資金協力

JICAは日本の民間企業が有する、施設建設から運営維持管理までの優れた一連の包括的技術を用いて開発途上国の開発課題の解決に貢献するため、新たに事業・運営権対応型無償資金協力を開始しました。

カンボジアで実施する「タクマウ水道拡張計画」は、本無償資金協力学スキームのJICA実施第1号案件として協力準備調査を実施し、2020年2月に閣議協議されたものです。首都プノンペン近郊のタクマウ市では、人口や商業施設の増加による水需要の増加、原水水質の悪化などにより、既存の浄水場の供給能力のままでは給水が困難となっています。本事業では、タクマウ市内に浄水所を整備することにより、給水サービスの向上を実現し、生活環境の向上に貢献します。

加えて、本事業では、日本の民間企業が無償資金協力で整備される浄水場の事業運営権も獲得し、中長期にわたって事業の運営を担います。日本が持つ効率的な運営維持管理のノウハウを発揮することで、水道料金の引き上げを抑制しつつ、質の高い給水サービスを実現していくことが期待されています。

JICAは事業・運営権対応型無償資金協力の実施により、公共インフラなどに関する日本の運営維持管理を含む技術の海外での活用を支援し、開発途上国における質の高い公共サービスの提供に貢献していきます。



処理前の水（左：原水）と浄水処理後の水（右）。JICAはカンボジアで長年、プノンペンのプンプレック浄水場をはじめ安全な水供給への協力を進めてきており、プノンペンの水道水は今では世界保健機関（WHO）の飲料水標準などを満たしている

環境社会配慮

環境社会配慮ガイドライン

社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気や水、土壌、生態系など自然への望ましくない影響や、非自発的な住民移転や先住民族に対する権利侵害といった社会への影響を及ぼす可能性があります。持続可能な開発のためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、それを回避または最小限にとどめるために必要なコストを事業に組み入れる必要があります。

このように、環境や社会に対する影響の緩和に必要な費用を開発コストに内部化させる取り組みが「環境社会配慮」です。そして、環境社会配慮に必要なJICAの責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針が「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下「ガイドライン」)です。JICAは、ガイドラインに基づき、環境や社会に適切に配慮しつつ事業を実施しています。

ガイドラインは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」【➔ <https://www.jica.go.jp/environment/index.html>】で閲覧・ダウンロードでき、英語版や仏語版、西語版、中国語版、「良くある問答集」などの資料もご覧いただけます*。

ガイドラインに基づく環境社会配慮

JICAは、環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提としてプロジェクトを行っています。相手国等の開発目的に資するプロジェクトにおいて、環境や社会に与える望ましくない影響を回避または最小化し、相手国等による適切な環境社会配慮が実施されるよう支援し、確認しています。ガイドラインに基づいてJICAが行っている取り組みには、以下が含まれます。

1. 環境社会配慮の支援

JICAは、相手国等が適切な環境社会配慮を実現できるよう各種の支援をしています。例えば、プロジェクトの形成段階では、「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。また、研修事業などの技術協力によって、相手国等の能力強化も支援しています。

さらに日本側の支援体制強化のため、コンサルタントなどを対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社会配慮に関する情報収集、他援助機関との情報交換も行っています。

2. 環境社会配慮の確認

JICAはプロジェクトの形成、実施是非の検討、実施、

事業完了後の各段階で、相手国等による環境社会配慮について確認しています。その手続きは、環境や社会への影響の度合いに応じてプロジェクトを4つのカテゴリーのいずれかに分類する「スクリーニング」、プロジェクト実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。

スクリーニングでは、相手国等から提供される情報に基づき、環境や社会に与え得る望ましくない影響の度合いに応じて、A(重大な影響を及ぼす可能性がある)、B(影響はAより小さい)、C(影響は最小限かほとんどない)、FI(JICAの融資等が金融仲介者等に対して行われ、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない)の4つのカテゴリーにプロジェクトを分類。その後、各カテゴリーに合った環境社会配慮の手続きを実施します。

環境レビューでは、相手国等が作成する環境社会配慮の状況を記載した「環境チェックリスト」や、環境アセスメントなどの報告書に基づき、予想される環境や社会に対する影響や相手国等による対応状況を確認します。特にカテゴリAのプロジェクトについては、相手国等から提出された環境アセスメント報告書などに基づき、プロジェクトがもたらす可能性のある正や負の影響を確認します。負の影響については、これを回避、最小化、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価します。環境改善を図るためのさらなる方策があれば、それらも含め評価します。

また、環境レビューに先立ち、環境社会配慮文書などを公開するといった透明性の確保にも努めています。

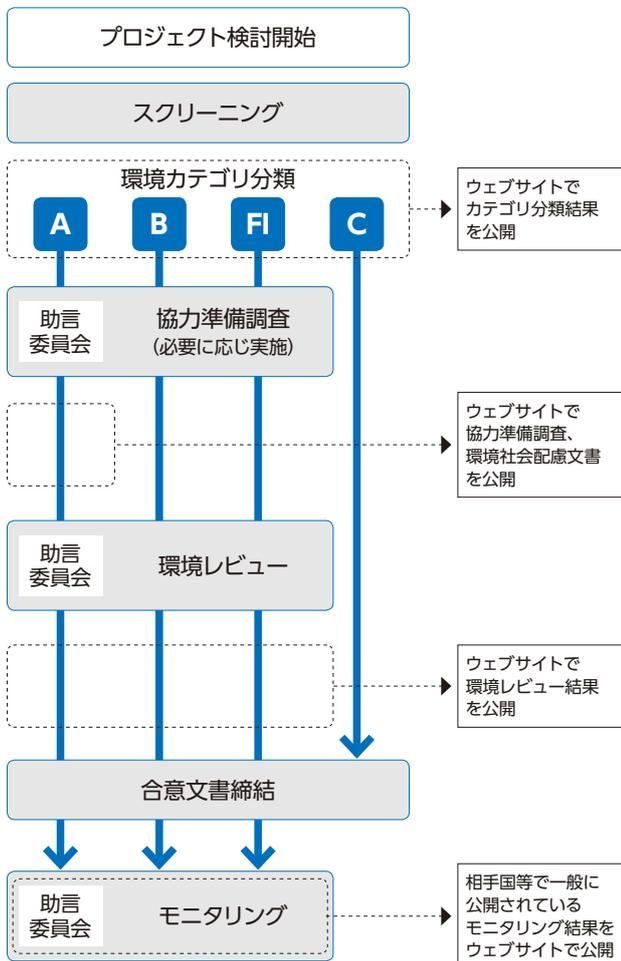
環境社会配慮のモニタリングは、相手国等によって実施されます。JICAは、カテゴリA、B、FIのプロジェクトについて、一定期間、重要な環境影響項目に関して相手国等によるモニタリングの結果を確認します。また、モニタリング中に事態の改善が必要であると判断した場合には、相手国等に適切な対応を促すと同時に、必要に応じた支援を行います。

3. 環境社会配慮助言委員会

JICAは、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環

* 現行のガイドラインは、2010年7月以降に要請のあったプロジェクトに適用されています。2010年6月以前に要請されたプロジェクトについては、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)」または「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002年4月)」が適用されます。

環境社会配慮確認の手続き



環境社会配慮助言委員会」を常設しています。2019年度は「全体会合」を11回、全体会合で任命された委員が個々の助言対象案件などについて検討する「ワーキンググループ会合」を23回開催し、計17案件に関する助言を得たほか、ガイドラインに関する包括的な検討を6回行いました。委員名簿や全体会合などの議事録は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」で公開しています。

4. 異議申立手続

JICAは、ガイドラインの遵守を確保するために、上記の取り組みに加えて異議申立手続を整備しています。これは、JICAが定めたガイドラインの不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受ける恐れのある被援助国の住民またはその代理人が、所定の手続きに従ってJICAに異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、事業担当部局から独立

した「異議申立審査役」によって審査されます。異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果をJICA理事長に報告します。また、ガイドラインの不遵守を理由とした問題や紛争が確認された場合には、当事者である申立人と相手国政府との対話の促進を図ります。

異議申立に関する手続きや年度ごとの報告は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」と英文ウェブサイトの「Environmental and Social Considerations」内で公開しています。2019年度に異議申立の受領はありませんでした。

5. 情報公開

JICAは、環境社会配慮に関する説明責任と透明性を確保するために、情報公開の促進に努めています。プロジェクトの環境社会配慮についての情報公開は、原則として相手国等が主体的に行いますが、JICAも、環境社会配慮に関する重要な情報をガイドラインに則り公開しています。詳しくは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」をご覧ください。

6. 他援助機関の制度との調和

ガイドラインでは、JICA事業の環境社会配慮について、世界銀行のセーフガード・ポリシー（世界銀行が借入人に遵守を求める環境社会配慮の要件を示した業務政策）から大きな乖離がないことを確認することとしています。また、適切と認める場合には、国際金融機関などが定めた基準やその他の国際的に認知された基準、グッドプラクティスを参照することと定めています。

そのためにJICAは、世界銀行やアジア開発銀行などの他援助機関と緊密に連携し世界的な動向を把握するとともに、JICAの取り組みを発信しています。また、協調案件については合同で環境社会配慮の調査・確認などを行い、調和を図っています。

7. 環境社会配慮ガイドラインの改定検討

現行のガイドラインでは、「施行後10年以内にレビュー結果に基づく包括的な検討を行う。その結果、必要に応じて改定を行う。」と規定されています。これを踏まえて、JICAは現行ガイドラインが適用されたプロジェクトのレビューと包括的な検討を実施し、改定に向けた検討を進めています。

事業評価

事業評価の目的と方針

JICAは、事業のさらなる改善と国民への説明責任を果たすことを目的とし、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、プロジェクトの開発効果の向上に努めています。

また、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助スキームに共通して、PDCA (Plan、Do、Check、Action) サイクルに沿った事業評価、OECD DACによる国際的なODA評価の視点である「DAC評価5項目」*による評価【→ 下表を参照ください】、JICA独自開発のレーティング制度の活用による統合的な評価の実施を目指しています。

総合的・横断的な評価・分析

JICAでは、個別事業の評価に加え、複数のプロジェクトを取り上げて総合的かつ横断的に評価・分析し、特定の開発課題や援助手法などをテーマとした評価も実施

プロジェクトのPDCAサイクルにおける評価

事前段階 Plan	実施段階 Do	事後段階 Check	Action
事前評価	モニタリング (事業進捗促進)	事後評価	フィードバック～ アクション
事業の実施前に、妥当性、計画内容、想定する効果、指標などを検証	案件計画段階で策定した計画に基づく定期的なモニタリング(事業進捗促進)および事業終了時点での協力成果の確認	事業の終了後に、有効性、インパクト、効率性、持続性などを検証。事後評価後は教訓・提言への対応を確認	評価結果は、当該事業の改善のみならず、類似の事業の計画・実施に反映

しています。特定の観点から、通常の事業評価とは異なる切り口で評価・分析をすることによって、共通する提言・教訓を抽出することを目的としています。

2019年度は、対中協力40周年の契機をとらえ、日本の対中協力の貢献を分析する総括的な評価を環境と感染症対策分野で行い、中国でその成果を報告したほか、紛争影響国支援に関する教訓・知見を得るべく、ウガンダで実施した国内避難民支援事業の事後評価結果に対する有識者分析を行うなど、幅広い評価活動を実施しました。

DAC評価5項目による評価の視点

妥当性 (relevance)	プロジェクトの目標が、受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるかなどの正当性や必要性を問う
有効性 (effectiveness)	主にプロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社会に便益がもたらされているかなどを問う
インパクト (impact)	プロジェクトの実施によってもたらされる、正・負の変化を問う。直接・間接の効果、予測した・しなかった効果を含む
効率性 (efficiency)	主にプロジェクトの投入と成果の関係に着目し、投入した資源が効果的に活用されているかなどを問う
持続性 (sustainability)	プロジェクトで生まれた効果が、協力終了後も持続しているかを問う

* DACは2019年12月に「Coherence (仮訳：整合性)」を新たな評価項目として追加し、6項目に変更となりました。JICAでは、同変更を踏まえた評価方法の改定を検討しています。

客観性と透明性を確保した評価

事業実施の効果を客観的な視点で測ることが求められる事後評価では、案件規模に応じて外部の評価者による評価(外部評価)を実施し、評価結果をJICAウェブサイト上で公開して透明性の確保に取り組んでいます。また、外部有識者で構成される「事業評価外部有識者委員会」を定期的に開催し、評価の手法や体制、制度全般などに関する助言を得ています。

評価結果の活用の重視

JICAの事業評価は、類似の事業の計画・実施に評価結果を反映し、それらの事業の質を高める役割も担っています。あわせて、JICAの協力の基本的方針への活用も強化しています。また、相手国政府へ評価結果のフィードバックなどを行い、評価結果が相手国政府のプロジェクトや開発政策などに反映されるよう努めています。

事業評価に関する詳しい内容は、事業評価年次報告書【→ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2019/index.html) https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2019/index.html】、個別の案件の評価結果は、事業評価案件検索【→ [JICAウェブサイト](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php) <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>】を参照ください。

人材養成・確保

国際社会の大きな変化に伴い、援助ニーズも日々多様化し、複雑になってきています。これらのニーズに的確に対応するプロフェッショナル人材を確保するため、さまざまな取り組みを行っています。

人材の確保

JICAのさまざまな事業の第一線で活躍する専門家は、公示を経たコンサルタントとの契約によるものを除き、「国際キャリア総合情報サイト(PARTNER)」^{*1}を通じた公募や関係機関からの推薦審査で選ばれています。優れた専門家の派遣を通じ、開発途上国でより良い活動が展開されるよう、適切な人材の確保に努めています。2018年度以降、海外拠点で事業形成や実施監理を担う企画調査員については、ロスター登録制度を導入し、一括募集を実施しています。

また、直ちに国際協力の現場で活躍できる人材として、国際協力専門員や特別嘱託の確保に努めています。特に国際協力専門員は、専門分野における卓越した知見を活用して、JICA事業の質の向上に貢献しています。

将来を見据えた人材の養成

1. インターンシップ・プログラム

国際協力に関する理解を深め、また将来の国際協力人材を養成することを目的に、大学生、大学院生、社会人を対象としたインターンシップを行っています。2019年度は、内外の拠点や本部で143名を受け入れました。

2. ジュニア専門員

中長期的に人材不足が懸念される分野において、一定の専門性と職務経験、海外での活動経験を有する人材を対象に、将来の専門家養成に取り組んでいます。研修終了後は、専門家として海外の事業現場への赴任が想定されます。

即戦力となる人材の養成

国際協力の潮流や新たな課題に関する知識習得を目的に「能力強化研修」を行っています。2019年度は19コースを開催しました。「栄養改善人材育成」、「社会基盤マネジメント」、「気候変動と開発」など、持続可能な開発目標(SDGs)に対応するコースを実施し、国際協力における即戦力人材の養成を行いました。

赴任決定者に向けた「赴任前研修」も毎月開講しています。この研修ではODAやJICA事業の概要、組織・事業

2019年度の実績

人材確保

国際協力専門員	102名
特別嘱託	27名
公募・推薦審査による専門家(企画調査員を含む)	986名 ^{*2}

人材養成

インターンシップ・プログラム	143名
ジュニア専門員	26名
能力強化研修	464名
専門家赴任前研修	329名

国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)

PARTNER登録者数(累計)	45,514名
PARTNER登録団体数(累計)	1,939団体
求人(JICA以外)、研修・セミナー情報提供件数	3,710件
キャリア相談件数	215件

のマネジメント手法や経理実務、また安全や健康面での留意事項などについて講義や演習を提供しています。

国際協力に関わる人材の拡大

「国際キャリア総合情報サイト(PARTNER)」では、「オールジャパンでの国際協力活動推進」という理念の下、JICAだけでなく、国際機関、開発コンサルタント、国際協力NGO/NPO、政府・地方自治体、大学、民間企業など、幅広い実施主体の情報を一元的に発信しています。個人登録者数は4万5,000人以上、登録団体数は1,900団体以上に達しました。求人、研修・セミナー、各種イベントの最新情報を多数掲載しており、国際協力業界の情報プラットフォームとして活用されています。

PARTNER事業では、世界を舞台に活躍するためのキャリア形成に関するセミナー開催やキャリア相談なども実施しています。2019年度は、国際キャリアにおける多様なアクターやロールモデルを紹介する「国際キャリアフォーラム」を東京、京都、福岡で開催しました。また、国際協力分野の仕事を紹介する「JOBセミナー」では、キャリア転進、国際機関、スポーツと開発、アフリカをテーマとした国際キャリアなどについて取り上げました。

^{*1} 詳しくは <http://partner.jica.go.jp/> をご覧ください。

^{*2} 公募・推薦審査による専門家(短期・長期)のうち2019年度中に新規派遣された延べ人数。業務実施契約コンサルタントの専門家等は含まれません。





組織運営

内部統制や安全管理などの
コーポレートガバナンスおよび広報活動、
組織の人材育成や働き方改革を紹介します。

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進するべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

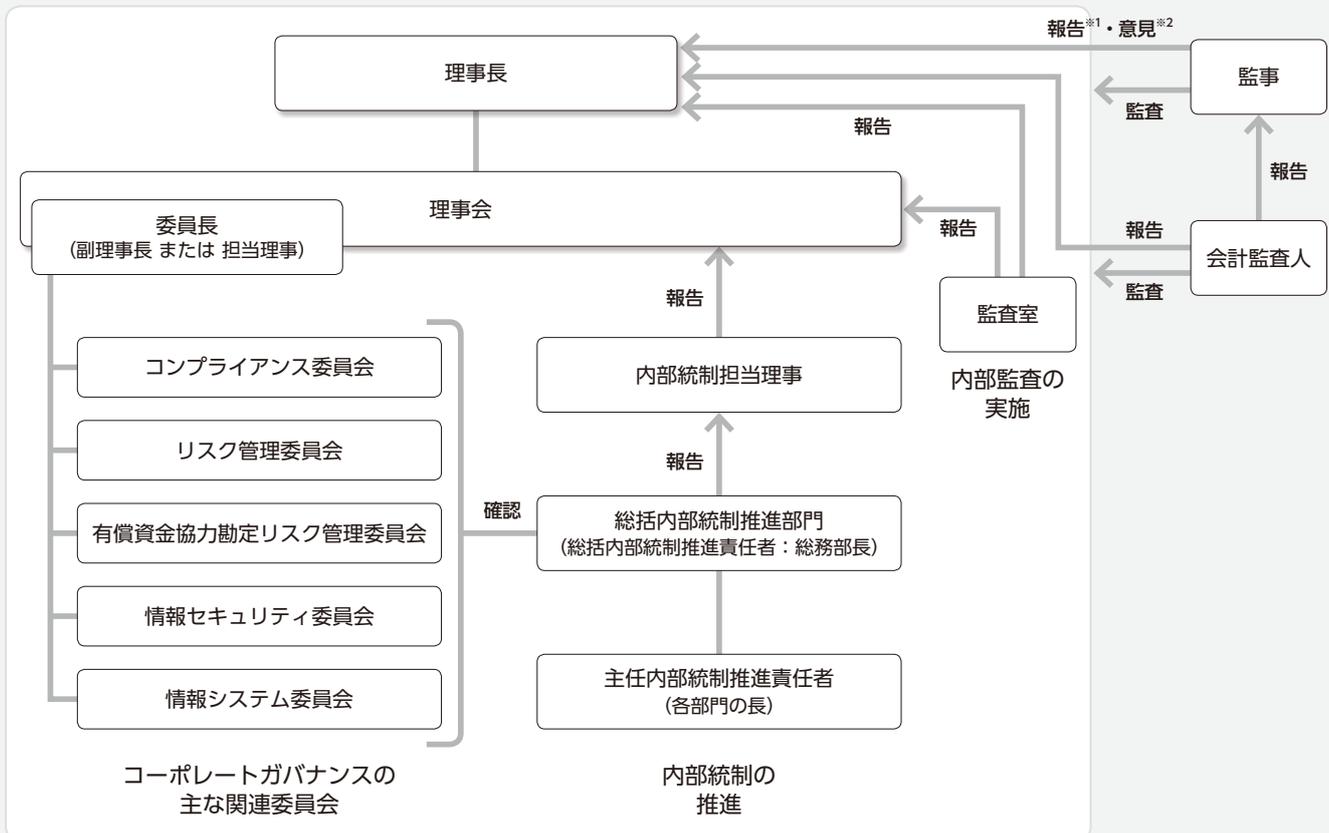
また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正か

つ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて業務改善を行うことで、ガバナンスの質を確保しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めたマニュアル類を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、法令違反などの早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報受付窓口と外部通報受付窓口を設置し、運用しています。

JICAのコーポレートガバナンス



※1 監査報告は理事長を経由して主務大臣に提出される。

※2 主務大臣にも意見を提出することができる。

業績評価

目標・計画策定と業務実績評価の枠組み

「独立行政法人通則法」の規定に従い、JICAは主務大臣（JICAの場合は外務大臣など）が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき事業を運営しています。また、各年度の終了時と中期計画の終了時には、業務実績を評価します（業績評価）。これらを通じ、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを確保した効果的・効率的な事業運営を目指しています。

具体的には、JICAは各年度の年度計画の達成状況に関する業績を自己評価し、その結果を主務大臣に提出、公表します。これを受け、主務大臣はJICAの業績を評価し、その結果をJICAに通知、公表します。また、評価結果に基づき、必要に応じてJICAに業務運営の改善を命じることができます。中期目標期間終了時には、主務大臣が、JICAの業務の継続や組織の存続の必要性、業務および組織全般にわたる検討を行い、次期の中期目標に反映させるなど、必要な措置を講じます。

また、総務省独立行政法人評価制度委員会は、客観性確保の観点から、各独立行政法人の主務大臣による目標策定や業績評価の結果、中期目標期間終了時に取られる措置に対して、必要に応じて主務大臣に意見を述べます。

2018年度の業績評価の結果

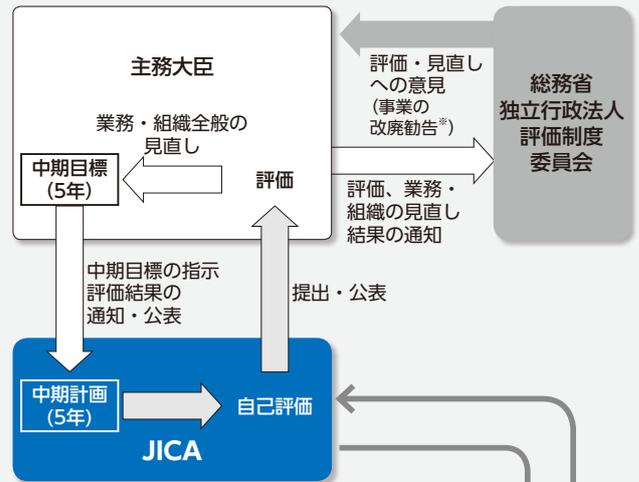
第4期中期計画（2017～2021年度）では、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。

これらの計画の達成に向けた業務運営を行った結果、第4期中期計画の2年目に当たる2018年度計画に対しては、「中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる。」と評価されました。なお、2018年度の業績評価で所期の目標を上回る成果を上げたと認められた項目と主な成果はP.82表のとおりです。

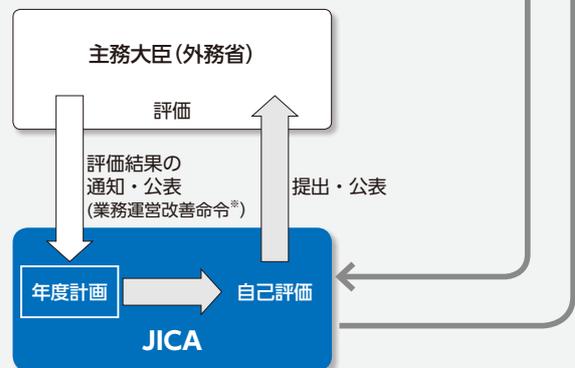
また、2017年度に生じた予算執行管理問題により改

JICAの業務運営と業績評価の枠組み

中期（5年）の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



※主務大臣評価の結果、事業の改廃勧告や業務運営改善命令がなされることがあります。

善が求められた「戦略的な事業運営のための組織基盤づくり(項目別評定No.9)」、「財務内容の改善(同No.11)」と「内部統制の強化(同No.16)」については、いずれも「所期の目標を達成している」と評価されました。そのうえで、主務大臣より、「予算執行管理強化に関する諮問委員会の最終報告書等を踏まえ、部署の設置や規程の整備等の体制の整備を行ったが、その体制を形骸化することなく、相互牽制が機能する組織となるためのリスクチェック部門の育成や、不断の見直し・改善に取り組むことを期待する」との指摘がありました。JICAでは予算執行管理強化のための各種取り組みを継続するとともに、それが形骸化することのないよう不断の見直しに取り組んでいます。

2018年度の業績評価結果の概要 (S評定・A評定)*

項目 (項目別評定No.)	主な成果
---------------	------

S評定 (所期の目標を上回る顕著な成果が得られているとされた項目)

地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な社会の構築 (No.4)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仙台防災協カイニシアティブに基づく人材育成 ■ インドネシア・スラウェシ地震・津波被害への迅速な緊急援助と技術協力の開始 ■ アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) を通じたコメ生産量倍増、23カ国での国家稲作振興戦略の策定
多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大 (No.7)	<ul style="list-style-type: none"> ■ JICA開発大学院連携の本格始動 ■ 地方自治体による草の根技術協力での経験の国内への還元と、開発協力参加の促進 (北海道帯広市、鹿児島県大崎町) ■ エッセイコンテスト受賞作品の中学校道徳教材への採用

A評定 (所期の目標を上回る成果が得られているとされた項目)

開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 (No.1)	<ul style="list-style-type: none"> ■ バングラデシュでの初の全国デジタル地形図完成への支援 ■ ラオス・ビエンチャン国際空港ターミナル運営への日本企業参画 ■ アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ) 修了生と連携した日本企業のアフリカへのビジネス展開促進
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 (No.2)	<ul style="list-style-type: none"> ■ コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱集団発生への対応 ■ ボリビアの乳児死亡率の大幅改善 ■ 世界保健機関 (WHO) と連携した母子健康手帳の活用推進 ■ エジプトでの日本式教育の導入・展開
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 (No.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ラオスの民法典国会成立 ■ フィリピン・ミンダナオ島マラウィ市での迅速なインフラ整備への支援
地域の重点取組 (No.5)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「自由で開かれたインド太平洋」への貢献 ■ タイでの洞窟遭難事故捜索・救出活動への支援、同支援への国家勲章受章 ■ ABEイニシアティブの目標値達成、シリア難民支援の公約達成
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 (No.6)	<ul style="list-style-type: none"> ■ バングラデシュにおける遠隔医療支援の事業化検証の取り組みが「第2回日経ソーシャルビジネスコンテスト」大賞受賞 ■ インドネシアへの中小企業支援を通じた綿タコ高付加価値化、タイのラム8世橋のひび割れ計測業務の受注
事業実施基盤の強化 (No.8)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「人間の安全保障」に関する研究書籍を商業出版 ■ グアテマラ火山災害、モザンビークサイクロン被害への緊急援助
効果的・効率的な開発協力の推進 (No.13)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業などのSDGsへの認知度向上に向けた取り組みの強化、教育現場でのSDGs理解度向上への貢献 ■ トルコ研修員同窓会関係者の受勲、米国海外民間投資公社 (OPIC) との業務協力覚書の締結
開発協力の適正性の確保 (No.15)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女子の学習環境改善に対する伊勢志摩サミット貢献策への寄与 ■ ジェンダー案件比率の拡大
人事に関する計画 (No.17)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在宅勤務の利用実績増加により、2018年度総務省「テレワーク先駆者百選」に選出 ■ 働き方改革の施策「SMART JICA 2.0」を進め、育児休業取得男性職員数の増加、時間外勤務時間の削減などを実現

* 2018年度の業務実績に対する評価結果を含め、主務大臣によるJICAの業務実績評価の詳細は外務省ウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000515571.pdf>) から参照できます。

コンプライアンス・リスク管理

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、経営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

コンプライアンス体制とリスク管理

JICAは、独立行政法人として、高い社会的責任と公共的使命を有しています。こうした社会的責任と、国民や国際社会からの期待に適切に応えていくとともに、日本を取り巻く環境の変化を踏まえ、法令、内部規程、社会規範に則した透明で公正な業務運営を確保することがますます重要となっています。適正に業務を運営していくうえで、コンプライアンス体制は不可欠の要素です。こうした認識の下、JICAは、業務実施における行動理念をコンプライアンス・ポリシーとして定めています。

コンプライアンスは内部統制の目的の一つであり、コンプライアンス体制の適切な確保のために、法令・内部規程違反などを未然に防止し、組織全体として適切に対処するとともに、再発防止を目的とする事故報告制度と内部通報・外部通報制度を設けています。また、JICAの関連する事業において贈賄などの不正行為が行われないよう不正腐敗情報相談窓口などによる不正腐敗防止にも取り組んでいます。さらに、コンプライアンスに関わる多様な問題をわかりやすく解説したコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し、各役職員の行動上の指針としています。

コンプライアンスに関する諸事項を審議・検討するため、副理事長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を定期的で開催し、コンプライアンス関連事案の発生状

況をモニタリングしています。

一方、リスクの特定・評価は内部統制の基本要素です。JICAは、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画などの組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応体制を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクへの対応状況を確認しています。これらを踏まえ、組織全体としての主要なリスクを分類し、理事会および内部統制担当理事を委員長として定期的で開催する「リスク管理委員会」において、それらのなかでも特に重大な「重大リスク」を特定し、各リスクへの取り組みを審議・検討することによって組織的な対応を強化しています。

2019年度の活動

不正腐敗情報相談窓口や内部通報・外部通報受付窓口を運用するとともに、専門家派遣や研修を通じて相手国政府の不正腐敗防止に関する能力向上やガバナンス強化を支援しています。また、海外投融資業務におけるマネーロンダリングなどの不正腐敗防止の取り組みとして、出融資の際のバックグラウンドチェックを試行的に実施し、本格実施に向けて情報収集・整理を行いました。加えて、近年、国際的に対策強化が求められている「性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント(SEAH)」の防止に向け、取り組み方針を広く発信するとともに、担当の上級責任者を任命し、SEAHに関する組織内の役割・責任体制の構築などを進めました。

また、各部署でのリスク自己点検に加え、職員や関係者のコンプライアンス意識の醸成と不正の再発防止強化を促進するための研修も実施しました。

新たな取り組みとして、総務部、財務部、人事部、安全管理部などのリスク主管部、地域担当の6部、国内事業部がリスクの自己点検結果を検証し、各部署のリスク認識・対策が強化されました。また、リスク主管部などが組織横断的にリスクの傾向を把握し、各部署との間でリスク認識を共有したことが、組織全体のリスク体制の強化につながりました。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款など)を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、JICAでは一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

1. 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しを行っています。

2. 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権などを適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要です。JICAは一般の金融機関に適用される法律も参照しつつ、内部規定などを整備して資産自己査定を実施しており、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

3. 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブなど国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行などの多様な資金調達

手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

安全管理

JICAは開発途上国において国際協力に取り組む関係者が、安全にかつ安心して活動できるよう、安全対策に取り組んでいます。2016年7月のダッカ襲撃テロ事件および南スーダンからの関係者の国外退避を契機に、関係企業・団体の要望などを受けて外務省と共に取りまとめた「国際協力事業安全対策会議 最終報告」を踏まえて、安全対策の強化を進めてきました。

そのうえで、2017年11月に「JICA安全対策宣言」を発表し、国際協力事業関係者の安全確保のため、以下の取り組みを推進しています。

- ① 危機管理意識を高め、脅威を未然に回避する
- ② ハード・ソフト両面の防護能力を強化する
- ③ 危機発生時に迅速かつ的確に対応する

加えて、2020年初頭、中国に端を発した新型コロナウイルス感染症のその後のパンデミックに対する防御策として、関係者の避難一時帰国を実施しました。

① 危機管理意識を高め、脅威を未然に回避する 脅威情報の収集・分析・発信体制の強化

活動地域の治安情勢の見通しや国際テロ情勢などの変化に対応するため、常時情報の収集・分析を行っています。最新情報の迅速で的確な提供と、必要な対策の指示や注意喚起により、現地で活動する関係者がいち早く危険を回避できるようになります。そのために、国内外のさま

ざまなリソースから情報を収集する体制を整え、国際機関や諸外国の援助機関、研究機関とのネットワークの構築を図るとともに、国・地域の情勢をとらえた的確な安全対策が実施できる組織づくりを進めています。こうして得た情報に基づき、活動地の脅威度を評価し、国別の安全対策措置（渡航措置および行動規範）に反映しています。

JICA事業関係者向けに、海外での安全対策への心構えや、一般犯罪、テロ・暴動、交通事故などの具体的なケーススタディを網羅したハンドブックを作成・配布し、安全対策の一層の励行を呼びかけています。

交通安全対策の強化

海外における事業関係者のリスクにはさまざまなものがあります。なかでも交通事故に遭遇するリスクは高く、ひとたび事故が発生すれば、医療体制が十分に整備されていない開発途上国では重大な結果を招きます。他方、交通事故は関係者の安全意識・行動の徹底により相当程度防止可能であることから、2019年10月から2020年3月にかけて、すべての海外拠点において、事業関係者を対象とした交通安全意識の啓発・高揚のための「海外交通安全キャンペーン」を実施しました。

② ハード・ソフト両面の防護能力を強化する 海外拠点等での防護措置の強化

2018年度に、技術協力や資金協力事業等各事業の

ハード・ソフト両面での安全対策強化について、案件形成段階から適切な安全対策を検討するため、脅威度や事業タイプに応じた安全対策の参考情報を整理するとともに、審査体制を構築しました。2019年度は、その体制に基づき、18カ国45件の事業サイトについて具体的に対策を検討し、防護策の強化を行いました。また、セーフルーム整備などのハード対策を通じた海外拠点の防護策強化や、高脅威度国に所在する小規模な海外拠点において安全管理体制の点検・強化も図りました。

国内外での安全対策研修・訓練の実施と拡充

2019年度は、国際協力事業に関わっている企業や団体などを広く対象とした安全対策研修を引き続き実施し、一般犯罪と交通安全、テロの動向についての渡航者向け研修(講義形式)やリスクに遭遇した際の対応について実践的なセルフディフェンス・スキルを習得するためのテロ対策実技訓練を行いました。また、企業・団体の安全管理者を対象とした管理者向け研修を実施するとともに、渡航者向けと管理者向けの研修を東京以外の国内主要3都市でも行いました。海外においても事業関係者に対する現地安全対策研修を実施しました。

2019年10月からは、JICAウェブサイト上で、ビデオ教材や理解度テストを含むウェブ版の研修教材の提供を開始し、渡航者向け研修と同等のコンテンツを遠隔地の事業関係者も受講可能になりました。

また、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) eCentre

2019年度安全対策研修・訓練開催実績		
研修の種類	実施回数・国数	参加者数・閲覧数
講義(国内)	20回	776名
実技(国内)	13回	417名
実技(海外)	18カ国	860名
(講義・実技合計参加者数)	—	2,053名
ウェブ研修	—	3,210アクセス



テロ対策実技訓練において、爆弾の首が開かされた後に伏せて周囲の状況を確認する訓練

(タイ・バンコク)と連携して国際NGO関係者等向けに安全管理研修を提供しており、2019年度もセルフディフェンスと安全管理マネジメントの研修を実施しました。

③ 危機発生時に迅速かつ的確に対応する 危機発生に備えた訓練

危機発生時に迅速かつ的確に対応するためには、状況に応じた冷静な判断・対応と関係者間の連携が不可欠です。そのため、有事や災害などの危機発生時に、事業関係者に迅速な情報伝達を行い、安否確認など適切な初動ができるよう全海外拠点で緊急連絡訓練を実施しています。2019年度も、海外拠点や本部関係部を対象に海外緊急事態対応机上訓練や、海外での具体的な有事発生を想定した緊急事態対応シミュレーション訓練を行い、重大事案発生時の初動手順、関係部署間の連携体制、指揮命令・報告連絡系統などの基本動作を確認しました。

危機管理意識の醸成と行動規範の徹底

安全対策強化の取り組みに加えて、継続して渡航前ブリーフィングや渡航後の巡回指導調査、安全対策連絡協議会開催などを通じて、事業関係者への安全対策指導や危機管理意識の喚起を図っています。そのほか、JICA本部では24時間365日、海外からの緊急連絡を確実に受け付け、迅速に初動対応ができる体制を敷いています。また、平和構築・復興支援対象国などリスクの高い国で活動する事業関係者に対しては、特に治安情勢への留意と行動規範遵守の徹底を促すとともに、警備・防護体制の一層の強化を図っています。

有事対応

大規模な治安事案や治安情勢の悪化への対応

2019年4月のスリランカの同時爆破テロ事件、同年4月以降のスーダンにおける政変と騒擾、南米各国における大規模デモ、2020年1月の米国・イラン対立による中東情勢の緊迫など、大規模治安事案に対応しました。

新型コロナウイルス感染症への対応

2020年初頭以降、全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症に対して、関係者の安全確保のための防護策の第1弾として、全世界のJICA海外協力隊、随伴家族、高齢者・既往症者など脆弱性の高い関係者を対象に、避難一時帰国措置を発動し、実施しました。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティ・個人情報保護に関する規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、「サイバーセキュリティ基本法」に基づき決定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成30年度版)」に準拠するべく、「情報セキュリティ管理規程」と「情報セキュリティ管理細則」を2020年1月に改正し、関連の対策も講じるなど、さらに情報セキュリティの強化を図っています。

個人情報保護については、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(2018年10月総務省行政管理局通知)や、2018年5月に欧州連合(EU)が施行した「一般データ保護規則

(GDPR)」などを踏まえ、2018年12月に「個人情報保護に関する実施細則」を改正し、契約書のひな型やハンドブックの改訂なども実施しています。現在、JICAが事業を展開している各国においてもEUのGDPRに追随する形で個人情報保護関連法律を改訂する動きがあるため、これに対応できるよう、情報収集を行っています。

従来にも増して情報セキュリティ・個人情報保護強化の必要性が高まるなか、役職員等向けの訓練・研修や日常的な情報提供・注意喚起、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム(CSIRT)の体制構築・訓練などを実施し、さらなる強化に取り組んでいます。

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICAウェブサイトなどで以下の情報を公開しています。

組織に関する情報

目的・業務の概要・国の施策との関係、組織概要、法令・規程集、役員の給与・退職手当の支給基準、職員の給与・退職手当の支給基準、内部統制の概要など

業務に関する情報

業務実績等報告書、中期目標・計画・年度計画など

財務に関する情報

決算公告など

組織・業務・財務についての評価・監査に関する情報

業務実績評価資料、会計検査報告書など

調達・契約に関する情報

随意契約に関する情報など

関連法人に関する情報

一定の関係を有する法人との契約に関する情報など

情報公開について【→ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/disc/index.html) <https://www.jica.go.jp/disc/index.html>】

個人情報保護制度について【→ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/disc/personal/index.html) <https://www.jica.go.jp/disc/personal/index.html>】

組織・業務運営の改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に向けた取り組みを実施しています。なかでも重点的に対応すべき事項として、戦略的な事業運営のための組織基盤づくり、業務運営の効率化、適正化に取り組んでいます。

具体的な取り組みは、以下のとおりです。

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

JICAにおけるイノベーション推進体制を強化するため、企画部に「イノベーション・SDGs推進室」を設置するとともに、社会基盤・平和構築部内の国際科学技術協力室の名称をSTI*室に変更し、STI室に情報通信と宇宙分野の業務を移管しました。また、民間企業との連携を強化するために、中小企業・SDGsビジネス支援事業を国内事業部から民間連携事業部に移管しました。さらに、

国内外の多様な方々との連携促進や開発人材育成の戦略性強化に向けた組織体制の検討を行いました。

業務運営の効率化、適正化

JICAは、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向け、固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直し、調達合理化・適正化を推進しています。

2019年度の主な取り組みとして、調達の改善では、コンサルタント選定における質と価格による選定(Quality- and Cost-based Selection: QCBS)の一部導入、価格競争対象費目の拡大、合意単価の導入による精算の合理化・簡素化などを実施しました。

※ Science, Technology and Innovation (科学技術イノベーション)の略

環境への取り組み

JICAは、持続的発展との調和を図りながら、地球環境の保全に向け、環境問題への取り組みを積極的に進めています。2004年には、環境への取り組み方針を示した「JICA環境方針」を公表(2015年に更新)するとともに、環境マネジメントの国際規格であるISO14001を取得しました。その後、さまざまな環境課題や法規制に的確かつ柔軟に対応するため、2013年に独自の環境マネジメントシステムに移行し、取り組みを推進しています。

JICA環境方針

JICAは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメン

トシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

具体的に、以下の活動を推進しています。

1. 国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

2. 環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

3. オフィスおよび所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

4. 環境法規制等の遵守

JICAが適用を受ける環境法規制等を遵守します。

環境への取り組みについて [→ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/environment/index.html) <https://www.jica.go.jp/environment/index.html>]

人材 (人財)

JICAでは、多様な「人材」が開発協力のプロフェッショナルとして活躍する組織を目指しています。JICAの仕事は海外への転勤や出張を伴い、キャリアと生活の両立にさまざまな工夫が求められます。そのようななかでも、一人ひとりがJICAのミッションに持続的に貢献し続けられるよう、多様な働き方を支える制度の整備、多様性を尊重し互いに助け合う組織文化づくり、そして各人の潜在力や主体性を引き出すための人材育成に積極的に取り組んでいます。

働き方改革「Smart JICA」の推進

JICAは、組織内の働き方改革「Smart JICA」を2015年に立ち上げ、働き方の柔軟化、仕事と家庭生活の両立に対する支援、残業の抑制などに取り組んでいます【→グラフを参照ください】。2018年には、総務省「テレワーク先駆者百選」に公的機関として唯一選出されるなど、JICAの取り組みは対外的にも高い評価を受けています。

2019年度は、「Smart JICA 3.0: Teamwork in Di-

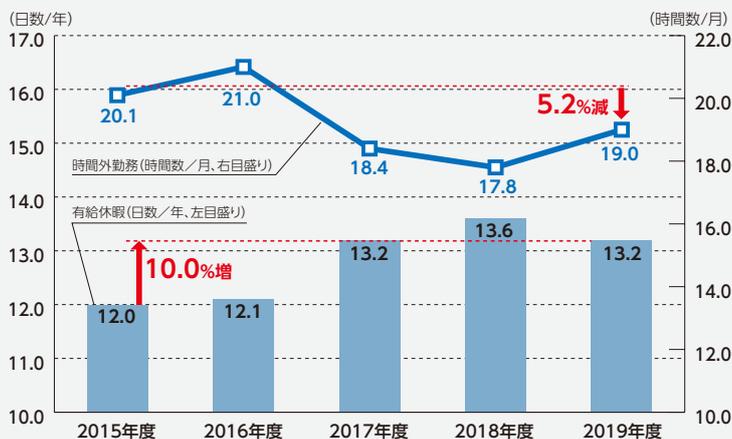
versity)を掲げ【→下図を参照ください】、多様な働き方の促進や業務の合理化・効率化の推進といった従来の取り組みに加えて、多様性のなかで新しい価値を創出するためのチームワーク醸成と成長環境の充実に力を入れて取り組みました。また、2020年に入り、新型コロナウイルスへの対応が求められる状況下、在宅勤務制度のさらなる柔軟化や通勤ピーク回避のための就業時間の弾力化を実施しました【→グラフを参照ください】。

2020年度は、新型コロナウイルスの感染防止策を十分に講じながら、開発途上国と日本社会に対する責務を果たしていくべく、働き方の抜本的な改革に取り組めます。

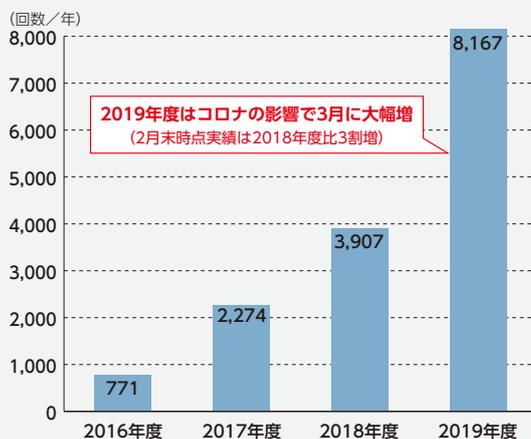
ダイバーシティ&インクルージョンの実現に向けて

JICAは、女性職員がより一層指導的な役割を担い、活躍できる環境の整備に力を入れており、第4期中期計画期間(2017年4月～2022年3月)中に「女性管理職比率を20%以上とする」ことを目標に掲げています。2020年3月末時点で18.6%と順調に推移しており、日

時間外勤務時間数(月平均)と有給休暇取得日数(年平均) ※管理職を除く数値



在宅勤務の実施回数



Smart JICA 3.0: Teamwork in Diversity の概要

目標

令和の時代に、JICAの価値を最大化するため、多様な働き方と職員の成長環境を充実させつつ、内外のアクターを巻き込み新たな目標に積極的にチャレンジする組織文化を形成する。そのため、共感的でインノベティブな目標を基盤としたチームワークの醸成と仕事の抜本的合理化・効率化を推進する。

柱1

多様性のなかで新しい価値を創出するためのチームワーク醸成

柱2

多様な人材の多様な働き方の促進

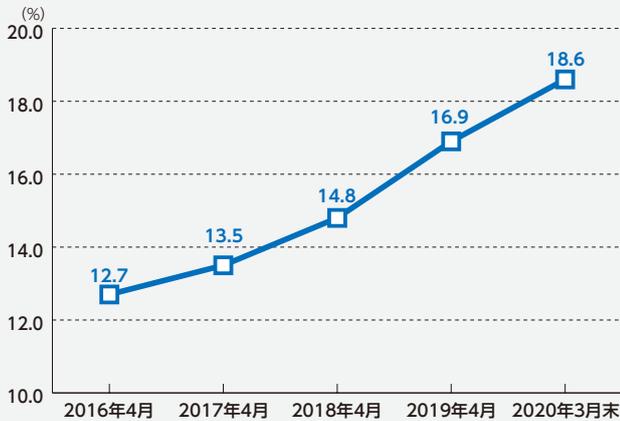
柱3

成長環境の充実

柱4

業務の合理化・効率化の推進

女性管理職比率の推移



本政府が定めた独立行政法人等全体の女性管理職比率の目標値(2021年3月までに15%)は既に達成しています【→ グラフを参照ください】。

また、職員一人ひとりが、さまざまな支援制度を活用しながら、自らのライフイベントとキャリアの両立に取り組んでいます。出産を経験した後に海外赴任している女性職員は近年、常時30名程度おり、男性の育児休業の取得も進んでいます(2019年度は9名)。また、病氣と就労の両立に関しても、がん罹患経験者自身による取り組みと各種支援制度が認められ、JICAは「がんアライアワード*」(2019年)シルバー賞を受賞しました。

障害のある方の雇用も積極的に行い、障害のある方にとって働きやすい職場づくり(組織内で定期的な意見交換会の開催や全スタッフを対象としたE-learningによる社内研修の実施など)に努めています。

さらに近年は、海外の拠点で採用された現地職員(ナショナル・スタッフ)の育成にも力を入れており、現地での研修やTV会議システムを通じた遠隔研修に加えて、日本で業務に従事する機会の提供も進めています。

OJTと主体性・自律性を重視する人材育成

JICAでは、職員一人ひとりが、「使命感」「現場力」「大局観」「共創力」「革新性」の5つの行動規範を持ち、JICAのビジョン「信頼で世界をつなぐ」の実現に貢献できる「国際協力のプロフェッショナル」となるべく、OJT(On-the-Job Training)、Off-JT(職階別の職員研修)、自己研鑽支援などを通じてさまざまな人材育成を行っています。

特に、日々の業務を通じて成長を促すOJTを重視し



2020年度新入職員研修

ています。例えば、新入職員の育成においては1年間に計4名の指導担当者を配置し、現場での指導に取り組んでいます。また、海外に多くの現場を持つJICAならではの制度として、入構1年目の職員を海外に数カ月派遣する「新入職員海外OJT」を実施し、「現場力」の醸成を図っています。

また、職員の主体性を重視し、職員一人ひとりによる自律的なキャリア形成を後押しする制度も整備・拡充しています。例えば、一定の業務量の範囲内で配属先以外の業務に従事できる制度(「10%共有ルール」)や、関心がある部署の業務を短期間お試しで体験することができる「社内インターン研修制度」、一定の年次に達した中堅職員にメンターを配置し、当該職員がキャリアの棚卸しを行って今後のキャリア開発の方向性を検討するためのメンタリングを3カ月間、集中的に実施する「キャリアコンサルティング」などの制度を設けています。

そのほか、新入職員から部門長までの各職階向けの研修を通じて、年次や役職などの段階に応じたリーダーシップやマネジメント能力の養成を図っています。また、職員全員が必須で習得すべきコアスキルを学ぶ場として「JICAアカデミー」を通年で開講し、入構後一定期間内の受講を促しています。さらに、休職して海外や国内の大学院で学位を取得する長期研修制度や、他組織での業務経験を通じて能力を伸ばす出向・研修制度もあります。

なお、2020年4月に人事部に開発協力人材室を設置し、外部の人材を含めた開発協力人材の中長期的な人材育成とキャリア形成支援に戦略的に取り組んでいます。

* がんを治療しながら働く「がん」と就労問題に取り組む民間プロジェクト「がんアライ(Ally:仲間部)」が創設した賞。

広報活動

JICAは、開発途上国の抱える課題や国際協力の重要性、JICAの各種取り組みなどについて、さまざまな媒体を通じて積極的な広報活動を行っています。2019年度は、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)に合わせて「アフリカ」、東京オリンピック・パラリンピックに向けて「スポーツと開発」を中心にJICAの取り組みを広く発信しました。

ウェブサイト、ソーシャルメディア

開発途上国を取り巻く課題、JICAの取り組みや成果などをウェブサイトで国内外に紹介しています。また、個別のプロジェクトを写真付きで紹介する「ODA見える化サイト」に、2019年度末までに4,594件の情報を掲載し、協力内容をわかりやすく公開しています。ソーシャルメディア(Facebook、Twitter、YouTubeなど)も活用し、タイムリーな発信にも注力しています。

広報誌

和文月刊誌「mundi」、英文季刊誌「JICA's World」では、国際的に議論されているテーマに関する特集や、特定の地域におけるJICAの事業などを紹介しています。2019年度の特集テーマは、気候変動対策、栄養改善、日本式の協力、西バルカン地域、中東地域などでした。

報道メディア

本部や国内拠点からプレスリリースによる情報提供を行うほか、テーマを設けてメディア関係者向けの勉強会を開催しています。本部は、日本らしい協力や革新性の高い取り組み、国内拠点は地方自治体、大学、中小企業、JICA海外協力隊員など、各地域の組織や人が主役となって行う協力について、積極的に情報提供しています。



カンボジア：自身がアンバサダーを務めているFC琉球に所属していた青年海外協力隊員の活動現場を視察した北澤さん

海外メディア向けには、各国の拠点がプレスリリース発信や勉強会、事業現場へのプレスツアーを実施しています。2019年度は、アフリカ地域10カ国から新聞・テレビ記者を日本に招き、「アフリカの開発課題に貢献する日本の経験」取材する機会を提供しました。

イベント

グローバルフェスタJAPAN(東京)をはじめ国内外でさまざまなイベントを単独で、または外務省や地方自治体、大学、NGOなどと共同で開催し、一般の方々に直接、国際協力やJICA事業を紹介しています。

JICAオフィシャルサポーター

元プロテニスプレーヤーの伊達公子さん、元サッカー日本代表の北澤豪さん、シドニー五輪の女子マラソン金メダリストの高橋尚子さんが活動しています。2019年度は、北澤さんがカンボジア、高橋さんがマダガスカルを訪問。伊達さんは第5回国際女性会議WAW!(東京)に登壇するなど、それぞれが現場で見て感じた開発途上国の現状やJICAの取り組みは、マスメディアやイベントなどを通じて広く発信されました。

若い世代向けに映像や漫画を活用

若い世代が開発途上国や国際協力を身近に感じる発信を展開しています。2019年度は、テレビ番組やCM、漫画などを通じてわかりやすく伝える活動を行いました。谷川俊太郎さんの詩「私たちの星」のナレーションに合わせ、JICAの開発途上国での取り組みを映像で伝えるイメージビデオのほか、タイでの人身取引の実態を描いた漫画も制作しました。



▲JICAコンセプトムービー「私たちの星」。YouTube JICA channelで公開中 ▶「わたしをとりまく世界の話」。JICA専門家への取材を基に少女漫画家の尾崎衣良さんが執筆



沿革

旧国際協力事業団・旧国際協力機構

1954年	1月 (勸)日本海外協会連合会設立
	4月 (社)アジア協会設立
1955年	9月 日本海外移住振興(株)設立
1962年	6月 海外技術協力事業団(OTCA)設立
1963年	7月 海外移住事業団(JEMIS)設立
1965年	4月 OTCA、日本青年海外協力隊事務局(JOCV)設置
1974年	5月 「国際協力事業団法」公布
	8月 国際協力事業団(JICA)設立
1986年	4月 国際緊急援助隊(JDR)発足
2001年	12月 「特殊法人等整理合理化計画」により、JICAの独立行政法人化の方針が示される
2002年	12月 「独立行政法人国際協力機構法」公布
2003年	9月 特殊法人国際協力事業団を解散
	10月 独立行政法人国際協力機構設立

旧海外経済協力基金・旧国際協力銀行

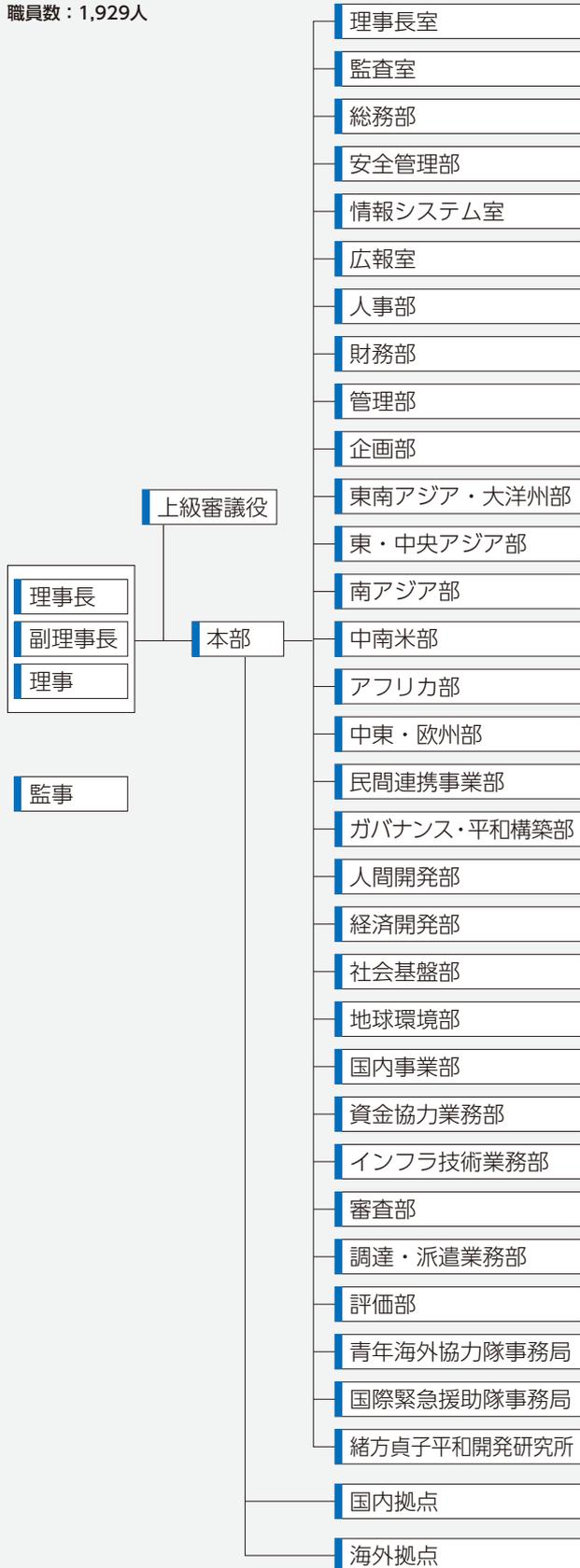
1960年	12月 「海外経済協力基金法」公布
1961年	3月 日本輸出入銀行の東南アジア開発協力基金を承継し、海外経済協力基金(OECF)設立
1966年	3月 OECF初の円借款供与(対韓国)
1995年	3月 「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」閣議決定
1999年	4月 「国際協力銀行法」公布
	10月 国際協力銀行(JBIC)設立

国際協力機構

2006年	11月 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布
2008年	10月 旧国際協力銀行の海外経済協力業務および外務省の無償資金協力業務(の一部)が国際協力機構に統合
	12月 JICA初となる財投機関債(政府保証の付かない公募国内債)を発行
2012年	3月 中小企業海外展開支援大綱の改訂により中小企業海外展開のための支援を開始
	10月 海外投融資の本格再開
2014年	11月 JICA初となる政府保証外債発行
2015年	11月 ドル建て借款の創設
2016年	7月 青年海外協力隊がアジアのノーベル賞とも呼ばれる「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞
2017年	4月 第4期中期計画作成・公表

組織図・役員一覧 (2020年7月1日現在)

職員数：1,929人



本部・国内拠点・海外拠点はP.94-95参照

1. 役員の人数：独立行政法人国際協力機構法第7条の規定により、理事長、副理事長1人以内、理事8人以内および監事3人。
2. 役員の任期：独立行政法人通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。独立行政法人国際協力機構法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。
3. 役員の氏名、役職、前職等：以下のとおり。

役職名	氏名	就任日
理事長	北岡 伸一 [前職] 国際大学学長	2015年10月1日(再任)
副理事長	山田 順一 [前職] 国際協力機構 理事	2020年5月23日
理事	鈴木 規子 [前職] 国際協力機構 国際緊急援助隊事務局長	2016年10月1日(再任)
理事	田中 寧 [前職] 国際協力機構 東南アジア・大洋州部長	2018年8月1日(再任)
理事	植嶋 卓巳 [前職] 国際協力機構 理事長室長	2018年12月1日
理事	天野 雄介 [前職] 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部流域管理官	2019年4月1日
理事	萱島 信子 [前職] 国際協力機構 上級審議役 兼 研究所主席研究員	2019年10月1日
理事	横山 正 [前職] 財務省 大臣官房企画調整主幹	2019年10月1日
理事	中澤 慶一郎 [前職] 国際協力機構 企画部長	2020年5月23日
理事	柴田 裕憲 [前職] 経済産業省 大臣官房審議官(通商戦略担当)	2020年7月1日
監事	町井 弘実 [前職] SGアセットマックス株式会社 コンプライアンス・オフィサー	2014年1月1日(再任)
監事	早道 信宏 [前職] パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社 内部監査室主幹	2017年7月1日
監事	戸川 正人 [前職] 国際協力機構 人事部長	2019年2月1日

(理事および監事は就任順)

➡ 更新情報は [JICAウェブサイト](#) をご覧ください。

本部・国内拠点・海外拠点 (2020年7月1日現在)

本部

本部(麹町)

TEL: 03-5226-6660 (代表)
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部(竹橋)

TEL: 03-5226-6660 (代表)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部(市ヶ谷/JICA地球ひろば)

TEL: 03-3269-2911 (代表)
〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5
<https://www.jica.go.jp/index.html>

国内拠点

JICA北海道

(札幌/ほっかいどう地球ひろば)

TEL: 011-866-8333 (代表)
〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25
<https://www.jica.go.jp/sapporo/index.html>
ほっかいどう地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/hokkaido-hiroba/index.html>

(帯広)

TEL: 0155-35-1210 (代表)
〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2
<https://www.jica.go.jp/obihiro/index.html>

JICA東北

TEL: 022-223-5151 (代表)
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル20階
<https://www.jica.go.jp/tohoku/index.html>

JICA二本松

TEL: 0243-24-3200 (代表)
〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2
<https://www.jica.go.jp/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波

TEL: 029-838-1111 (代表)
〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6
<https://www.jica.go.jp/tsukuba/index.html>

JICA東京

TEL: 03-3485-7051 (代表)
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5
<https://www.jica.go.jp/tokyo/index.html>

JICA横浜

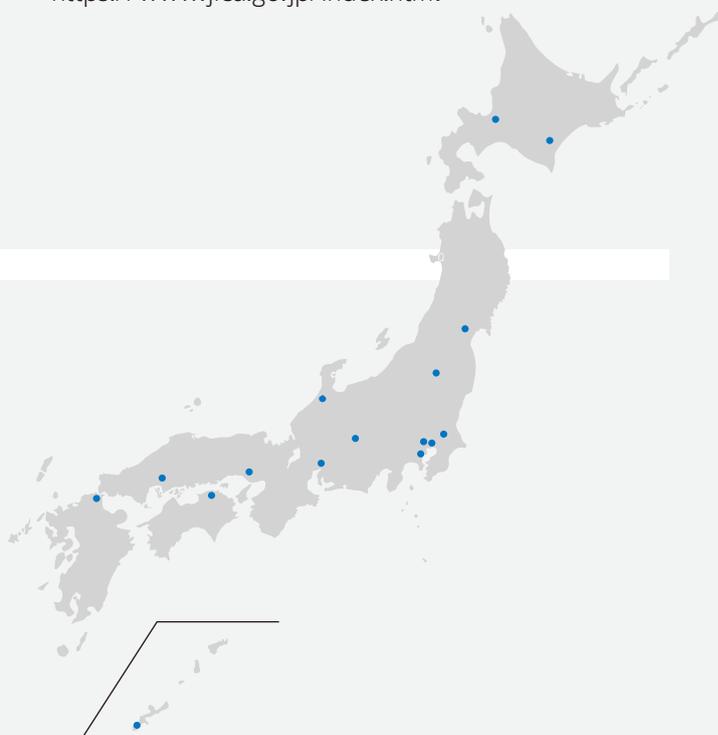
TEL: 045-663-3251 (代表)
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1
<https://www.jica.go.jp/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根

TEL: 0265-82-6151 (代表)
〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15
<https://www.jica.go.jp/komagane/index.html>

JICA北陸

TEL: 076-233-5931 (代表)
〒920-0853 石川県金沢市本町1-5-2
<https://www.jica.go.jp/hokuriku/index.html>



JICA中部/なごや地球ひろば

TEL: 052-533-0220 (代表)
〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7
JICA中部 <https://www.jica.go.jp/chubu/index.html>
なごや地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西

TEL: 078-261-0341 (代表)
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
<https://www.jica.go.jp/kansai/index.html>

JICA中国

TEL: 082-421-6300 (代表)
〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1
<https://www.jica.go.jp/chugoku/index.html>

JICA四国

TEL: 087-821-8824 (代表)
〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階
<https://www.jica.go.jp/shikoku/index.html>

JICA九州

TEL: 093-671-6311 (代表)
〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1
<https://www.jica.go.jp/kyushu/index.html>

JICA沖縄

TEL: 098-876-6000 (代表)
〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1
<https://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>

海外拠点 (50音順)



アジア

アフガニスタン事務所
インド事務所
インドネシア事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
キルギス事務所
ジョージア支所
スリランカ事務所
タイ事務所
タジキスタン事務所
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バングラデシュ事務所
東ティモール事務所
フィリピン事務所
ブータン事務所
ベトナム事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モルディブ支所
モンゴル事務所
ラオス事務所

大洋州

サモア支所
ソロモン支所
トンガ支所
バヌアツ支所
パプアニューギニア事務所
パラオ支所
フィジー事務所
マーシャル支所
ミクロネシア支所

北米・中南米

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン事務所
ウルグアイ支所
エクアドル事務所
エルサルバドル事務所
キューバ事務所
グアテマラ事務所
コスタリカ支所
コロンビア支所
ジャマイカ支所
セントルシア事務所
チリ支所
ドミニカ共和国事務所
ニカラグア事務所
ハイチ支所
パナマ事務所
パラグアイ事務所
ブラジル事務所
ベネズエラ支所
ベリーズ支所
ペルー事務所
ボリビア事務所
ホンジュラス事務所
メキシコ事務所

アフリカ

アンゴラ事務所
ウガンダ事務所
エチオピア事務所
ガーナ事務所
ガボン支所
カメルーン事務所
ケニア事務所
コートジボワール事務所
コンゴ民主共和国事務所

ザンビア事務所
シエラレオネ支所
ジブチ支所
ジンバブエ支所
スーダン事務所
セネガル事務所
タンザニア事務所
ナイジェリア事務所
ナミビア支所
ニジェール支所
ブルキナファソ事務所
ベナン支所
ボツワナ支所
マダガスカル事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所
南スーダン事務所
モザンビーク事務所
ルワンダ事務所

中東

イエメン支所
イラク事務所
イラン事務所
エジプト事務所
シリア事務所
チュニジア事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所
ヨルダン事務所

欧州

トルコ事務所
バルカン事務所
フランス事務所

予算

1 一般勘定 収入支出予算 (2020年度)

(百万円)

区分	2020年度
収入	155,840
運営費交付金収入	153,625
施設整備費補助金等収入	1,708
事業収入	273
受託収入	190
寄附金収入	38
その他の収入	6
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0
支出	155,840
業務経費	144,838
うち開発協力の重点課題	109,096
民間企業等との連携	5,683
多様な担い手との連携	24,845
事業実施基盤の強化	5,215
施設整備費	1,708
受託経費	190
寄附金事業費	38
一般管理費	9,065

(注1) 「2020年度計画」別表1に基づく (https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/2020_01_01.pdf#page=28)

(注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注3) 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算は記載していません。

(注4) 本表は当初予算ベースではなく、補正予算第1号(2020年4月30日成立)および第2号(2020年6月12日成立)を反映したものの。

2 有償資金協力部門 資金計画 (2020年度)

(億円)

	2020年度
出融資計画	
直接借款(円借款)	15,940
海外投融資	560
合計	16,500
原資	
一般会計出資金	475
財政投融資	8,202
自己資金等	7,823
うち 財投機関債	800
合計	16,500

(注) 本表は当初予算ベースではなく、補正予算第1号(2020年4月30日成立)を反映したものの。

事例索引

アフガニスタン	女性警察官のジェンダーに基づく暴力への対応能力向上のための取り組み	P.38
インドネシア	サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト	P.41
ウズベキスタン	地方学校教員の能力向上及び教育格差是正向け学習管理システム(LMS)に係る普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型)	P.52
ケニア	モンバサ港開発事業、 モンバサ経済特区開発事業ほか	P.33
タジキスタン	人材育成奨学計画(JDS)	P.27
タンザニア	草の根技術協力事業 「若年妊娠によるドロップアウトと社会的孤立を予防するための教育支援事業」	P.55
中米6カ国	持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティックス開発マスタープラン策定支援プロジェクト	P.31
トルコ	ボスポラス海峡横断地下鉄整備事業	P.35
パレスチナ	難民キャンプ改善プロジェクト(PALCIP)	P.37
バングラデシュ	地下水調査及び深層帯水層水源開発計画	P.45
フィジー	災害復旧スタンドバイ借款	P.25
ベトナム	「国としての適切な緩和行動(NAMA)」策定及び実施支援プロジェクト	P.39
	新卒看護師のための臨床研修制度強化プロジェクト	P.43
ボリビア	青年海外協力隊(保健師)	P.57
マダガスカル	食と栄養改善プロジェクト	P.47
ミャンマー	ティラワ経済特区の開発	P.23
メキシコ、ブラジル	メキシコ「メキシコ太陽光発電事業」、 ブラジル「分散型太陽光発電システム導入事業」、 ブラジル「持続可能な林産業支援事業」	P.50
モザンビーク	巨大サイクロン災害に対し包括的な緊急支援を展開	P.59
モルディブ	持続的漁業のための水産セクターマスタープラン策定プロジェクト	P.29
ラオス	財政安定化共同政策研究・対話プログラム	P.24
その他	農業及び保健分野におけるイノベティブな金融包摂アプローチに係る研究	P.36
	プロジェクト研究「再生可能エネルギー大量導入時代に向けた途上国支援のあり方について」と各国の関連案件	P.49
	Think20 (T20) Japan 2019	P.61
	JICA－世界銀行グループ第6回ハイレベル対話	P.62
	オープンイノベーション事業 「JICA Innovation Quest (ジャイクエ)」	P.63

国際協力機構 年次報告書 2020

2020年10月発行

編著・発行 独立行政法人 国際協力機構
〒102-8012
東京都千代田区二番町5-25
二番町センタービル
電話番号 03 (5226) 9781
<https://www.jica.go.jp/>

編集協力 高山印刷株式会社
〒113-0034
東京都文京区湯島1-1-12
NTビル2F
電話番号 03 (3257) 0231

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

©2020 国際協力機構 Printed in Japan



From
the People of Japan

